

富士市子ども計画



はじめに

「はぐくむF U J I」

これは、社会の希望であり未来を築く“宝”であるこどもと、子育て当事者を全力で応援する、本市の合言葉です。

「はぐくむ」には、「はぐ（h u g）＝抱きしめる」と「育む」という言葉を合わせて、「みんなで愛を持って抱きしめる」という意味が込められています。

本市では、これまで「はぐくむF U J I」を掲げ、貧困の拡大やいじめ、虐待、体罰など、こどもを取り巻く課題に対応しながら、子育て・保育・教育などの施策を展開するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに至る切れ目のない支援を実施してまいりました。

また、令和4（2022）年には、県内で初めて「富士市子どもの権利条例」を施行し、全てのこどもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、こどもの権利を保障する「こどもにやさしいまちづくり」を推進しております。

一方で、我が国の出生数は減少を続け、令和6（2024）年には70万人を割り、本市においても、加速する少子化への対策が重要課題となっております。

私は、少子化を克服するためには、いかなる時にもこどもをまんなかに据え、結婚、妊娠・出産、子育てに市民の皆様が希望を持つことができる環境づくりを推進し、家庭を持つことやこどもを生み育てることの喜び、楽しさを実感できる社会を創造することが大切であると考えております。

このたび、「こども基本法」と「富士市子どもの権利条例」に基づき、こどもをまんなかに据えて、こども施策を展開する上での基盤となる「富士市こども計画」を策定しました。

本計画に基づく施策を一丸となって推進し、

「こどもまんなか」 みんなではぐくむ やさしいまち ふじ
の実現を共に目指しましょう。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケートや意見聴取にご協力いただきました小学生、中学生、高校生、若者、子育て当事者や市民の皆様には心から感謝申し上げますとともに、富士市子ども・子育て会議の委員の皆様には、様々な視点からご審議いただきましたことを心から御礼申し上げます。

令和7（2025）年3月

富士市長 小長井 義正



目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景と目的	1
2	こども施策をめぐる動き	2
3	計画の位置付け	8
4	計画の期間	9
5	計画の対象	10
6	計画の策定方法	11

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況・課題

1	少子化の状況	14
2	少子化に影響を及ぼす諸要因	19
3	こどもと家庭を取り巻く状況	20

第3章 計画の基本的な考え方

1	めざす姿（基本理念）について	45
2	基本目標	46
3	施策の体系	47
4	施策の全体像	48
5	施策を推進するための考え方	50

第4章 施策の展開について

基本目標 1	こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち	54
基本目標 2	誰一人取り残さずにこどもを支える まち	58
基本目標 3	こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実した まち	66
基本目標 4	切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、安心してこどもを産み育てることができる まち	70
基本目標 5	地域全体でこども・子育てを支える まち	76

第5章 子ども・子育て支援の量の見込と確保方策

1	圏域の設定について	80
2	こども数の推計	82
3	教育・保育の充実について	89
4	地域子ども・子育て支援事業の充実について	100
5	その他の基本的な取り組みについて	112

第6章 計画の推進体制と評価について

1	計画の推進体制	113
2	計画の評価	114

資料編

1	事業一覧	124
2	富士市子どもの権利条例	150
3	富士市子ども・子育て会議条例	154
4	富士市子ども・子育て会議 委員名簿	155
5	用語解説	156

- 本計画では、こども基本法を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用しています。（特別な場合は、法令に根拠がある語を用いる場合や、固有名詞を用いる場合等を言います。詳細は10ページに掲載しています。）

また、本計画の名称についても、こども基本法第10条第2項で「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとする。」とされていることから、こども計画としています。

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

我が国の少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。その要因としては、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由などが挙げられています。

一方で、少子化対策は、国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考えのもとで、これから生まれてくるこどもや、今を生活しているこどもとともに、結婚や子育ての当事者となる若い世代をまんなかに据えていくことが求められています。

令和5(2023)年4月1日、こども基本法が施行され、第1条では「日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策^{*}に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進すること」を目的としています。

また、こども基本法第9条では、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)として、これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることとしています。

本市では、これまで、いじめや虐待などの問題、貧困、不登校などこどもを取り巻く課題に対応しながら、子育て、保育、教育などのこども施策を総合的に実施してきました。

こども基本法や令和4(2022)年4月1日に施行した「富士市子どもの権利条例」の理念にのっとり、従来進めてきたこどもに係る施策に加え、こども自身が権利の主体として自分らしく成長できるよう、こども自身の考え方を大切にしながら、保護者やその周辺の当事者なども含めて、誰一人取り残すことなく、こどもの育ちを支えていく施策を実施していくことが重要であると考えています。

そこで本市は、こどもをまんなかに据えて、「こども基本法」と「富士市子どもの権利条例」に基づき、「富士市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定し、計画的にこども施策を推進していきます。

***こども施策**：こども基本法第2条第2項で定義されており、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる。「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指す。「一体的に講ずべき施策」とは、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策を指す。

「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

2 こども施策をめぐる動き

(1) 国の動向

<「子ども・子育て支援」に関すること>

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成27(2015)年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、「子ども・子育て支援」の充実及び安心してこどもを産み育てる環境や、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組が進められることとなりました。

令和6(2024)年4月1日には、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況等を踏まえ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健機能と児童福祉機能が一体的相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

<少子化対策に関すること>

少子化社会対策基本法に基づき、令和2(2020)年に第4次少子化社会対策大綱が閣議決定されました。この大綱では、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」などの5つの基本的な考え方が示されました。

<「子ども・若者育成支援」に関すること>

平成22(2010)年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「全てのこどもが、自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現をめざす取組」が進められることになりました。同年に示された「子供・若者育成支援推進大綱」により、こどもにおける不安の高まりや孤独・孤立の問題の顕在化などに対応するため、令和3(2021)年に第3次計画が策定されました。

さらに、令和6年(2024)年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこどもが明記されました。

<こどもの貧困対策に関すること>

平成25(2013)年6月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌26(2014)年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築が理念に掲げられています。同法は、令和元(2019)年6月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6(2024)年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

<障害のある子どもへの対応に関すること>

平成28(2016)年6月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害者基本計画（第4次）では、地域共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策と基本的な方向性も定めています。また、障害児福祉計画の基本指針では、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性が示されています。

<児童虐待に関すること>

平成12(2000)年5月、「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、児童虐待の定義や住民の通告義務が定められ、平成19(2007)年の改正では、要保護児童対策地域協議会の設立が市に努力義務化されました。

全国的に児童相談所における児童虐待対応件数が増加し続ける中、平成28(2016)年5月の児童福祉法改正等で児童福祉の理念や国・県・市の役割が明確化され、令和元(2019)年6月の「児童虐待防止の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では児童の権利擁護及び児童相談所等の体制強化が図られました。令和4(2022)年6月の同法改正では子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等が行われています。

<こども施策の推進体制に関すること>

■ こども基本法の施行と、こども家庭庁の設立

令和4(2022)年6月に「こども基本法」が成立し、令和5(2023)年4月にこども家庭庁が創設されました。「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

こども基本法の基本理念

- ・全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ・全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ・全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ・全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ・こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ・家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

■ こども大綱の策定

令和5(2023)年12月22日に、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定しました。

「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

こども大綱の基本方針

- ・こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ・こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)※の打破に取り組む。
- ・施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

※隘路(あいろ)：物事を進める上で妨げとなるものや条件のこと。

■ 少子化対策・居場所づくり等の推進

令和5(2023)年12月に、「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。

「こども未来戦略」では、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざすため、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことが戦略の基本理念として掲げられています。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)において、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関との相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進めていくという重要な役割が求められるとされました。

また、こどもの居場所づくりに関する指針では、「こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められる。」とされ、こども計画にこどもの居場所に関する方針や施策を位置付け、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

■ こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

こども基本法においては、国や地方自治体がこども施策にこどもなどの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

国で令和4(2022)年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」や令和5(2023)年度に実施した「多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を踏まえ、こどもの意見を聴き、政策に反映することについて、実践していく際の留意点や工夫、事例等を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」が令和6(2024)年3月にこども家庭庁から発出されました。

■ こどもまんなか実行計画の決定

令和6(2024)年5月には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」がこども政策推進会議において決定されました。同計画においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までにどのように取り組んでいくかについて、工程表が示されるとともに、施策の進捗状況を検証するための指標がとりまとめられました。

なお、こどもまんなか実行計画は、毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

(2) 富士市の動向

国の動向を踏まえ、本市では次のとおりこども施策を推進してきました。

<子ども・子育て支援事業計画>

「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27(2015)年度からの5年間を計画期間とする「富士市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代育成支援地域行動計画に関連する施策も一部に含めた計画として、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心してこどもを産み育てることができる環境の整備や、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めました。

令和2(2020)年3月には、「第二期富士市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、障害、虐待、貧困などの社会的な支援を必要とするこどもやその家庭を含む多様なニーズに応じた総合的な子育て支援の充実に取り組んできました。

<子ども・若者育成支援計画>

平成22(2010)年4月の「子ども・若者育成支援推進法」の施行や、同年7月の国の大綱である「子ども・若者ビジョン」、そして、平成26(2014)年3月の県の「第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン」の策定を踏まえ、平成27(2015)年3月に「富士市子ども・若者育成支援計画」を策定し、全てのこどもの健やかな成長と自立の支援のための施策を展開しました。

また、令和4(2022)年3月に、「第二次富士市子ども・若者育成支援計画」を策定し、こどもが誰一人取り残されず、社会の中に安心できる居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、多角的な支援体制の整備に取り組んできました。

<子どもの未来サポートプラン>

こどもの貧困に対する社会的な問題意識の高まりの中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策計画として、令和2(2020)年3月に、「富士市子どもの未来サポートプラン(子どもの貧困対策計画)」を策定しました。全てのこどもたちの将来が、その生まれ育った環境に関わらず、夢や希望がかなえられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「生活の支援」、「教育の支援」など具体的な取組を推進していくことで、富士市全体でこどもたちの健全な成長を支えてきました。

<はぐくむFUJI少子化対策プラン>

少子化の進行が全国的に懸念される中、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができる環境づくりに取り組むことで、家庭を持つことやこどもを産み育てることの喜びを実感できる社会を創造し、少子化の進行に歯止めをかけるため、国の「少子化社会対策大綱」や福祉、教育の分野との連携を図りながら、令和3(2021)年3月に「はぐくむFUJI少子化対策プラン」を策定しました。

<富士市子どもの権利条例の制定>

こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4(2022)年4月に県内初となる「富士市子どもの権利条例」を制定しました。この条例では、こどもにとって大切な権利や、こどもに関わる大人の役割のほか、こどもの権利を保障する仕組み等について規定しています。市では、こどもの権利侵害からの速やかな救済とこどもの権利の保障を図るための機関として、令和4(2022)年5月に「富士市子どもの権利救済委員」を設置し、「子どもなんでも相談」を窓口として、こどもの困りごとや悩みごとについて幅広く相談を受け付けるとともに、救済委員や関係機関と連携したこどもの権利の回復を支援する体制の充実を図っています。

また、こども向けのリーフレットの作成や、出前講座、11月20日の「富士市子どもの権利の日」事業の実施等により、条例の普及・啓発、理解促進に取り組んでいます。

<こども家庭センターの設置>

令和4(2022)年6月に「児童福祉法」が改正され、市町村は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとなりました。

これを受け、市では、これまでこども家庭課と地域保健課で取り組んできた妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を、令和6(2024)年4月に「こども家庭センター」として位置付け、関係機関の更なる連携強化を図りながら、子育て家庭に対する相談支援を実施しています。

■こども施策をめぐる全国的な動向と富士市の状況

年月	法律・制度など	富士市の状況
平成2 (1990)年	6月 1.57ショック (合計特殊出生率=当時過去最低の1.57を記録)	
平成12 (2000)年	5月 「児童虐待の防止等に関する法律」成立	
平成17 (2005)年	4月 「発達障害者支援法」施行	
平成18 (2006)年	6月 「学校教育法」の改正(平成19年4月施行) (特別支援学校制度の創設、小中学校等における特別支援教育の推進等)	
平成22 (2010)年	4月 「子ども・若者育成支援推進法」施行	
平成24 (2012)年	8月 「子ども・子育て関連3法」成立	
平成25 (2013)年	6月 少子化危機突破のための緊急対策 (少子化社会対策会議決定) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立 「いじめ防止対策推進法」成立	
平成26 (2014)年	4月 「次世代育成支援対策推進法」改正 4月 「次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」成立 7月 「放課後子ども総合プラン」策定 8月 「子供の貧困対策に関する大綱」策定 11月 次世代育成支援対策行動計画策定指針 (平成27(2015)年4月適用)	
平成27 (2015)年	4月 「子ども・子育て支援新制度」施行	「子ども・子育て支援事業計画」 「子ども・若者育成支援計画」
平成28 (2016)年	4月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」成立 (仕事・子育て両立支援事業の創設等) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 6月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び 児童福祉法の一部を改正する法律」成立 12月 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等 に関する法律」成立	
平成29 (2017)年	6月 「子育て安心プラン」策定	
平成30 (2018)年	3月 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」成立 9月 「新・放課後子ども総合プラン」策定	
平成31 (2019)年	3月 『児童虐待防止対策の抜本的強化について』 (関係閣僚合意)	
令和元 (2019)年	5月 「子ども・子育て支援法」改正 6月 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正す る法律」公布 10月 幼児教育・保育の無償化開始 11月 「次世代育成支援対策行動計画策定指針」改正 (令和2年4月適用) 「子供の貧困対策に関する大綱」改定	
令和2 (2020)年	3月	「第二期子ども・子育て支援事業計画」 「子どもの未来サポートプラン」
令和3 (2021)年	4月 「第3次子供・若者育成支援推進大綱」 5月 「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」とりまとめ 「第4次少子化社会対策大綱」成立 12月 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」成立	「はぐくむFUJI少子化対策プラン」
令和4 (2022)年	6月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立 「こども基本法」成立	「富士市子どもの権利条例」の施行(4月) 「子どもの権利救済委員」の設置(5月)
令和5 (2023)年	4月 こども家庭庁設立 12月 「こども大綱」策定	
令和6 (2024)年	4月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 5月 「次世代育成支援対策行動計画策定指針」改正 (閣議決定)(令和7年4月適用) 6月 「子ども・子育て支援法」改正 令和5年の合計特殊出生率が過去最低の1.20を記録したと発表	こども家庭センターの設置(4月) 重層的支援体制整備事業の実施

3 計画の位置付け

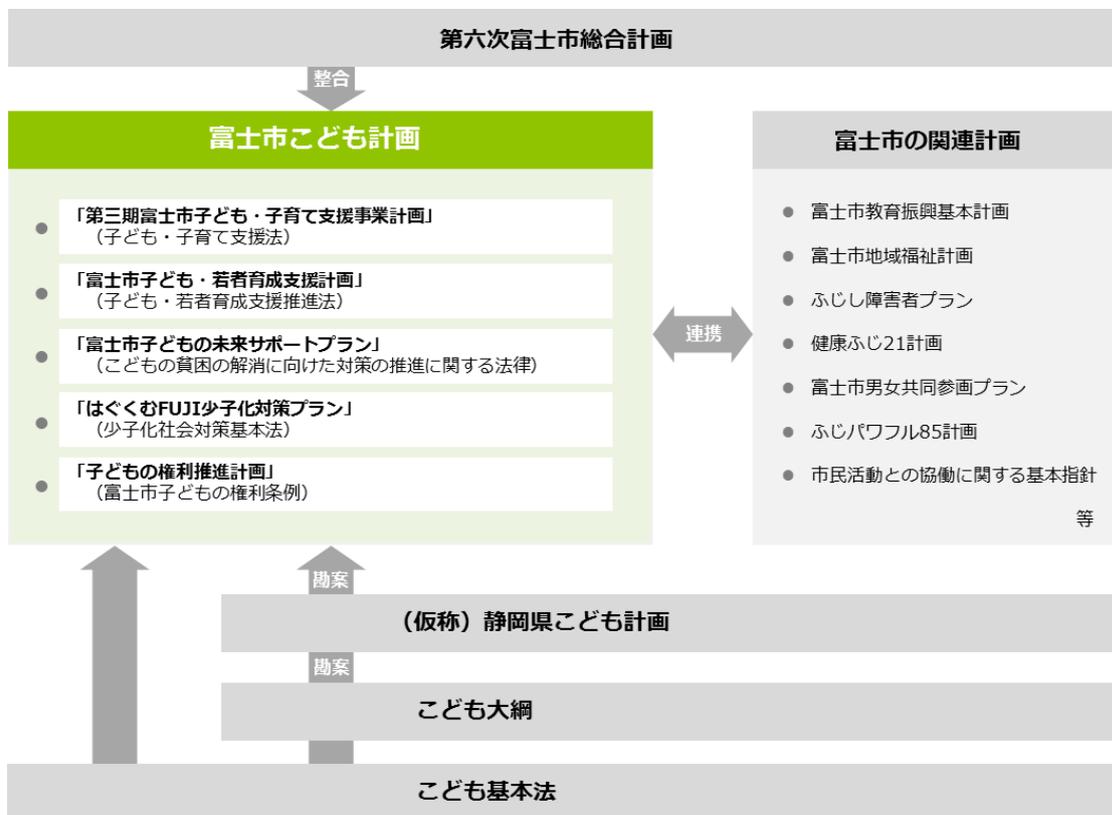
本計画は、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」に基づき策定するものであるとともに、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定する「第三期富士市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」を包む。）、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「富士市子どもの未来サポートプラン」、「少子化社会対策基本法」に基づく「はぐくむFUJI少子化対策プラン」及び「富士市子どもの権利条例」に基づく「子どもの権利推進計画」として位置付けます。

「こども基本法」では、市町村こども計画は、「こども大綱」を勘案し、既存の計画やこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができると規定されています。これを踏まえ、本市では、令和4(2022)年4月に制定した「富士市子どもの権利条例」を基盤として既存の計画を統合しながら再編し、こどもの権利保障の視点に立った、総合的な事業の推進を図ることとしました。

さらに、市の最上位計画である「第六次富士市総合計画」と整合を図るとともに、関連計画との連携を図るものとします。

特に、こども政策と教育を一体的に推進するため、教育全般を総括する「富士市教育振興基本計画」との整合を図り、より一層連携して事業を推進するものとします。

● 計画の位置付けと関連計画



● SDGs の視点

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

本市は、令和2(2020)年7月、「SDGs未来都市」に選定され、経済・社会・環境の側面から、持続可能な開発の実現に向けた総合的な取組を推進しています。本計画においても、SDGsの視点を踏まえて施策に取り組んでいきます。

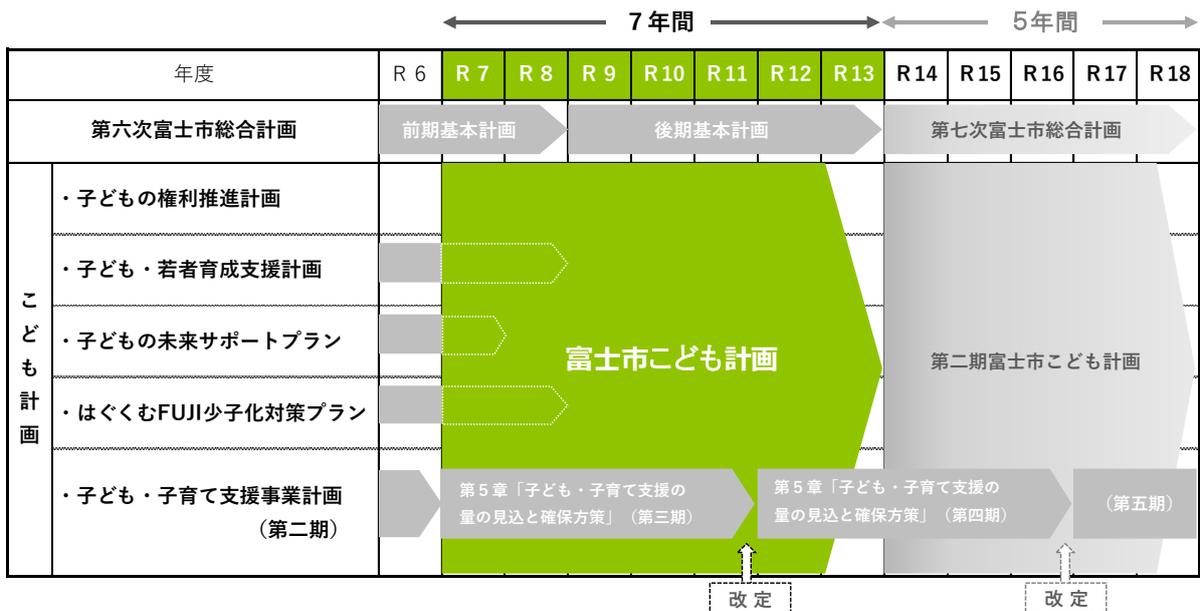


4 計画の期間

こども施策に関する事業を総合的に推進する本計画は、本市の最上位計画である富士市総合計画と整合を図る必要があります。このため、本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和13(2031)年度までの7年間とします。最終年度の令和13(2031)年度中には計画の検証等を行い、令和14(2032)年度を始期とする次期計画を策定します。

また、本計画における施策が、社会情勢の変化の中で効果的に実現するため、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを弾力的に行っていきます。

法定計画である子ども・子育て支援事業計画(第5章関係)については、法の規定に基づき、5年ごとに改定することとします。改定に当たっては、富士市子ども・子育て会議等の意見を踏まえることとします。



5 計画の対象

本計画は、全てのこどもと子育て当事者を主たる対象とします。

また、取組により、市民、地域、育ち学ぶ施設など、こどもに関わるあらゆる立場の個人や団体等が連携や支援の対象となります。

●「こども」のイメージ



※ こども大綱では、「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期（おおむね40歳未満）も対象とする。）としており、「若者」は、「思春期」、「青年期」の者としています。

●「こども」の表記

こども基本法において、「こども」は「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

これは、年齢で必要なサポートが途切れず、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくことができるよう、その期間を一定の年齢で画することなく支えていくことを示しています。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用しています。（特別な場合は、法令に根拠がある語を用いる場合や、固有名詞を用いる場合等をいいます。）

なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ること
を明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとしています。

<特別な場合の例>

(1) 法令に根拠がある語を用いる場合

(例) 「子ども・子育て支援法」における「子ども」

「富士市子どもの権利条例」における「子ども」

※ 富士市子どもの権利条例では、子どもの権利条約及び児童福祉法と整合を図り、「子ども」の対象年齢を18歳未満としています。

(2) 固有名詞を用いる場合

(例) 既存の予算事業名や組織名

6 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、市内に策定委員会及びワーキング部会を設置し、市内の関係各課と連携を図るとともに、学識経験者、保育・教育関係者、労働者・事業者の代表、保護者の代表等からなる富士市子ども・子育て会議にて審議を重ねました。

また、アンケート調査や意見聴取により、本市の現状や課題を分析するとともに、こどもや子育て当事者等の意見を施策に反映し、策定しました。

【アンケート調査・意見聴取結果】

調査名	調査対象者	実施時期	配布数	回答数
子ども・子育てに関するニーズ調査	就学前のこどものいる保護者	令和6年1月～2月	2,500	871
	小学生のこどものいる保護者		1,500	665
子どもの権利推進に関するアンケート調査	小学生（5、6年生）	令和6年1月～2月	1,500	1,001
	中学生（1、2年生）		1,000	687
	高校生（1、2年生）		500	92
	保護者		3,000	1,378
	保護者以外の18歳以上の市民		2,500	576
少子化対策に関するアンケート調査	18歳～44歳の市民	令和6年8月～9月	3,500	1,239
こどもへの意見聴取	声を聴かれにくいこども（保育園、こども食堂、児童養護施設、ステップスクール、放課後児童クラブ、こどもの居場所など）	令和6年8月～9月		305
富士市子ども計画の策定に係るアンケート調査	小学生（4、5、6年生）	令和7年2月	1,500	512
	中学生		1,500	493
	高校生		1,500	373
	若者（18歳～39歳）		1,500	432
	子育て当事者（18歳未満のこどもの保護者）		6,000	2,146

※ 声を聴かれにくいこどもの調査施設、聴取方法、実施状況は下表のとおり

施設	方法		計	年齢							不明	保護者
				乳幼児	小学生	中学生	高校生等 16～18歳	19～30歳	31歳～			
児童館	アンケート・ 聴き取り	本人	90		59	22	9					
児童クラブ	アンケート・ 聴き取り	本人	43		43							
こども食堂	アンケート	本人	30	1	20	8	1					
若者相談窓口 「ココ☆カラ」	ウェブによる アンケート	本人	22				3	7	12			
児童養護施設	アンケート	本人	17		3	7	6				1	
みんなの家むすびめ	聴き取り	本人	17					14	3			
たごっこパーク	聴き取り	本人	11		7						1	3
ステップスクール・ ふじ	ウェブによる アンケート	本人	2			2						
みはら園	アンケート・ 聴き取り	保護者	7	7								
保育園（本人）	聴き取り	本人	18	18								
保育園等（代理者）	アンケート	園長、副園 長、担任	48	48								
計			305	74	132	39	19	21	15	2	3	

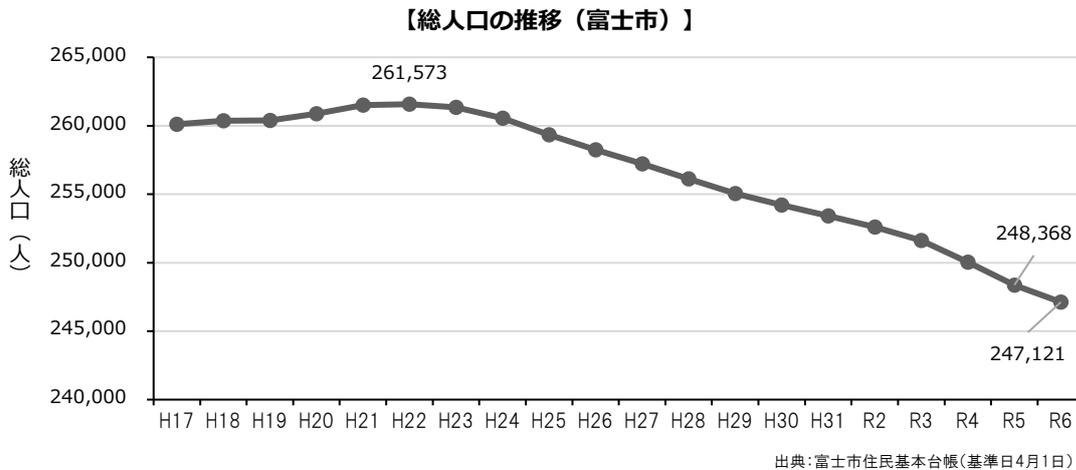
【富士市子ども・子育て会議の開催結果】

開催時期		協議内容
令和5年度 第1回	令和5年6月2日（金）	・こども計画策定の概要について
第2回	令和5年12月4日（月）	・計画策定に係る基礎調査の実施方法について
第3回	令和6年2月8日（木）	・計画策定に係る基礎調査の進捗について
第4回	令和6年3月19日（火）	・計画策定に係る基礎調査の結果について ・計画の骨子案について
令和6年度 第1回	令和6年5月17日（金）	・計画の概要について ・計画の構成案について
第2回	令和6年6月26日（水）	・骨子案と基本理念について ・基本目標の設定について ・策定スケジュールについて ・こどもの意見聴取方法について
第3回	令和6年9月9日（月）	・統計データからみる富士市のこども等の状況について ・アンケート調査からみる富士市のこども等の状況について ・こどもへの意見聴取の結果について ・施策の方向について ・成果指標（案）について
第4回	令和6年12月17日（火）	計画の素案について
第5回	令和7年3月18日（火）	計画について

1 少子化の状況

富士市の人口は毎年減少している

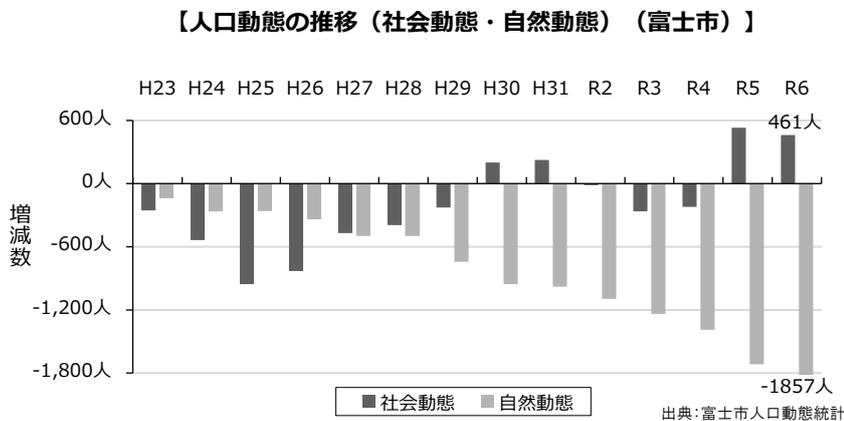
本市の総人口は、平成22年の261,573人をピークに年々減少しており、令和6年は247,121人となっています。



図表 1

自然動態の継続的なマイナス・社会動態の近年のプラス

平成23年以降、自然動態（出生数－死亡数）はマイナスとなっており、マイナス幅も毎年広がっています。社会動態（転入数－転出数）は、平成30年と平成31年がプラスであり、令和2年から令和4年まではマイナスとなっていました。令和5年は過去10年間で最大幅となるプラスに転じています。平成23年以降、自然動態（出生数－死亡数）と社会動態（転入数－転出数）を足し合わせると、結果として人口減少が続いています。

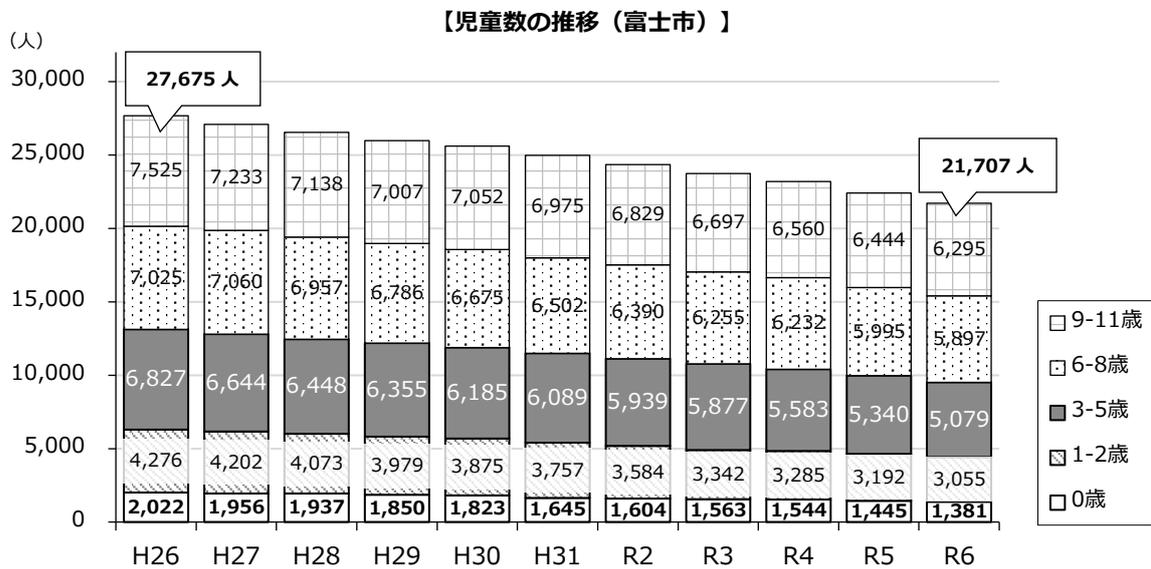


図表 2

11歳以下の人口が毎年減少している

11歳以下の人口は、平成26年（27,675人）から令和6年（21,707人）までの10年間で5,968人減少しています。

特に、0歳児は平成26年から令和6年までの10年間で641人減少しています。



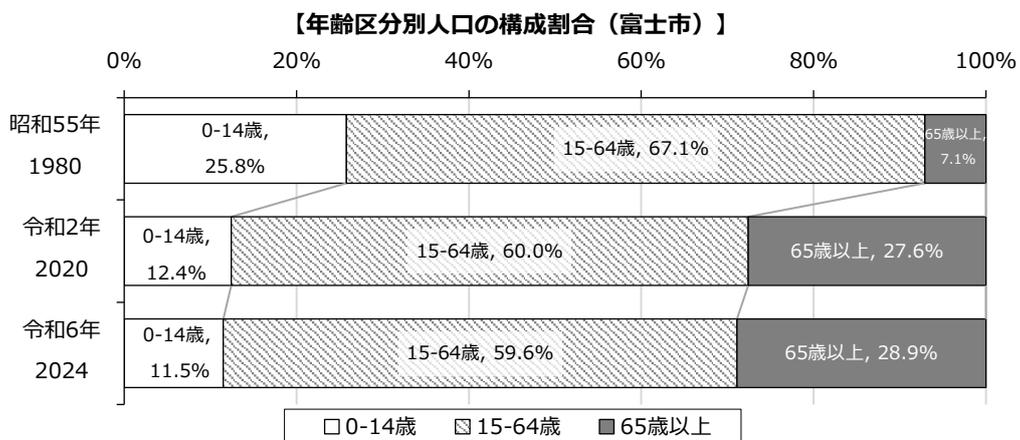
出典：富士市住民基本台帳（基準日4月1日）

図表 3

総人口に占める14歳以下の子どもの割合が減少している

年齢を3区に分けて人口の構成割合をみると、令和6年の14歳以下の人口は11.5%、15歳から64歳までは59.6%、65歳以上は28.9%となっています。

昭和55年と比較すると、14歳以下の人口は14.3ポイント低下し、65歳以上は21.8ポイント上昇し、少子高齢化が進行しています。



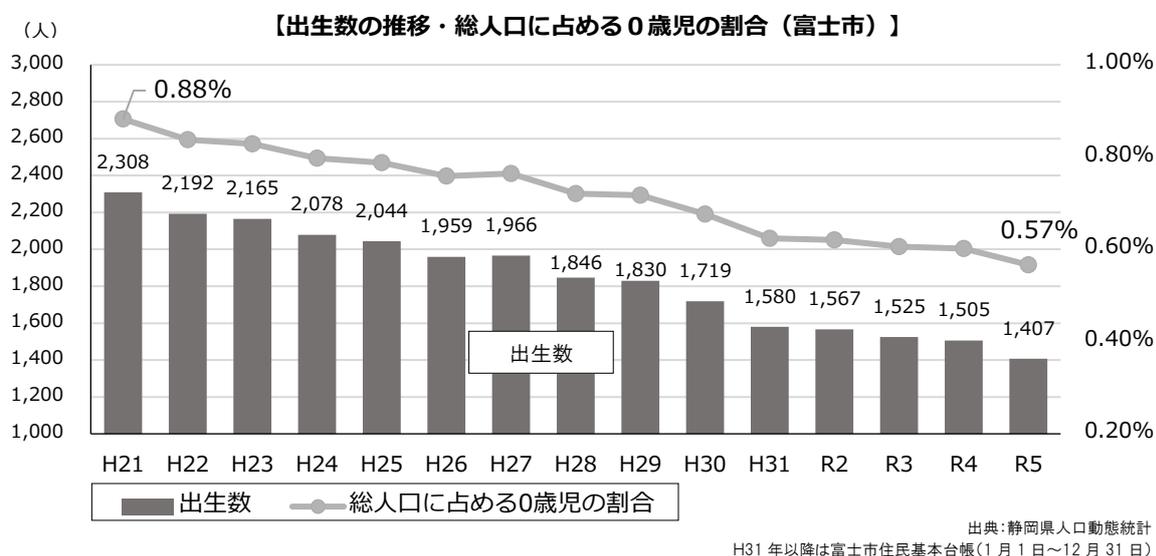
出典：総務省「国勢調査」、令和6年度は富士市住民基本台帳

図表 4

出生数は毎年減少している

本市の出生数は、年々、減少傾向にあります。令和5年の出生数は1,407人で、平成21年からの14年間で901人と大幅（39.0％）に減少しています。

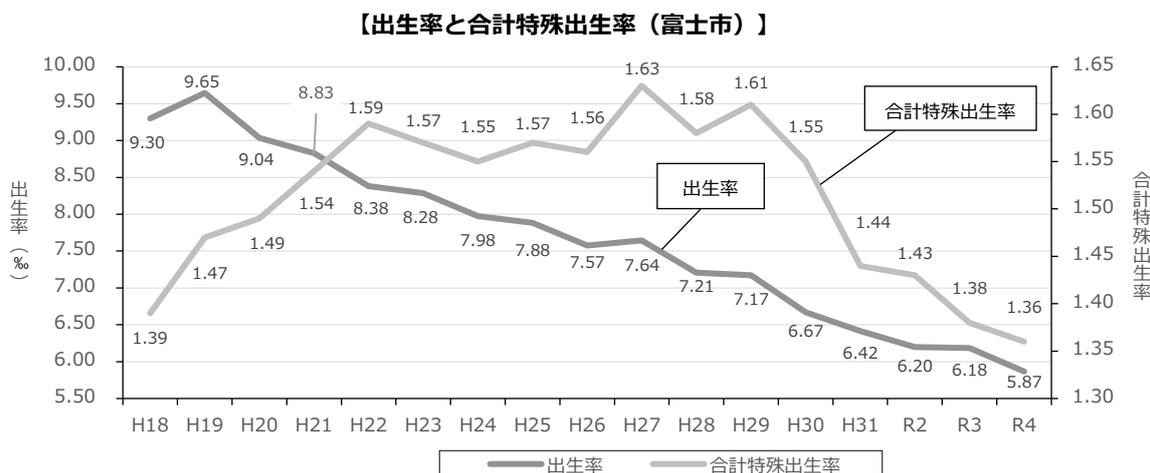
総人口に占める0歳児の割合も年々減少しており、少子化が進行しています。



図表 5

合計特殊出生率・出生率は減少傾向にある

合計特殊出生率は、平成29年から毎年減少しています。出生率は、平成19年から減少傾向が続いています。



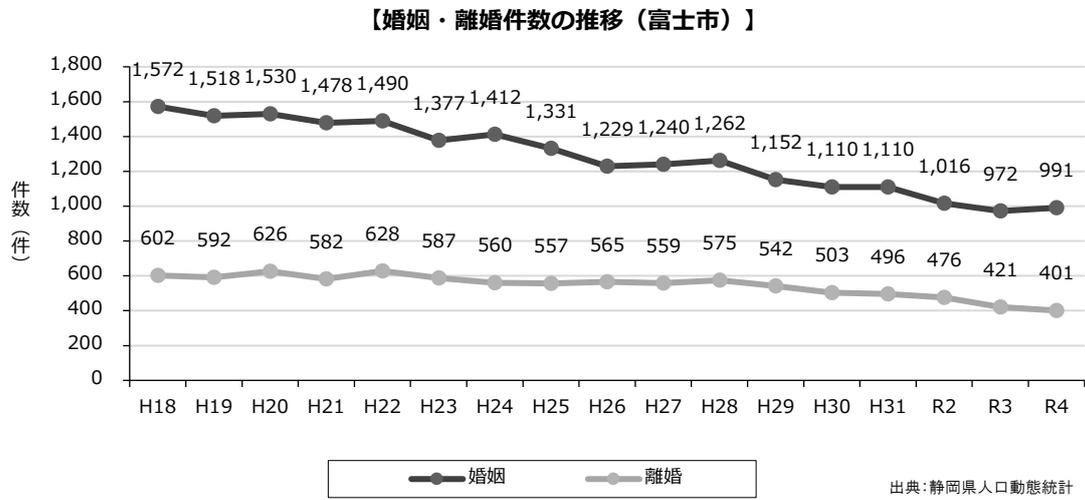
図表 6

合計特殊出生率：15歳～49歳までの女子の年齢別出生率で、一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数。人口の再生産の状況を示すものです。

出生率：人口1000人当たりの、1年間の出生児数の割合をいいます。

婚姻件数は減少傾向にある

婚姻件数、離婚件数ともに減少傾向にあります。

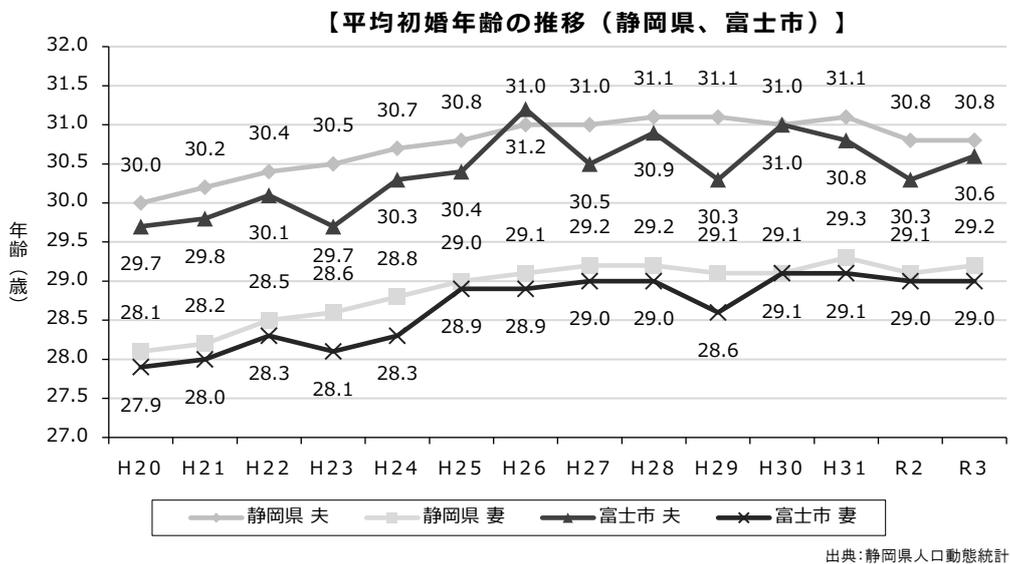


図表 7

平均初婚年齢は横ばいとなっている

平均初婚年齢は、夫に比べ妻が低くなっています。

平成20年から令和3年の間に、本市の平均初婚年齢は、男性は0.9歳、女性は1.1歳上昇しています。

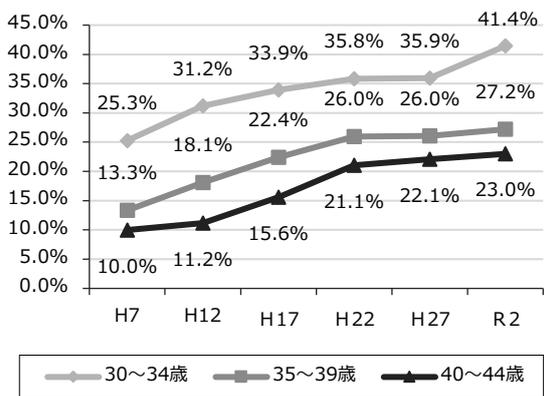


図表 8

未婚率が上昇している

未婚率は、各年齢別で年々上昇傾向にあります。平成7年から令和2年までの25年間で、30歳～34歳は16.1ポイント、35歳～39歳は13.9ポイント、40歳～44歳は13.0ポイント上昇しており、未婚化が進んでいます。平成22年から令和2年までの25歳～39歳の未婚率についても、男性・女性ともに上昇しています。

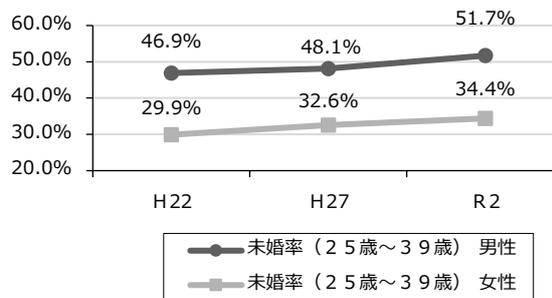
【年齢別未婚率の推移（富士市）】



出典：総務省「国勢調査」

図表 9

【未婚率（25歳～39歳）の推移（富士市）】



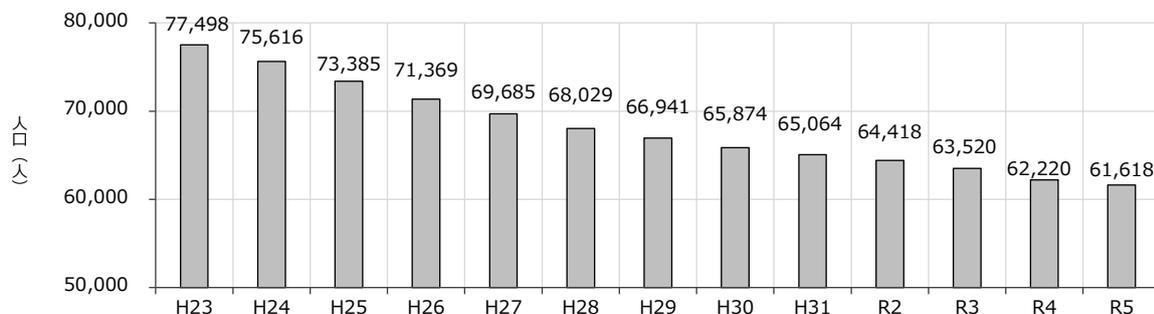
出典：まち・ひと・しごと創生本部「地域少子化・働き方指標（第5版）」

図表 10

若い世代（15歳～39歳）の人口が減少している

若い世代（15歳～39歳）の人口は、年々減少していますが、その傾向は近年緩やかになっています。

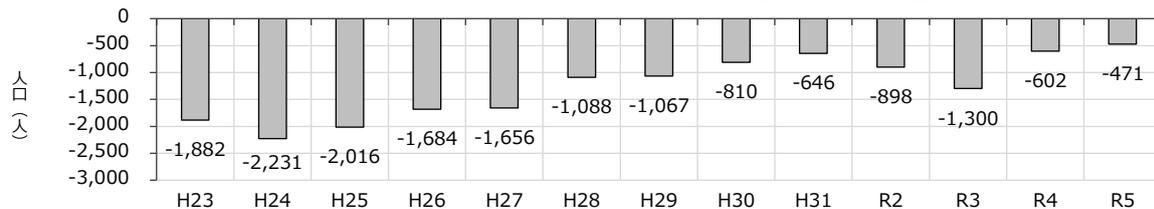
【若い世代（15歳～39歳）の人口の推移（富士市）】



出典：富士市住民基本台帳（各年4月1日）

図表 11

【若い世代（15歳～39歳）の人口の増減数の推移（富士市）】



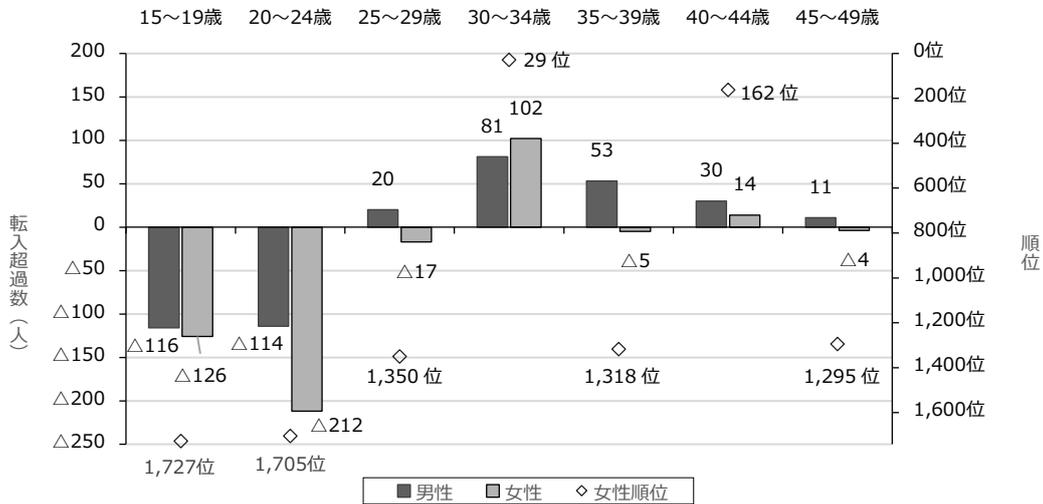
出典：富士市住民基本台帳（各年4月1日）

図表 12

若い世代（15歳～24歳）の転出が著しい

社会動態（転入数－転出数）は、15～19歳と20～24歳の若者では大幅にマイナス（転出数が転入数を上回る）となっています。特に、20～24歳の女性の転出、社会動態の減少が顕著となっています。

【転入超過数（男性・女性）（富士市）】



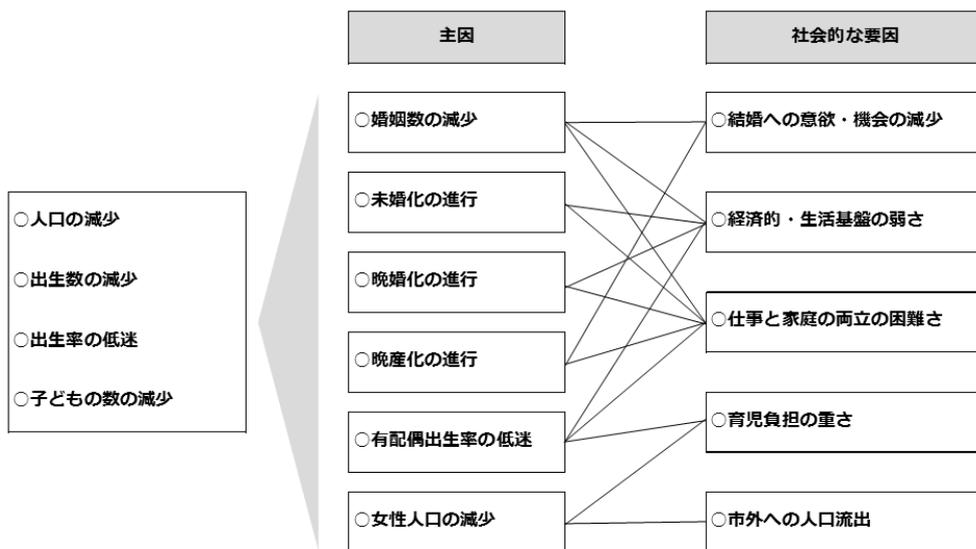
出典：まち・ひと・しごと創生本部「地域少子化・働き方指標（第5版）」
 （注）順位は全国1,741市町村との比較（降順）

図表 13

2 少子化に影響を及ぼす諸要因

本市の少子化の主因は、「婚姻数の減少」「未婚化の進行」「晩婚化の進行」「晩産化の進行」「有配偶出生率の低迷」「女性人口の減少」と分析することができます。それぞれが「結婚への意欲・機会の減少」「経済的・生活基盤の弱さ」「仕事と家庭の両立の困難さ」「育児負担の重さ」「市外への人口流出」などの社会的要因の影響を受けていると考えられます。

【少子化に影響を及ぼす諸要因】



図表 14

3 こどもと家庭を取り巻く状況

今回、こどもと家庭の状況を概括するため、国のこども大綱の基本的な方針を参考にしながら、本市独自の視点で、こどもと家庭を取り巻く状況を5つの視点に分けて整理を行いました。

基本的な方針の6本柱 こども大綱における	<ul style="list-style-type: none"> ①こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る。 ②こども、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。 ③こども、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。 ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする。 ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。 ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。
---------------------------------------	--



■本市独自の視点について

視点1	自分らしさ・主体性	こどもが権利の主体として、自分のこと、権利のことについてどんな認識にあるのかに注目したテーマのもの
視点2	健やかな成長	こどもの家庭環境や置かれている成育環境が、どんな様子になっているのかに注目したテーマのもの
視点3	教育・保育、学校教育	地域の教育・保育や学校教育についての状況が、どんな様子なのかを知るために注目したテーマのもの
視点4	子育て	若い世代の結婚観や仕事、こども、子育てについて、どんな認識にあるのか、また、少子化に関係するものに注目したテーマのもの
視点5	地域社会	地域全体でのこどもや子育て当事者への支援に取り組むため、地域社会の現況について知るために注目したテーマのもの

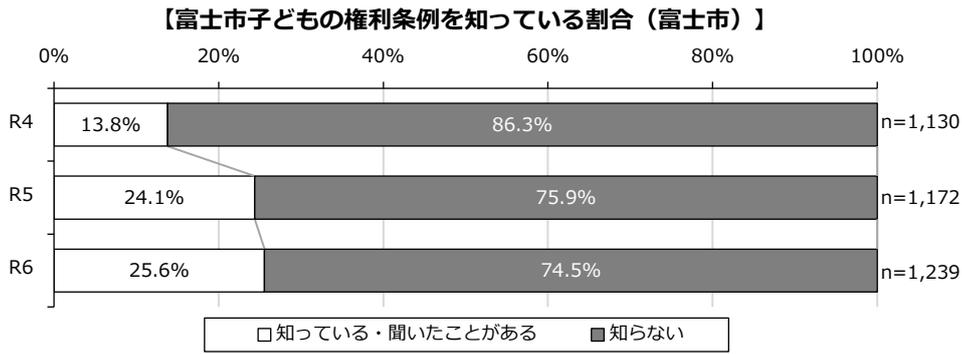
■本市独自の視点ごとに、こどもと家庭を取り巻く状況と課題を整理します。

視点 1

自分らしさ・主体性

「富士市子どもの権利条例」の認知度が低い

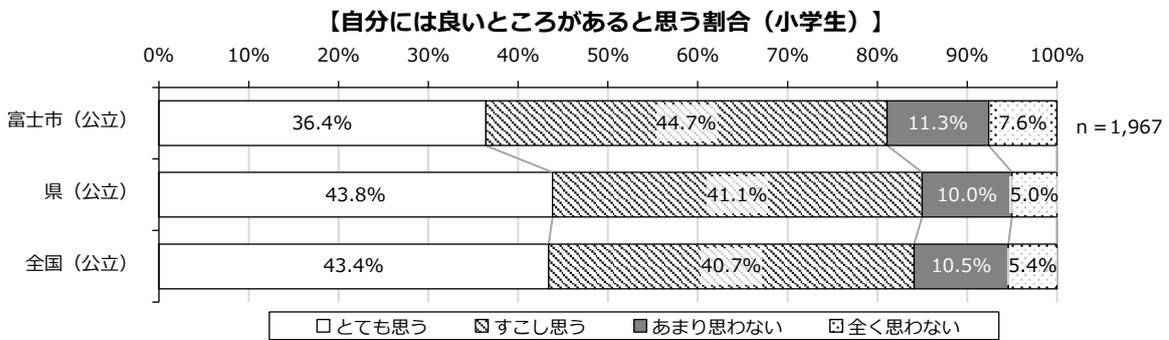
令和4年4月に施行した「富士市子どもの権利条例」の認知度（18歳～44歳の市民）は、毎年上がっているものの、3割以下にとどまっています。



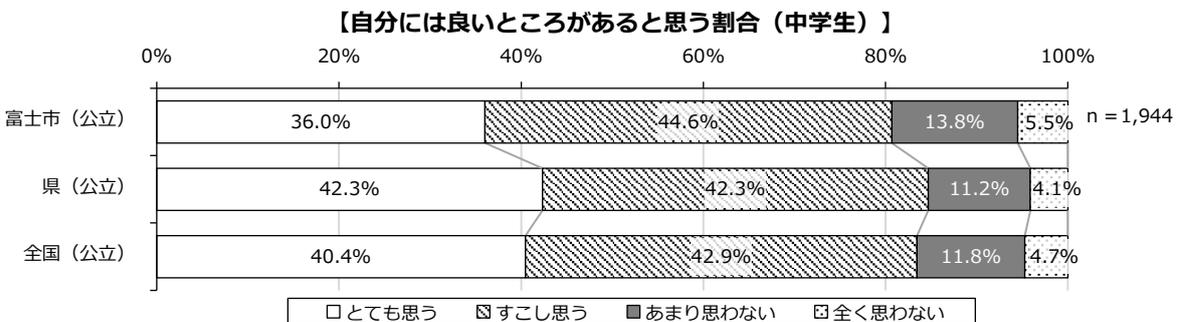
図表 15

こどもの自己肯定感が低い

小学生、中学生ともに、全国や県に比べて「自分には良いところがあると思う」という問いに対して「とても思う」と回答した割合は低く、「全く思わない」と回答した割合は高くなっており、自己肯定感が低いことが伺えます。

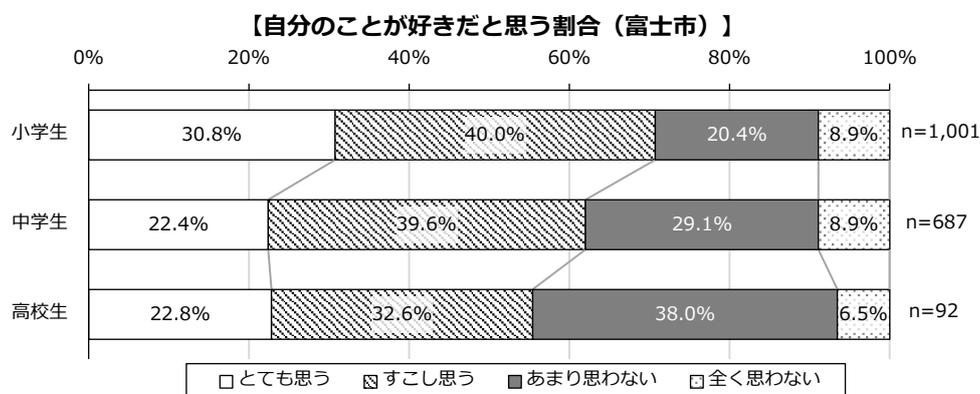


図表 16



図表 17

小学生、中学生の8.9%が、自分のことが好きだと「全く思わない」と回答しています。中学生の約4割、高校生の4割強が、自分のことが好きだと「全く思わない」「あまり思わない」と回答しており、自己肯定感が低いことが伺えます。



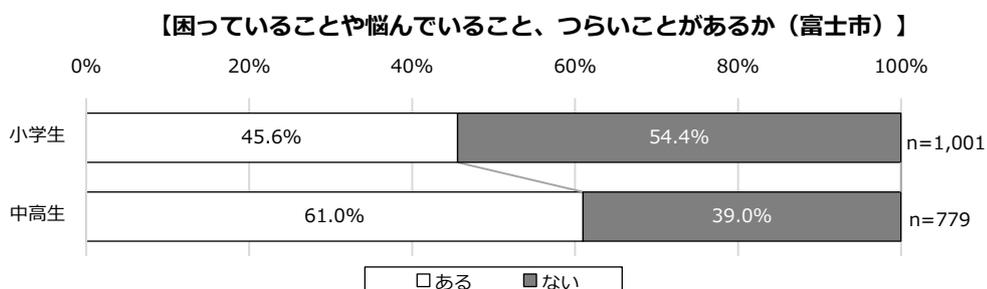
出典：富士市「子どもの権利推進に関する調査（令和5年）」

図表 18

困っているときや悩んでいるときに相談できる人がいない子どもがいる

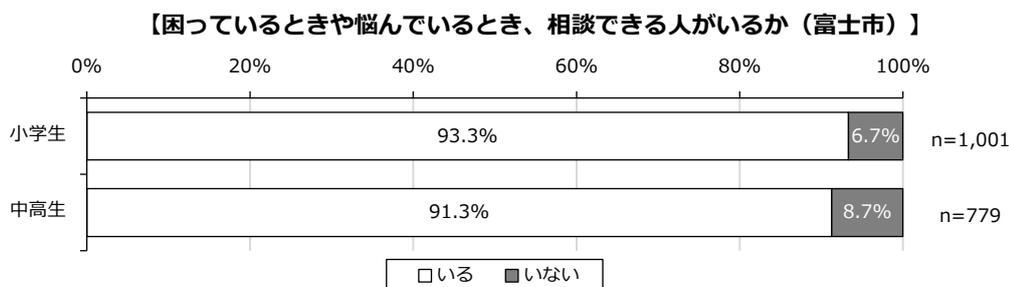
小学生の45.6%、中高校生の61.0%が「困っていることや悩んでいること、つらいことがある」と回答しています。

困っているときや悩んでいるときに、小学生の6.7%、中高生の8.7%が相談できる人が「いない」と回答しており、1人で悩みを抱えている子どもがいることが推察されます。



出典：富士市「子どもの権利推進に関する調査（令和5年）」

図表 19



出典：富士市「子どもの権利推進に関する調査（令和5年）」

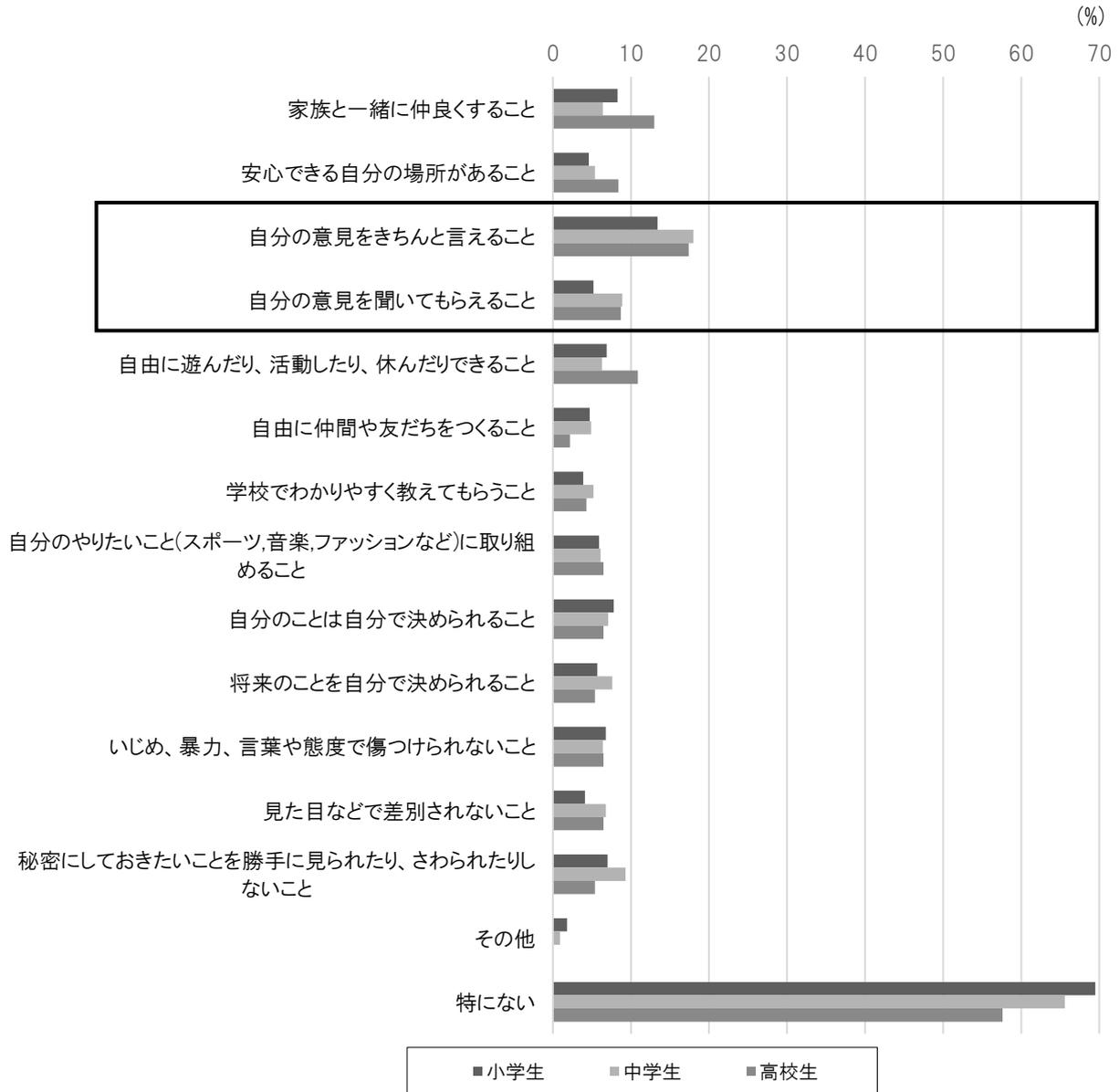
図表 20

毎日の生活の中で生きづらさを抱えたこともがある

毎日の生活の中で、自身の権利が守られず、生きづらさを抱えたこともがあります。特に、「自分の意見をきちんと言えること」「自分の意見を聞いてもらえること」は、小学生、中学生、高校生のいずれも「守られていない」と答えた割合が高くなっています。

【あなたが毎日の生活のなかで「守られていない」と思うことがあるか（富士市）】

（小学生 n=1,001、中学生 n=687、高校生 n=92）



出典：富士市「子どもの権利推進に関する調査(令和5年)」

図表 21

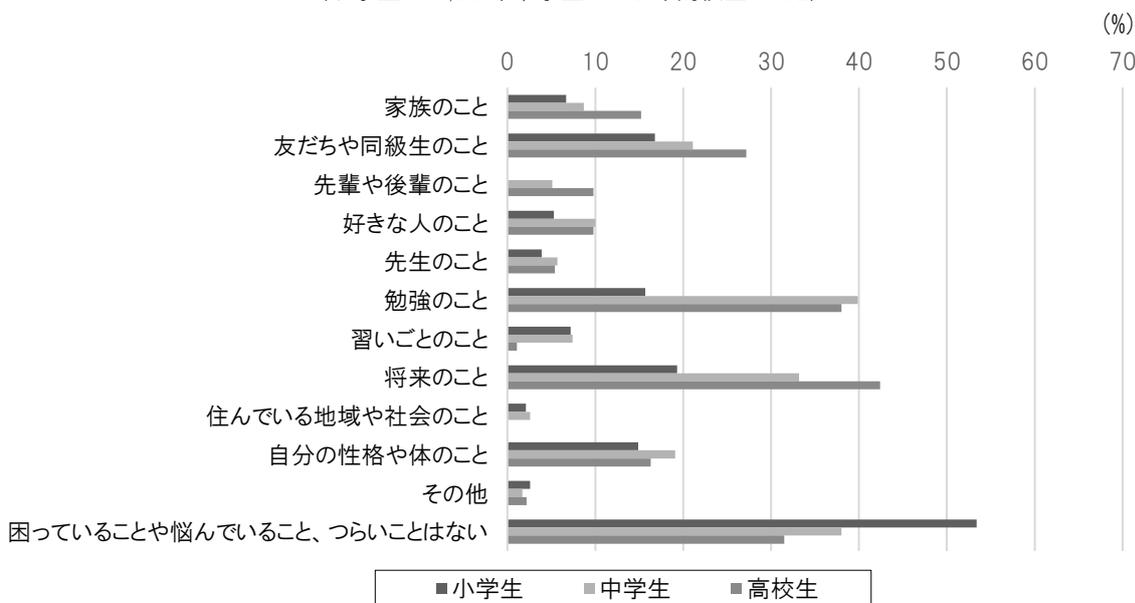
困っていたり悩んでいたたりすることもがある

「友だちや同級生のこと」「勉強のこと」「将来のこと」が、小学生、中学生、高校生のいずれも高い割合となっています。

割合は高くありませんが、「家族のこと」「先生のこと」など、日常的な人間関係に悩むことがあります。

【あなたは、困っていることや悩んでいること、つらいことはありますか(富士市)】

(小学生 n=1,001、中学生 n=687、高校生 n=92)



出典：富士市「子どもの権利推進に関する調査(令和5年)」

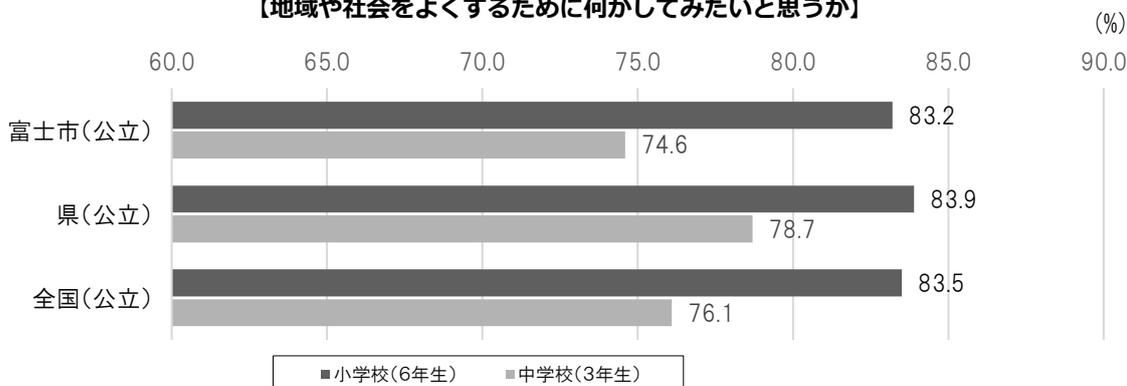
図表 22

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う子どもが多い

本市の小学生(6年生)の83.2%、中学生(3年生)の74.6%が、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思っています。

全国や静岡県 averages よりも、本市の小学生、中学生は、ともに割合が低くなっています。

【地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか】



出典：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

図表 23



データ等から見える課題

視点 1

自分らしさ・主体性

- 「富士市子どもの権利条例」についての認知度を高める取組が必要です。
- こどもの自己肯定感を高める取組が必要です。
- 困ったときや悩んでいるときに相談できる場所や環境を整える取組が必要です。
- 「自分の意見をきちんと言えること」「自分の意見を聴いてもらえること」を「守られていない」と多くのこどもが感じています。
- こどもが意見表明し、あらゆる場面へ参加できる機会づくりが求められています。

こどもの声



- ✓ みんなが仲良くてケンカもないようにすれば、学校のみんなは仲良くていじめもなく我慢することがない。(小学6年生)
- ✓ 差別やいじめがなくなれば楽しくなると思う。(小学6年生)
- ✓ スマホなどを持っていない生徒は少なく、話についていけない、一人になってしまうことがある。(中学1年生)
- ✓ 自分の髪は短く、よく男子みたいだと言われるので、そういった差別や偏見をなくす。実現することは難しいと思うけれど、いつか実現されて自分と同じようなことが起こっている人が減ってくれることを祈っています。(中学1年生)
- ✓ 教師の労働環境を改善して生徒のいじめ等の問題をしっかり見られる、話を聴ける、正しい対処ができるような環境を整えてほしい。(高校2年生)
- ✓ 家でも学校でもどちらでもいいから、好きなことを好きなだけすることのできる時間が欲しい。そのための道具も必要なだけ欲しい。(中学2年生)
- ✓ もうこのメンバーだけで会うことはできないし、1日だけでいいから学校でクラス全員でお泊まり会をしてみたい。(中学2年生)
- ✓ 学校でも、もっと自分で選べるが増えたらいいと思う。(中学2年生)

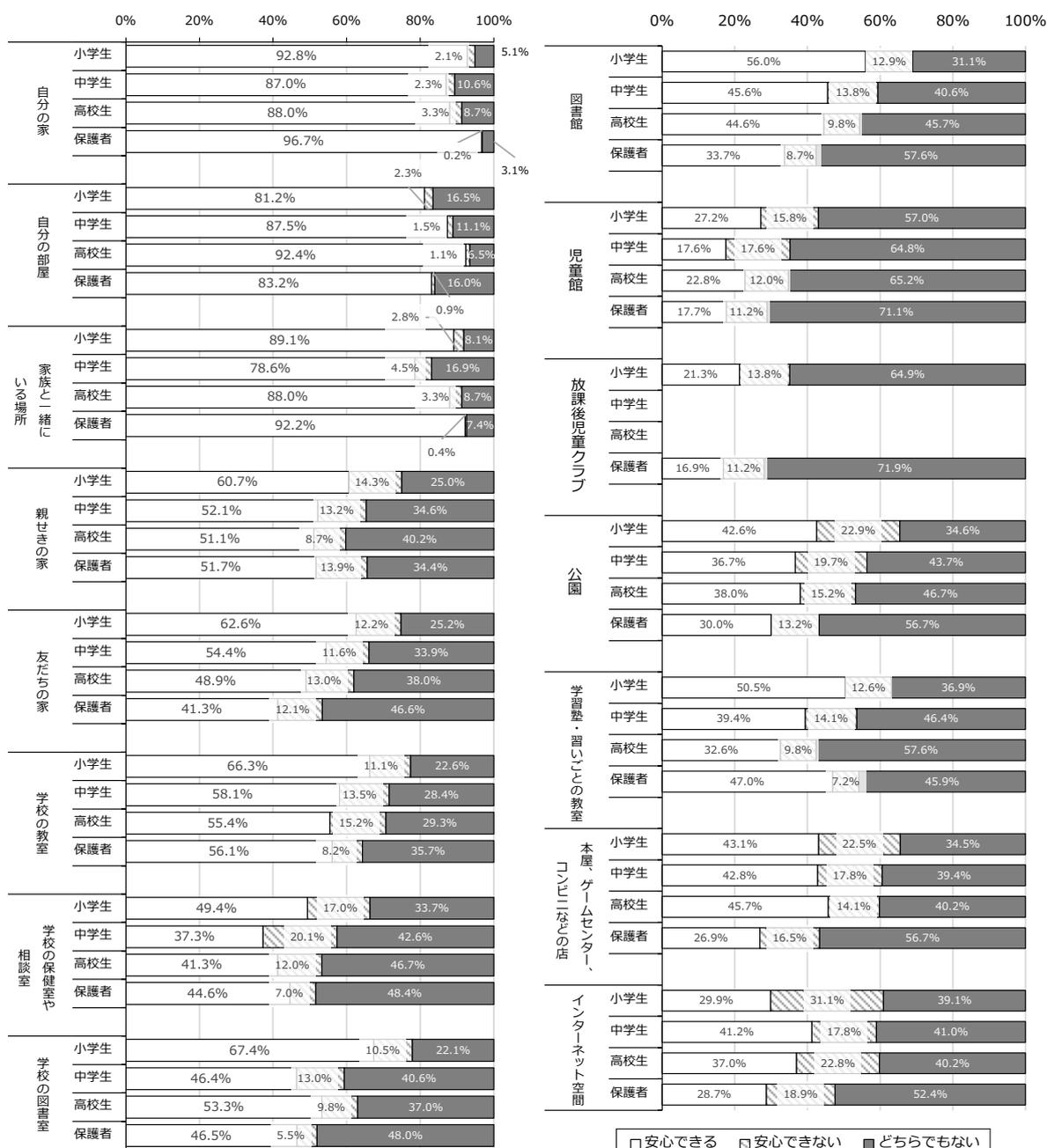


アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

安心できる居場所、安心できない居場所がある

家庭や学校など子どもにとっての身近な居場所において、「安心できる」と思う子どもが多くいる一方で、「安心できない」と思う子どもがいます。インターネット空間を「安心できる」居場所と思う子どももいます。

【こどもの居場所】

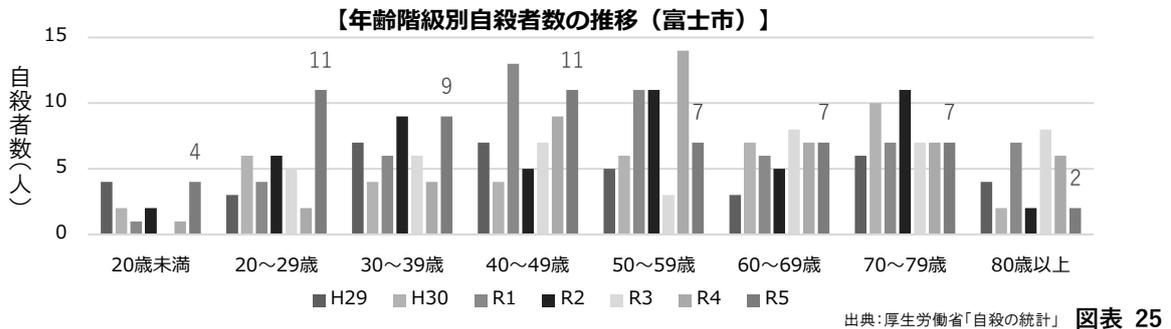


出典：富士市「子どもの権利推進に関する調査(令和5年)」

図表 24

こどもの自殺がなくなる

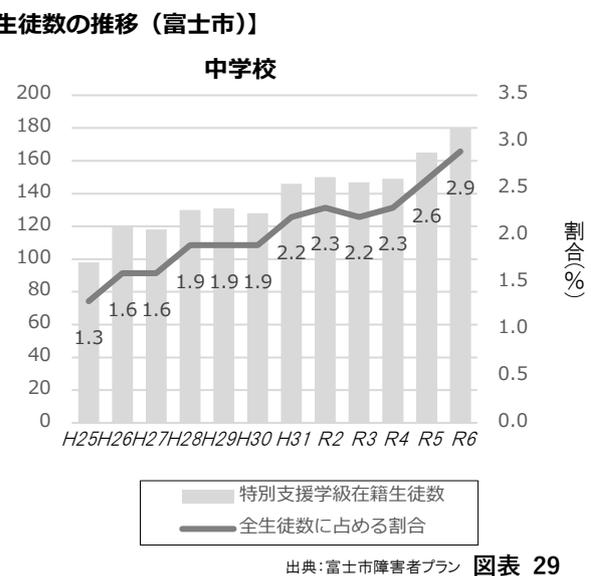
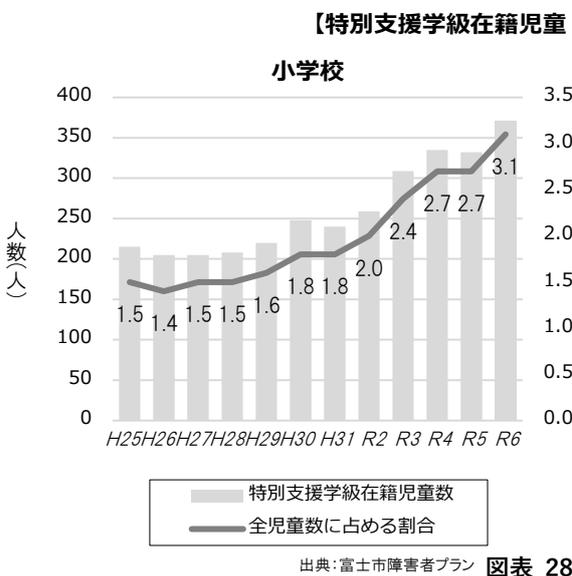
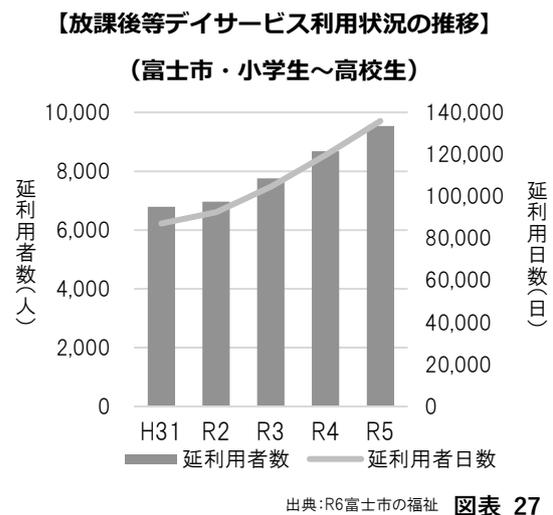
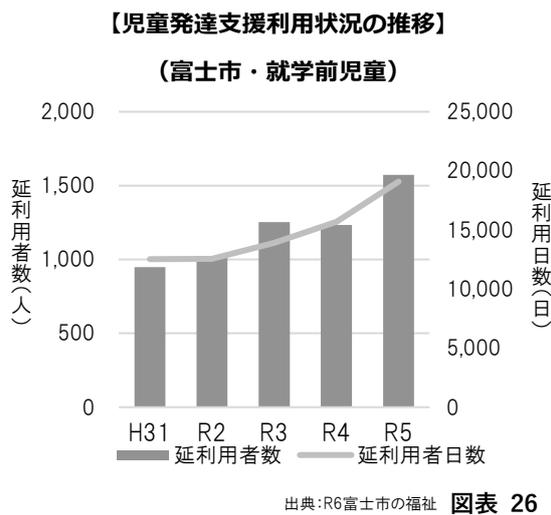
39歳までの若い年代において、令和5年の自殺者数は令和4年に比べて増加しています。



こどもの発達支援に関する利用が増加傾向にある

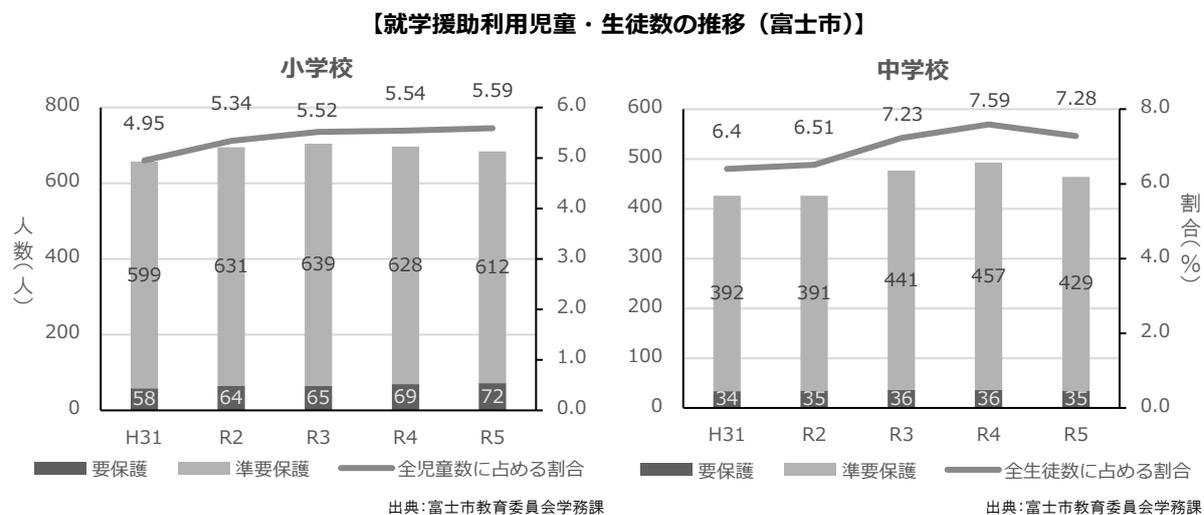
就学前児童が利用する児童発達支援と小学生から高校生が利用する放課後等デイサービスの延べ利用者数と延べ利用日数は増加傾向にあります。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の割合は、小学校、中学校ともに増加傾向にあります。



就学援助利用児童・生徒が増加傾向にある

全児童・生徒数に占める就学援助を利用している児童・生徒の割合は上昇傾向にあります。

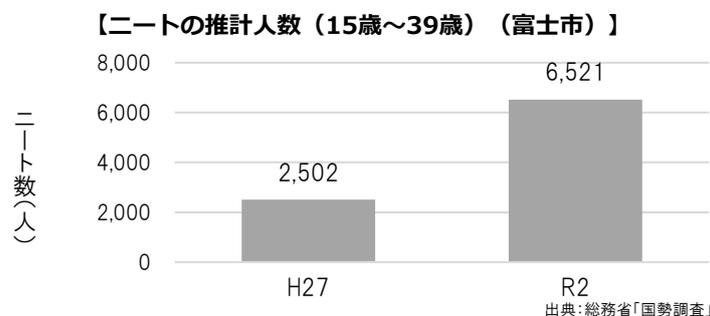


図表 30

図表 31

ニート（若年無業者）の推計値が、近年著しく増加している

平成27年から令和2年の5年間で、15歳から39歳のニート（若年無業者）の推計人数が2.6倍に増加しています。

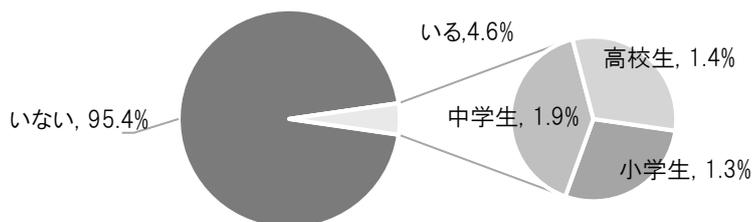


図表 32

家族の世話をしている子どもがいる

県の調査では、22人に1人はヤングケアラーであるとの結果が出ています。

【ヤングケアラー（家族の中にあなたがお世話している人がいるか）（静岡県）】

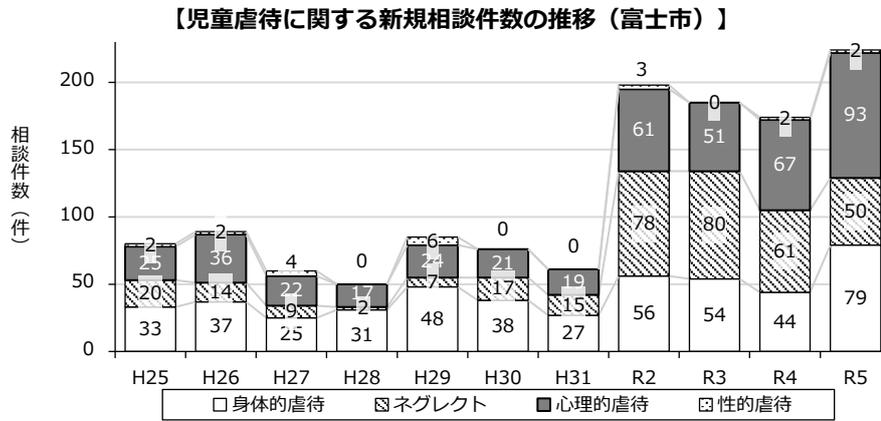


出典：静岡県「静岡県ヤングケアラー実態調査（令和4年）」

図表 33

令和4年度から令和5年度にかけて児童虐待の相談件数が増加している

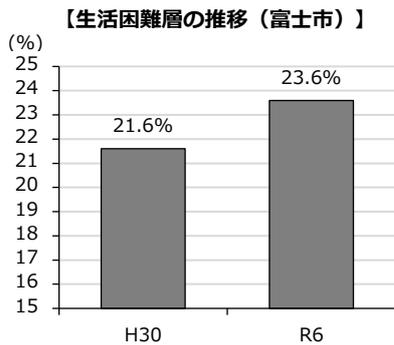
児童虐待に関する新規相談件数が増加傾向にあります。



図表 34

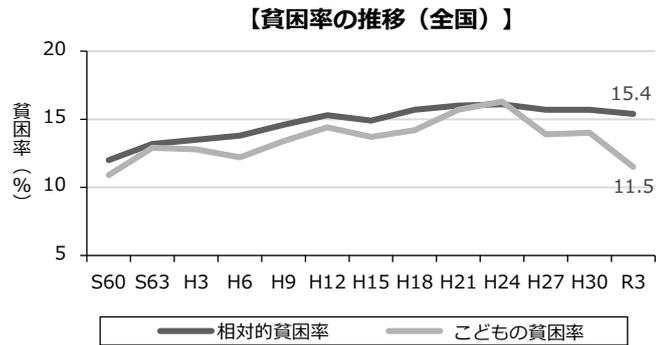
生活困難層※が増えている

令和6年に市で実施した調査による生活困難層の割合は23.6%であり、平成30年から2.0ポイント上昇しています。全国のこどもの貧困率は低下傾向にあります。



出典：富士市「子どもの生活実態調査(令和6年度)」

図表 35



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

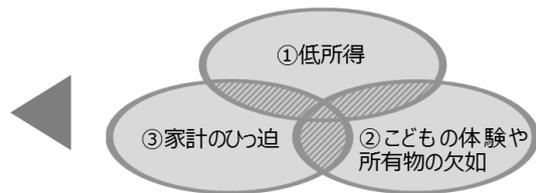
図表 36

※ 生活困難層について

「子どもの生活実態調査」における生活困難層の判定

生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	二つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか一つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



生活実態調査の対象者：小学5年生児童とその保護者、中学2年生生徒とその保護者

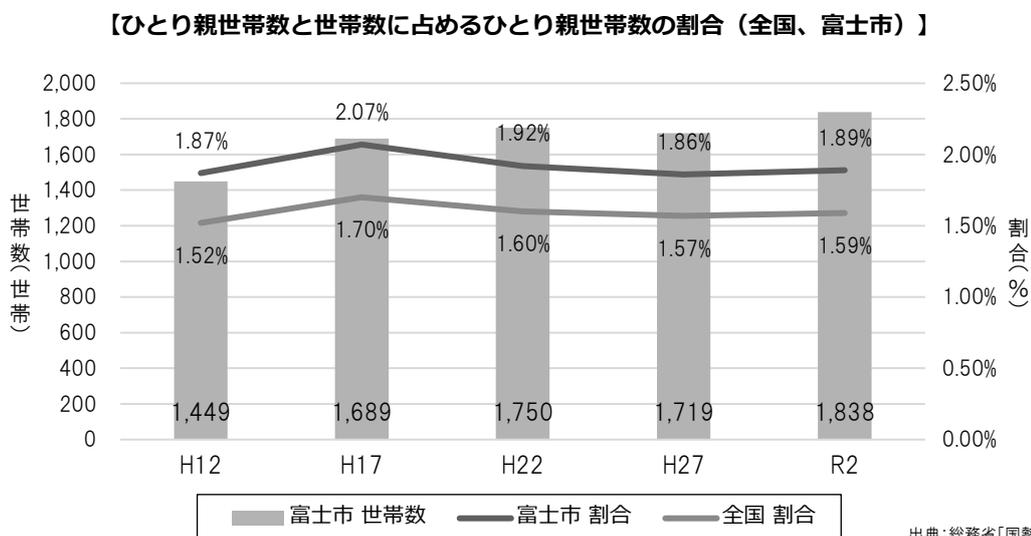
相対的貧困率：所得が集団の中央値の半分に当たる貧困線に届かない人の割合

こどもの貧困率：所得が集団の中央値の半分に当たる貧困線の世帯にいるこどもの割合

ひとり親世帯が全国割合よりも高い傾向にある

ひとり親世帯が全国割合よりも高い傾向にあります。

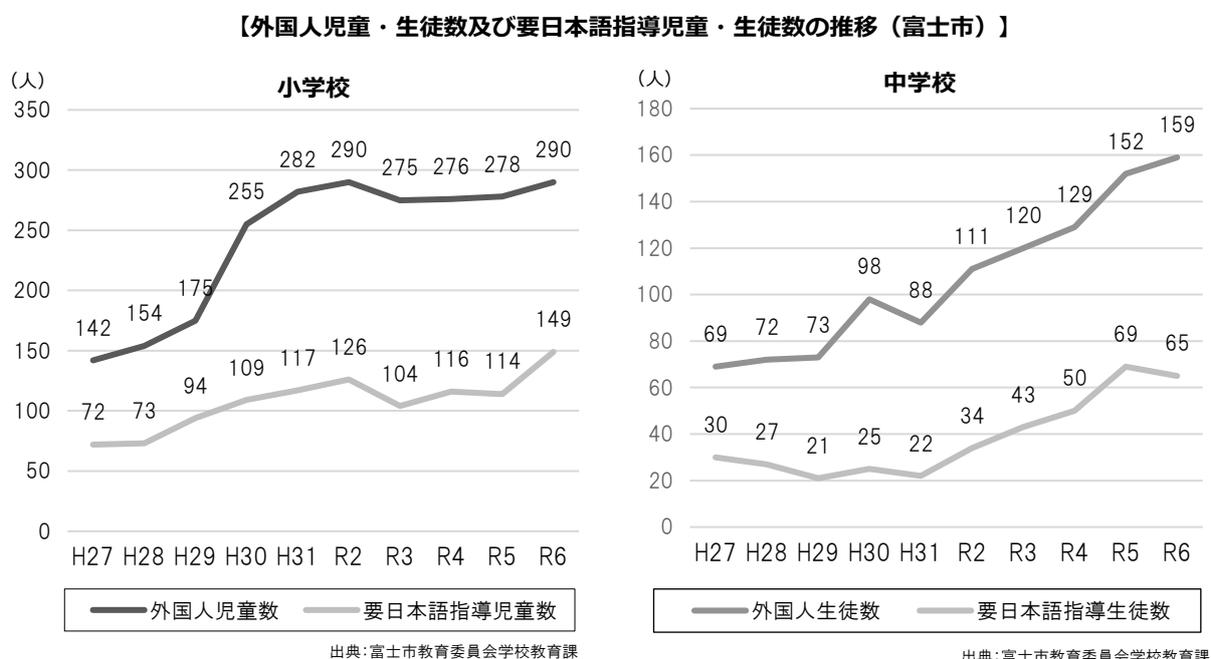
世帯に占めるひとり親世帯の割合は横ばいとなっています。



図表 37

外国人児童・生徒数が増加傾向にある

小学校、中学校ともに外国人児童・生徒数及び要日本語指導児童・生徒数が増加傾向にあります。

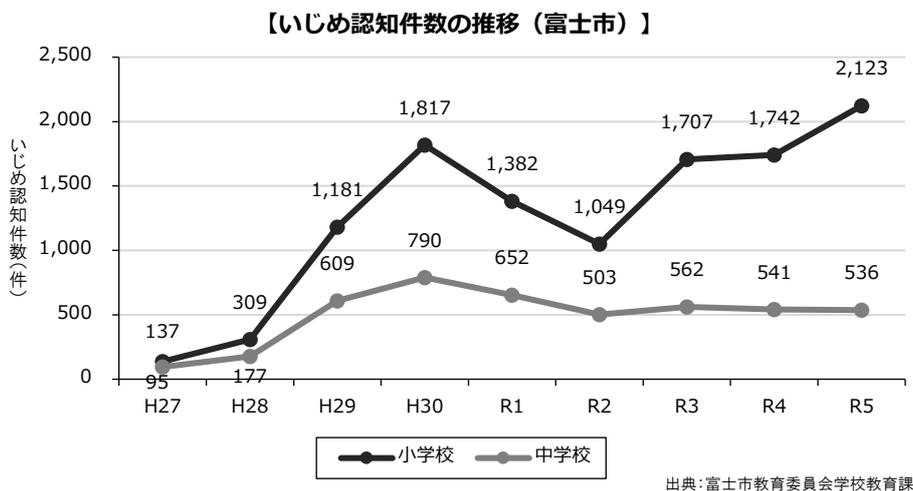


図表 38

図表 39

小学校でのいじめ認知件数が増加傾向にある

中学校でのいじめ認知件数は令和2年度以降横ばい傾向であるものの、小学校でのいじめ認知件数は令和2年度以降増加傾向にあります。



図表 40

データ等から見える課題

視点 2	健やかな成長
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待相談対応件数が増加しており、未然防止と虐待を受けた子どもへの支援が必要です。 ● 自殺数が減少しておらず、予防対策と子どもとその家庭への支援が必要です。 ● 生活困難家庭、ひとり親家庭、外国人児童・生徒が増加傾向にあり、それぞれの状況に応じた相談対応や支援が必要です。 ● 特別な配慮を必要とする子どもが増加しており、適切な相談支援体制の整備が必要です。 ● 個々の特性や課題に応じた指導の実施、学習環境の充実にに向けた取組が必要です。 ● ニートなど社会生活を営む上で困難を抱えている若者がいる中で、若者やその家族を支えることや若者の社会参画の機会を充実させることが求められています。 	

こどもの声



- ✓ 学校では、みんなが登校できて健康でいられたら楽しいと思います。もっと富士市に遊べる場所を作ったら楽しくなると思います。(小学6年生)
- ✓ 自分の意見が素直に出せて、友達との交流が増えれば楽しくなると思う。(小学6年生)
- ✓ もっと遊べる場所があるといいと思いました。(中学1年生)
- ✓ 公園にサッカーゴールとかバスケットゴールとかを置いてほしい。遊ぶ場所がもうちょっとほしい。(中学1年生)
- ✓ 何も気にせずに話せたり、好きなことや、やりたいことをやりたい時間にする。(中学1年生)
- ✓ オンラインで他県の人と地域のことについて話す。オンラインで外国の人と地域のことについて話す。(中学1年生)
- ✓ カウンセラーの人との定期カウンセリングがあるといい。(中学1年生)
- ✓ いじめや、仲間外れや、変なあだ名をつけることや、決めつけることがなくなれば楽しくなると思います。(中学2年生)
- ✓ 自由に何かをできるようになったらいいと思う。(中学2年生)
- ✓ 学校で自分の興味のあることを勉強できる。(中学2年生)
- ✓ 自分が大切に思っている友達が、自分と同じようにそう思っていて話しかけてくれれば楽しくなる。(中学2年生)

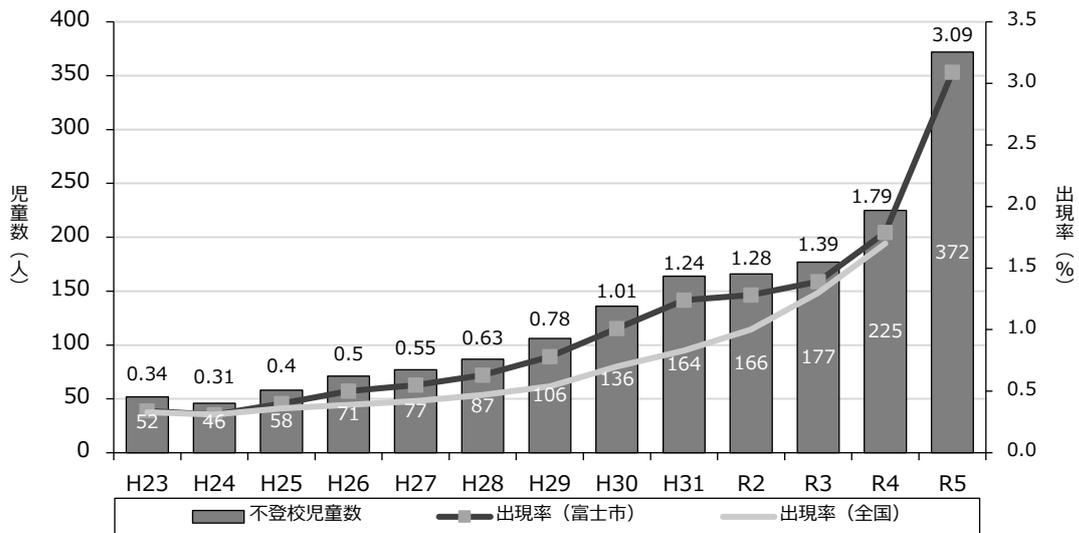


アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

不登校の児童・生徒が増加している

小学校と中学校の不登校児童・生徒数と不登校出現率が年々増加しており、不登校出現率は令和3年度から令和5年度にかけて小学生は2.1倍、中学生は1.3倍になるなど急激に増えています。

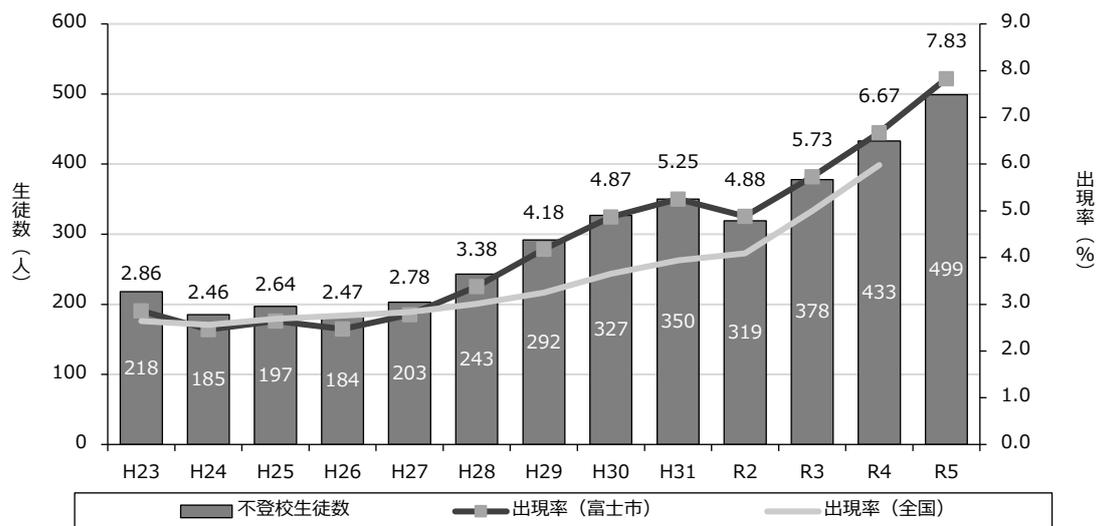
【不登校児童数、不登校出現率（小学生）（富士市）】



出典：富士市教育委員会学校教育課

図表 41

【不登校生徒数、不登校出現率（中学生）（富士市）】



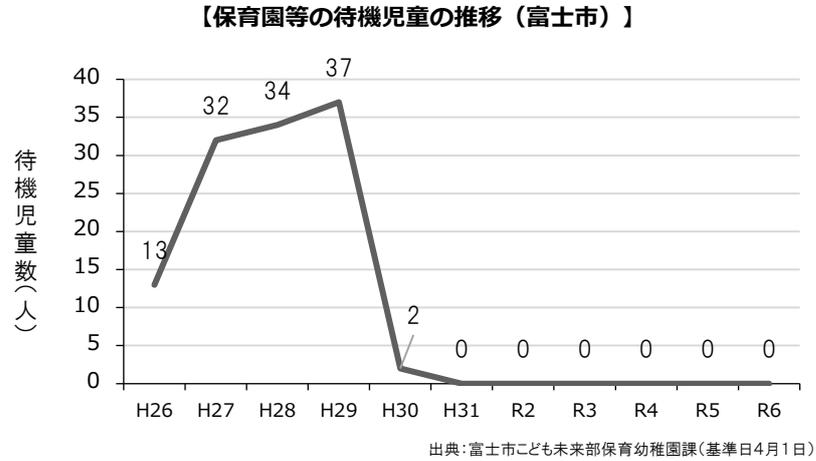
出典：富士市教育委員会学校教育課

図表 42

待機児童「ゼロ」を継続している

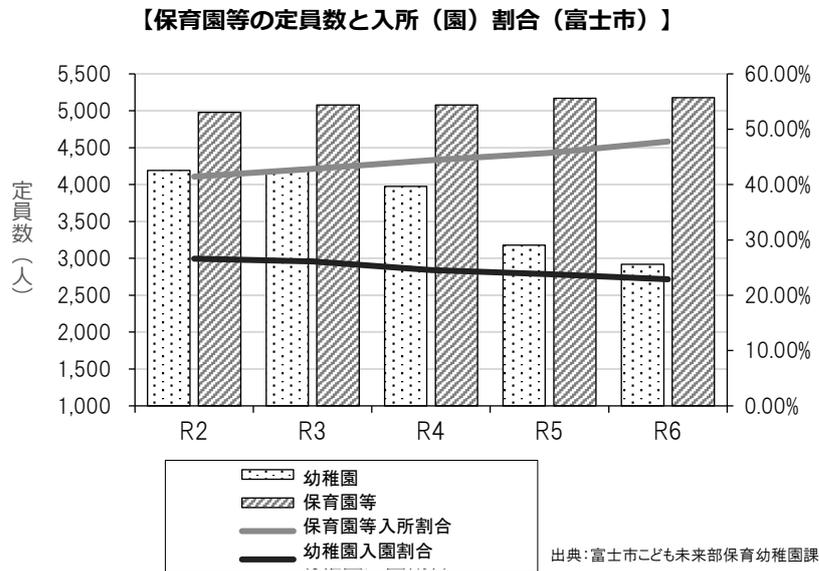
保育園等では、平成31年から年度当初における待機児童「ゼロ」を継続しています。

※保育園等：認可保育所、認定こども園、小規模事業保育所、事業所内保育事業所、保育ママをいいます。



図表 43

保育園等では、年々定員数と入所割合が増加している一方、幼稚園は定員数と入園割合ともに減少傾向にあります。

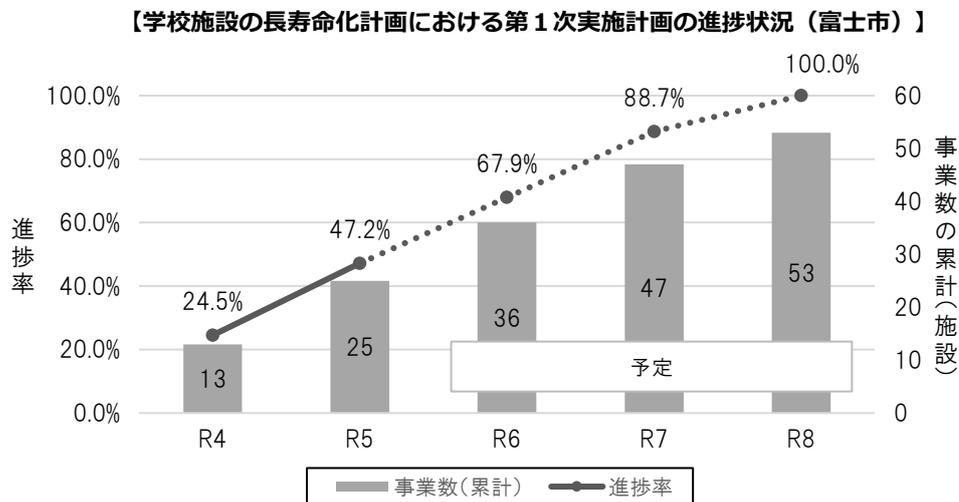


図表 44

学校施設の長寿命化計画を着実に進めている

富士市学校施設長寿命化計画（令和3年3月策定）に基づき学校の長寿命化を進めており、令和5年度において、47.2%の進捗率となっています。

※事業とは、校舎の屋上防水事業、外壁防水事業、屋内運動場リニューアル事業をいいます。



出典：富士市教育委員会教育総務課 図表 45

データ等から見える課題

視点3

教育・保育、学校教育

- 地域の保育ニーズに合わせて着実な受け皿の整備と従事者の処遇改善等により、教育・保育、学校教育の質の向上が必要です。
- 老朽化した学校施設の改築・改修を進めることが必要です。
- 不登校出現率が上昇しており、様々なこどもに対応していく体制の整備が必要です。

こどもの声



- ✓ 学校内でもっと他学年と交流したい。(中学1年生)
- ✓ 自分の特技を披露できるイベントなどが学校であると自信がつくと思います。(中学1年生)
- ✓ 給食の後のお菓子をありにしてほしい。それ以外の時間は食べちゃダメとかルールを作ればいいと思う。(中学2年生)
- ✓ 実際に着る高校生がデザインした制服があったら人気が出ると思う。(高校2年生)

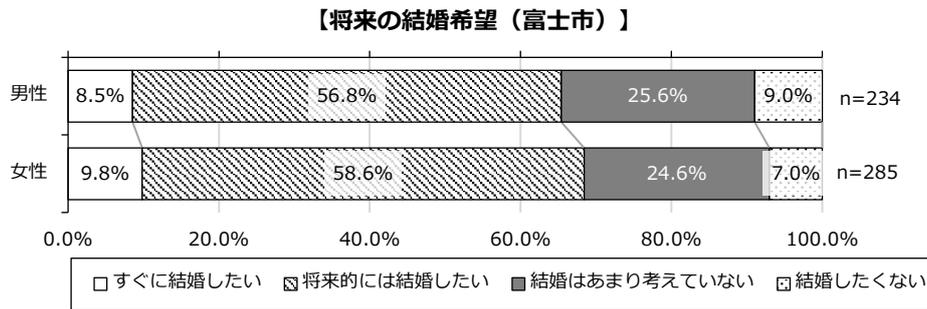


アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

結婚したくないと思う市民（18歳～44歳）が1割いる

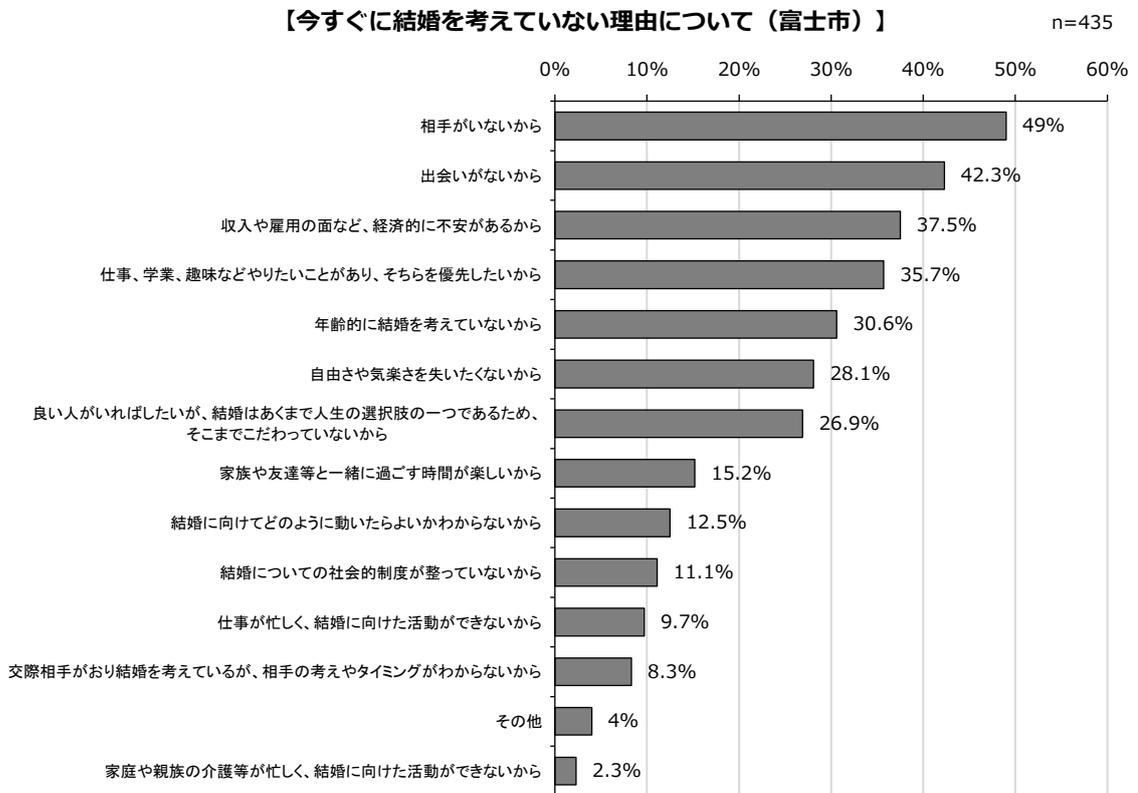
「結婚したくない」「結婚はあまり考えていない」と、男女ともに3割を超える市民（18歳～44歳）が回答しています。

今すぐに結婚を考えていない理由は、「相手がいないから」が最も多く、次いで「出会いがないから」、「収入や雇用の面など、経済的に不安があるから」が多くなっています。



出典：富士市「少子化対策アンケート調査(令和6年)」

図表 46

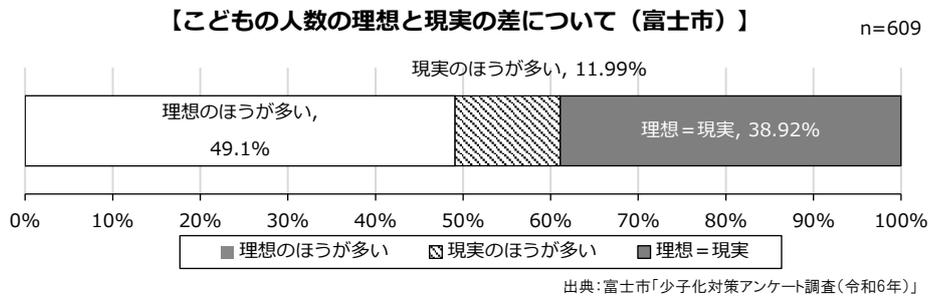


出典：富士市「少子化対策アンケート調査(令和6年)」

図表 47

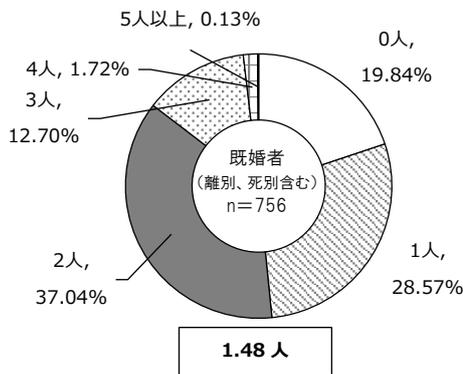
こどもの人数は理想よりも現実のほうが少ない

富士市少子化対策アンケート調査（令和6年）では、市民の理想的なこどもの人数の平均が2.05人だったのに対して、既婚者（離別・死別を含む）の実際のこどもの人数の平均は1.48人でした。また、こどものいる既婚者（離別・死別を含む）の約半数が「理想のほうが多い」と回答しています。



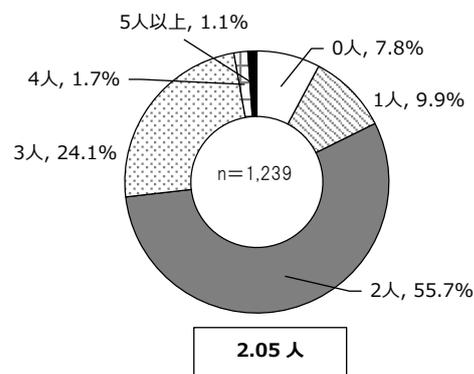
図表 48

【既婚者の実際のこどもの人数（富士市）】



図表 49

【理想的なこどもの人数（富士市）】

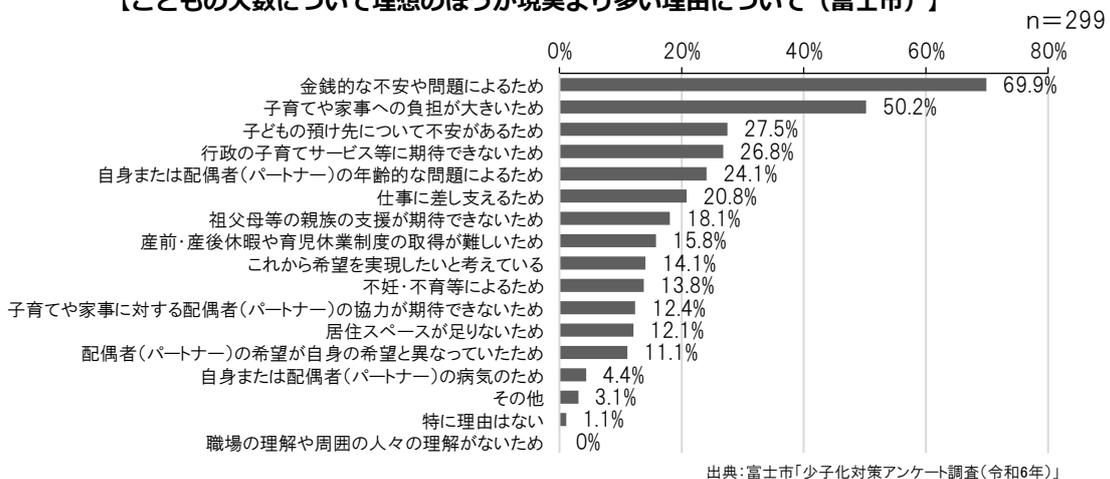


図表 50

理想のほうが現実より多い理由

こどもの人数について理想のほうが現実より多い理由として、「金銭的な不安や問題」が最も多く、次いで「子育てや家事への負担」が挙げられています。

【こどもの人数について理想のほうが現実より多い理由について（富士市）】

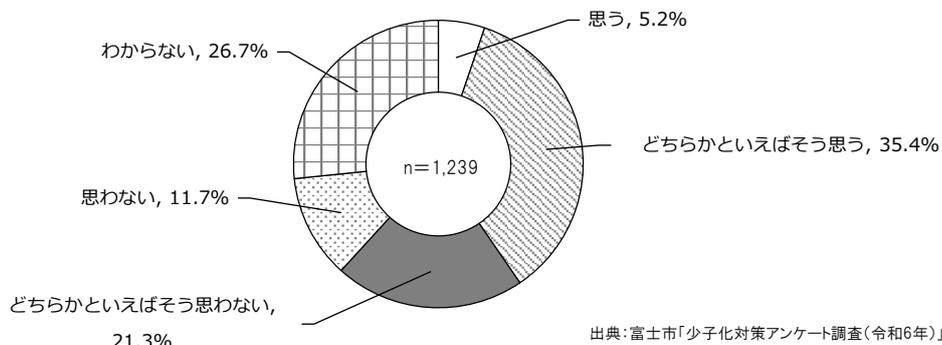


図表 51

富士市は子育てがしやすいと3割の市民（18歳～44歳）が思っている

富士市少子化対策アンケート調査（令和6年）では、3割を超える市民（18歳～44歳）が、「子育てをしやすいと思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答しています。

【あなたは富士市が子育てをしやすいまちだと思いますか（富士市）】



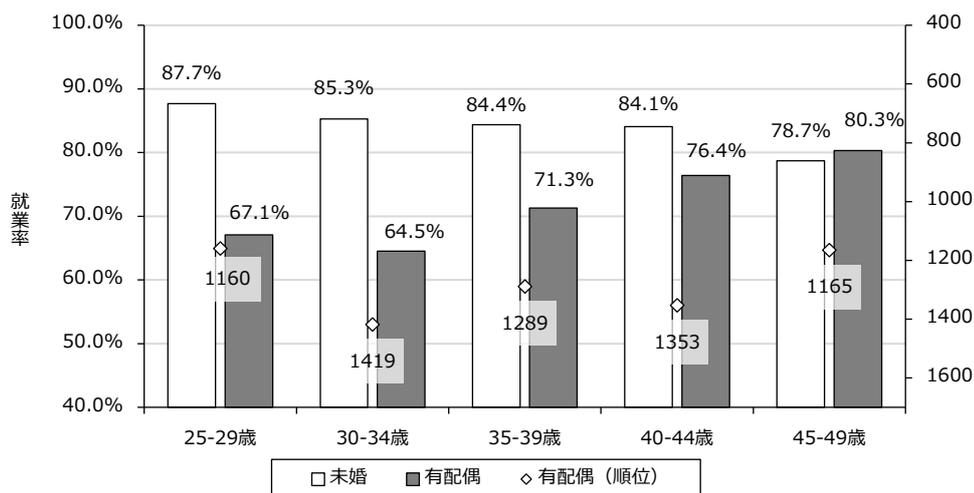
図表 52

女性の就業率

女性の就業率は、各年齢において未婚に比べて有配偶が低くなっており、特に、25歳～39歳までの若い世代における有配偶の就業率が低くなっています。

有配偶女性の就業率は、全国1,741市町村の中でも低い状況であり、「結婚を機に仕事を辞める」「仕事と家庭の両立が困難」といった状況が推察されます。

【女性の就業率（令和2年4月1日）（富士市）】

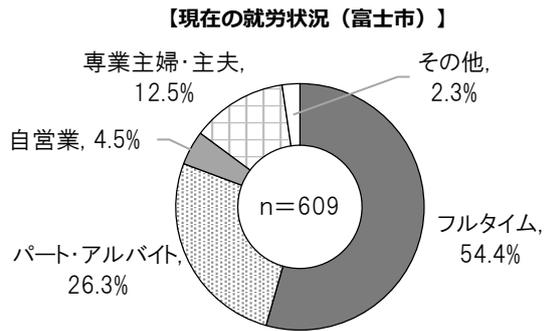


出典：まち・ひと・しごと創生本部「地域少子化・働き方指標(第5版)」
 (注)順位は全国1,741市町村との比較(降順)

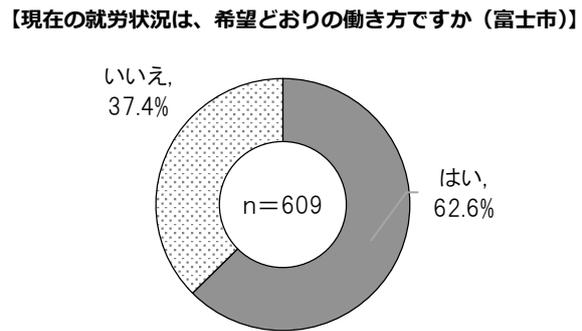
図表 53

子育て当事者の約4割が希望どおりの働き方ではないと思っている

子育て当事者（18歳～44歳でこどものいる市民）のうち、37.4%の方が希望どおりの働き方ではないと思っています。このうち、希望どおりでない理由として「金銭的な問題により働き続ける必要があるため」50.5%が最も多く、次いで、「育児と両立しながら多様な働き方ができる環境がないため」47.4%となっています。希望どおりと答えた子育て当事者の理由としては、「子育てや家事に対する配偶者（パートナー）の協力があるため」54.4%が最も多く、次いで、「こどもを預けることができるため」33.2%となっています。

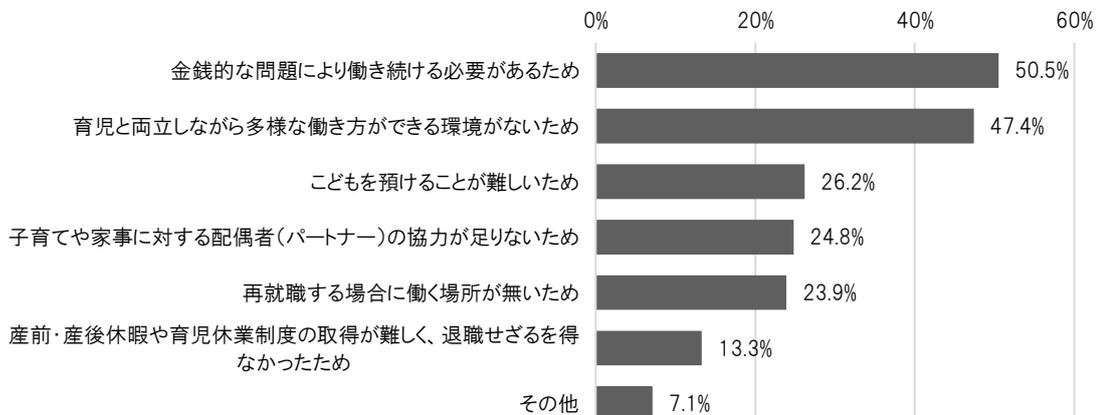


図表 54



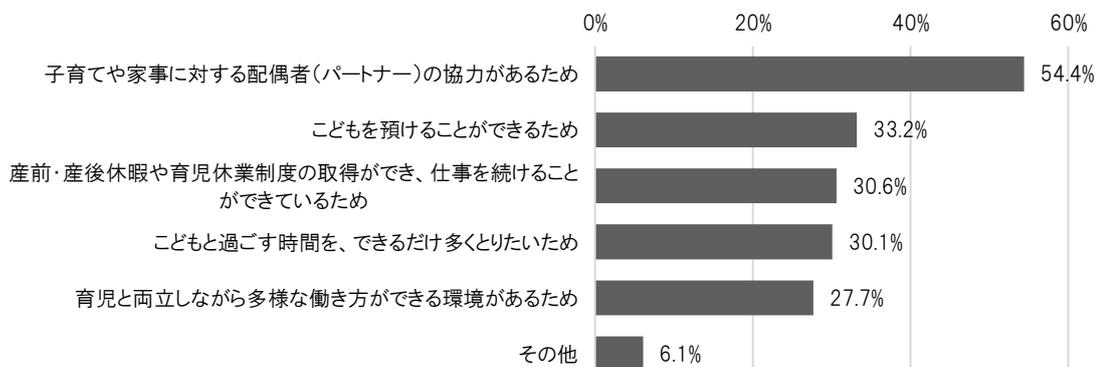
図表 55

【現在の働き方している理由について（いいえと答えた方）】



図表 56

【現在の働き方している理由について（はいと答えた方）】

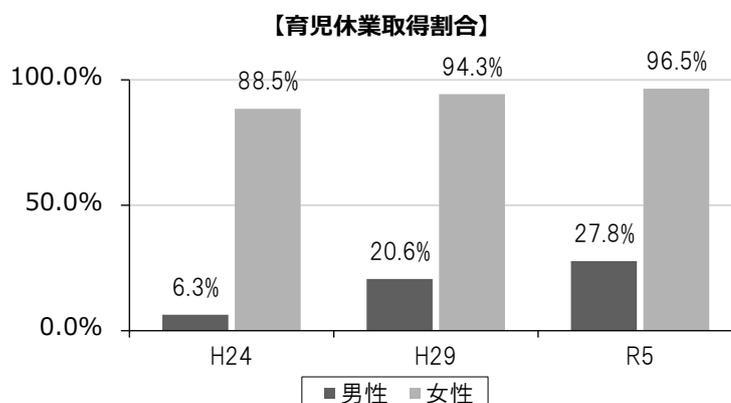


図表 57

育児休業を取得する割合が増えています

男性、女性ともに育児休業を取得する割合は増加傾向にあります。

令和5年の男性の割合は、女性に比べると3割程度であるものの、平成24年から4.4倍に増加しています。



出典：富士市「男女共同参画に関する事業者調査」

図表 58

データ等から見える課題

視点4

子育て

- 若者の安定的な雇用環境を整備し、経済的基盤を確保することが必要です。
- 希望どおりに子どもを育てることができ環境づくりが必要です。
- 仕事と子育てを両立し、子育てをしながら継続的に働き続けることのできる職場環境づくりが必要です。
- 多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組が必要です。
- 子育てに関する経済的支援や心理的・肉体的な負担の軽減を図る支援が必要です。

こどもの声



- ✓ 親が病気で働けなかったり、ひとり親家庭で苦しい生活の人たちに月に数回くらい支援金を送ってくれるような取組があるといい。
(中学1年生)
- ✓ 恋愛相談室、出かけられる場所が増えたらいいと思う。(中学2年生)



子育て当事者等の声



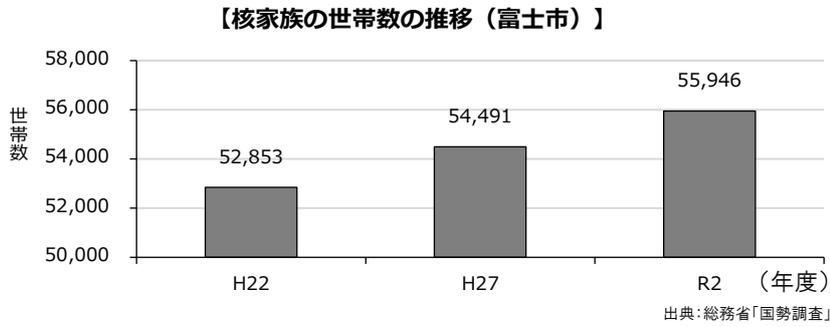
- ✓ 男の人の育児協力がもっと進めばいい。女がやって当たり前の時代は終わった。パパが公園に子どもを連れて行くだけでまわりから「えらいね」とパパだけ言われるのはおかしい。当たり前のことをしているだけなのに。(保護者)
- ✓ 勉強をこどもがしなくて、手をあげてしまう。自分も幼少期に同じことを言われたりされたりしていて嫌だったのに同じことをこどもにしてしまう。(保護者)
- ✓ 発達障害のこどもとの関わりかた、学習への向き合いかたについて、もっと情報を得たい。(保護者)
- ✓ お金だけでなく精神的に支援する体制をつくってほしい。
(50代の市民)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

核家族化が進行している

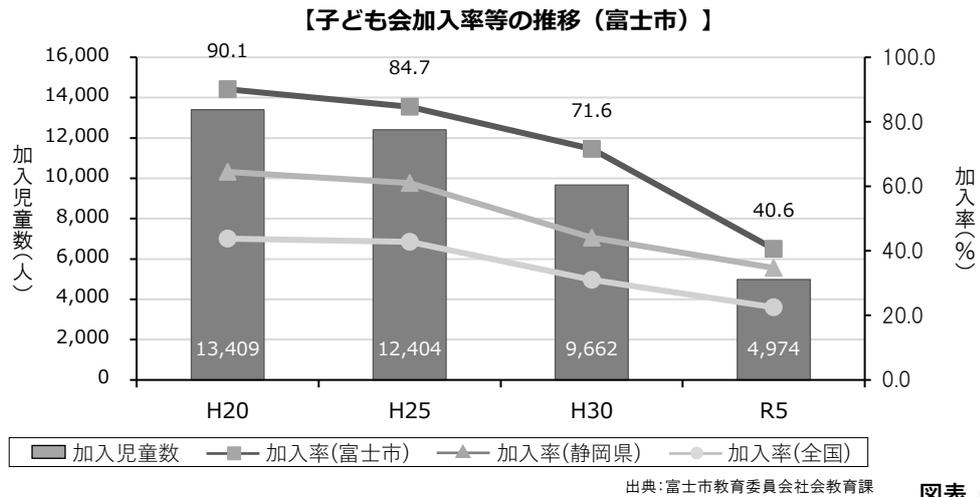
核家族の世帯が増加しています。



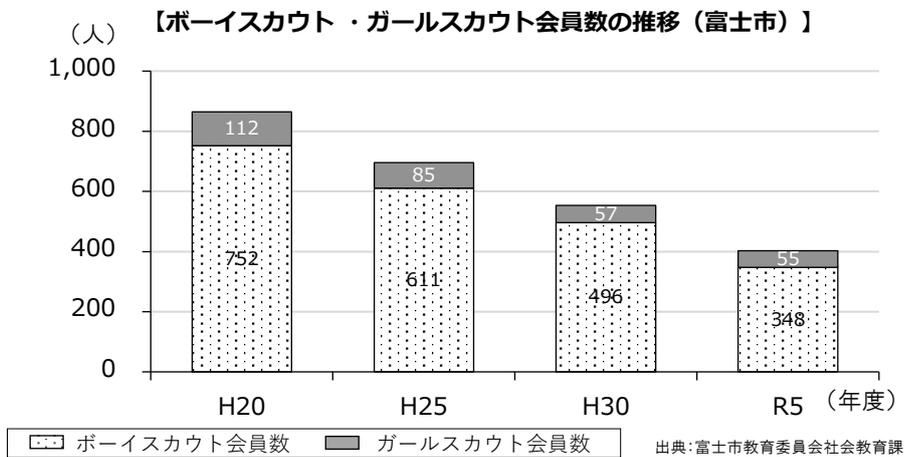
図表 59

地域とのつながりが希薄化している

子ども会の会員数等が減少し、地域とのつながりの希薄化の進行が推察されます。



図表 60

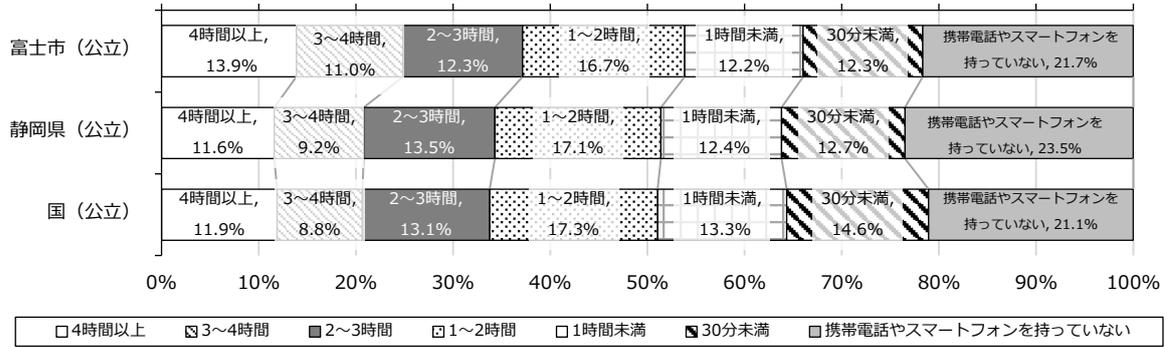


図表 61

富士市の小中学生は、スマートフォンでのSNS・動画視聴時間が長い

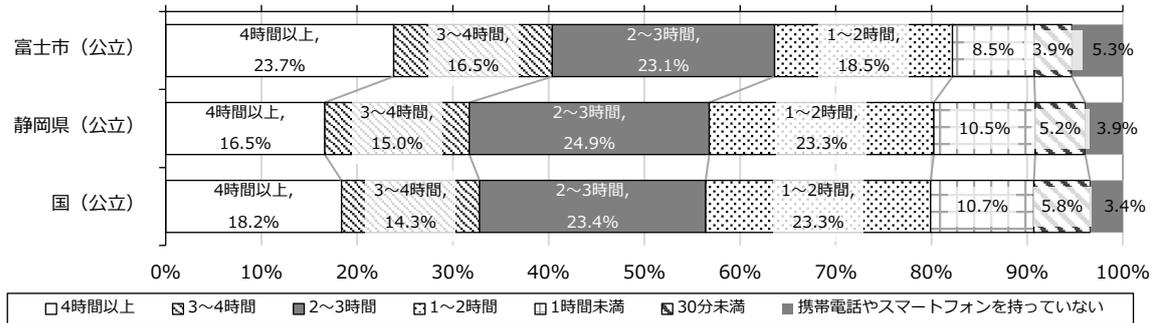
小学生の80%、中学生の95%が携帯電話やスマートフォンを持っている状況です。小学生、中学生ともに、全国や県に比べてスマートフォンでのSNS・動画視聴時間が長くなっており、中学生はその傾向が顕著となっています。

【平日における、1日当たりの携帯電話やスマートフォンでのSNS・動画視聴時間（小学生）】
（携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く）



出典：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」 図表 62

【平日における、1日当たりの携帯電話やスマートフォンでのSNS・動画視聴時間（中学生）】
（携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く）

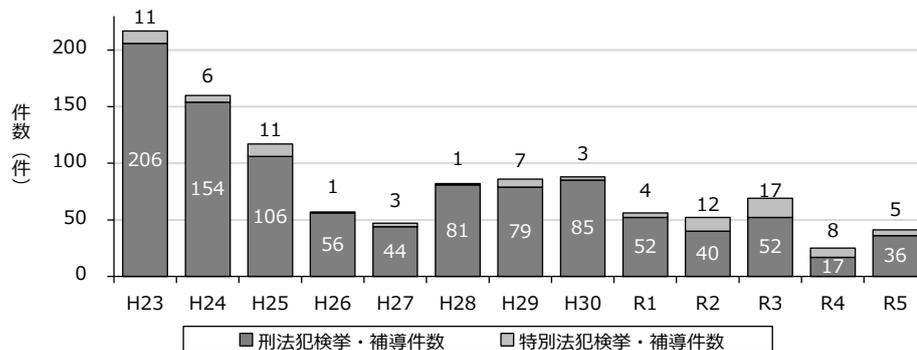


出典：文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」 図表 63

刑法犯・特別法犯の少年（20歳未満）検挙・補導件数が一定数ある

刑法犯・特別法犯の少年（20歳未満）検挙・補導件数は、減少傾向にあるものの一定数ある状況です。

【刑法犯・特別法犯の少年（20歳未満）検挙・補導件数（富士市）】



出典：富士市防犯協会・富士警察署「我が街の生活安全」

図表 64



データ等から見える課題

視点5

地域社会

- 地域全体で子ども、子育て当事者を支援する重要性が高まっています。
- 地域で子どもを見守るネットワークの強化が求められています。
- こどものインターネット依存が課題となっています。

こどもの声



- ✓ みんなが親しくなるような楽しい行事をしたら学校や家が楽しくなる。(小学5年生)
- ✓ 家や学校に泥棒や不審者が入ってこないことが必要。(小学5年生)
- ✓ 家の近くに安心して遊べる場所を作ってほしい。(小学5年生)
- ✓ いろいろな年代の人との交流が増えると楽しくなると思う。(小学6年生)
- ✓ もっと地域の人との関わりを増やせばこの地域に住んでいる人とも仲良くなるし、富士市のことが好きになる人が増えると思います。(小学6年生)
- ✓ インフルエンザやコロナウイルスで生活が制限されない生活だったら楽しく過ごせるかな、と思う。(小学6年生)
- ✓ みんなが決まりを守り、思いやりをもって生活すると楽しくなると思う。(中学1年生)
- ✓ 富士市みんなで協力できることがあればもっと楽しくなると思う。(中学1年生)
- ✓ 地域の人々と交流できるイベント、学校行事、地域のお祭りがあるとよい。(中学1年生)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

1 めざす姿（基本理念）について

本市ではこれまで、こどもは今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在であり、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望であるという考え方のもと、「こどもの最善の利益」が実現されるよう、子育て支援に関する施策を第六次富士市総合計画に基づき、総合的かつ計画的に推進してきました。

この姿勢を継承し、こどもの権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、社会全体、オール富士市でこどもを応援していく環境づくりを進めていくことが必要です。

国の「こども大綱」や「富士市子どもの権利条例」の視点を踏まえ、全てのこどもが、どのような困難な状況にあっても、健やかな育ちが等しく保障される「こどもにやさしいまち」の実現に向けて、地域、育ち学ぶ施設、企業や団体、行政等が一丸となってこども施策を展開するため、本計画の「めざす姿」を次のとおり掲げます。

【めざす姿（基本理念）】

「こどもまんなか」 みんなではぐくむ やさしいまち ふじ

「こどもまんなか」

こどもの権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をめざします。

みんなではぐくむ

「はぐくむ FUJI」の旗印のもと、社会全体、オール富士市でこどもを応援します。

やさしいまち

「こどもの権利」を保障するまち＝「こどもにやさしいまち」の実現をめざします。

第2章において、こどもと家庭を取り巻く状況を概括するため設定した5つの視点ごとに課題を整理しました。めざす姿（基本理念）の実現に向けて、これらの課題と第六次富士市総合計画のめざす姿を踏まえ、5つの基本目標を設定します。

【第六次富士市総合計画】

基本目標2：「次代を担うひとを育むまち」

【めざす姿（基本理念）】

- 「安心して子どもを生み 健やかに育てられるまち」
- 「全ての子どもや若者が夢を持ち 大切にされるまち」
- 「全ての子どもが学びを楽しむことができるまち」
- 「生涯にわたり学び続け 心豊かに暮らせるまち」

【視点1】

自分らしさ・主体性

基本目標1 こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

- こどもの権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちの実現をめざします。

【視点2】

健やかな成長

基本目標2 誰一人取り残さずにこどもを支える まち

- 一人ひとりのこどもが尊重され、誰一人取り残されることなく、健やかに成長・発達することができるまちの実現をめざします。

【視点3】

教育・保育、学校教育

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実した まち

- 全てのこどもが夢や希望を持ち、個性や能力、可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ環境が充実したまちの実現をめざします。

【視点4】

子育て

基本目標4 切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、安心してこどもを生き育てることができる まち

- 若い世代が将来に希望を持つことができるよう、また、安心してこどもを生き育てることができるよう、若い世代の視点に立って社会全体で切れ目なく支えるまちの実現をめざします。

【視点5】

地域社会

基本目標5 地域全体でこども・子育てを支える まち

- 地域や企業、市民団体等に見守られながら安全・安心に過ごし、健やかに成長できるよう、こどもを社会全体で支えるまちの実現をめざします。

3 施策の体系

本計画では、めざす姿（基本理念）の実現に向けて、5つの基本目標を掲げました。基本目標に13の取組の方向性（施策）を位置付け、取組を進めます。

めざす姿（基本理念）

「こどもまんなか」 みんなではぐくむ やさしいまち ふじ

基本目標 1 こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

- 施策 1-1 こどもの権利の理解促進
- 施策 1-2 こどもの多様な声を反映させる仕組みづくり

基本目標 2 誰一人取り残さずにこどもを支える まち

- 施策 2-1 こどもの居場所づくりの推進
- 施策 2-2 多様な境遇にあるこどもや、その家庭への支援
- 施策 2-3 こどもの発達・成長に応じた支援
- 施策 2-4 あらゆる若者の自立と社会参加の支援

基本目標 3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実した まち

- 施策 3-1 教育・保育、学校教育環境の充実
- 施策 3-2 質の高い教育・保育、学校教育の充実

基本目標 4 切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、安心してこどもを生き育てることのできる まち

- 施策 4-1 若い世代が結婚、妊娠・出産、就職、子育ての希望が実現できる環境づくり
- 施策 4-2 安心してこどもを生き育てることのできる環境づくり
- 施策 4-3 仕事と家庭を両立できる環境づくり

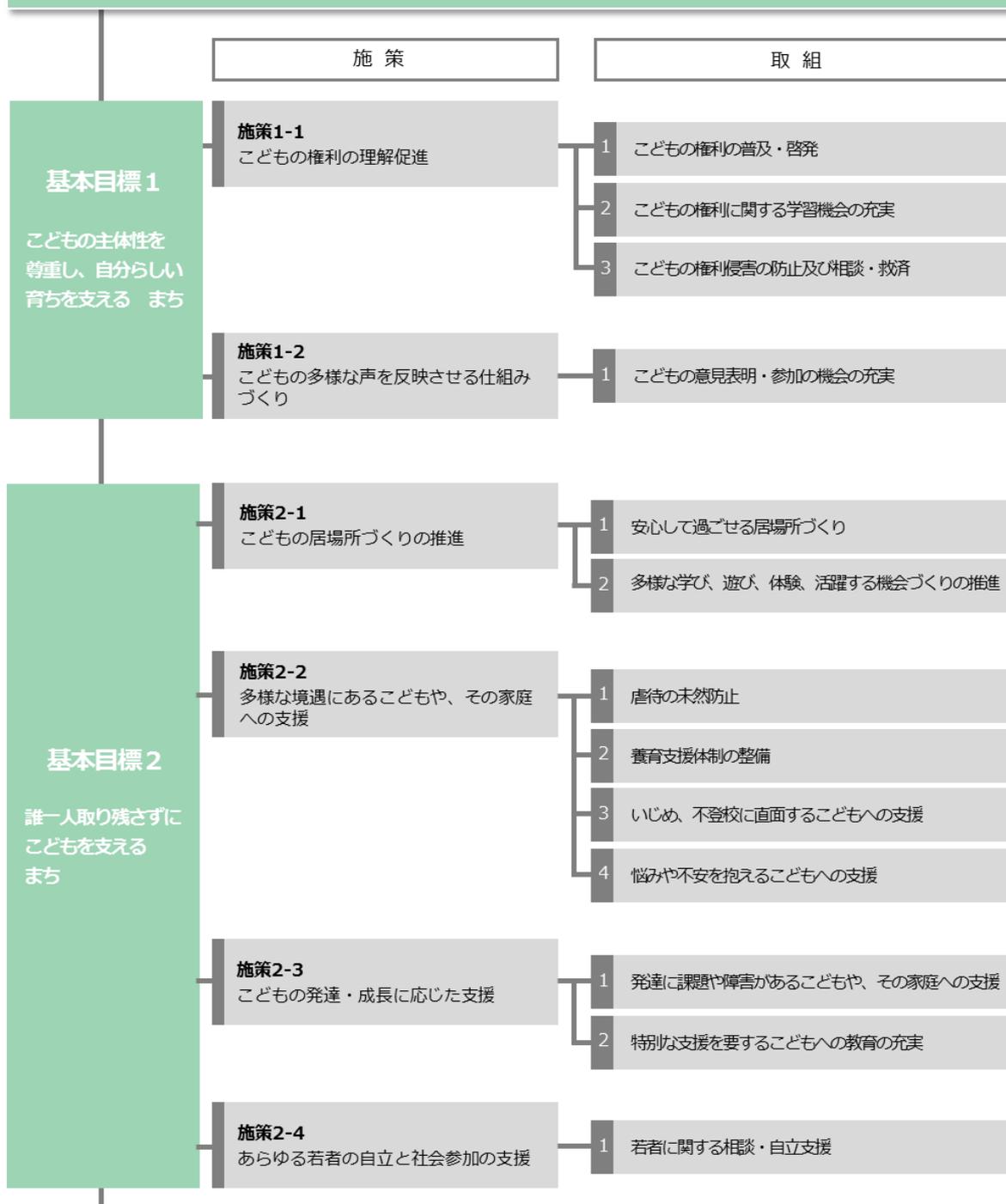
基本目標 5 地域全体でこども・子育てを支える まち

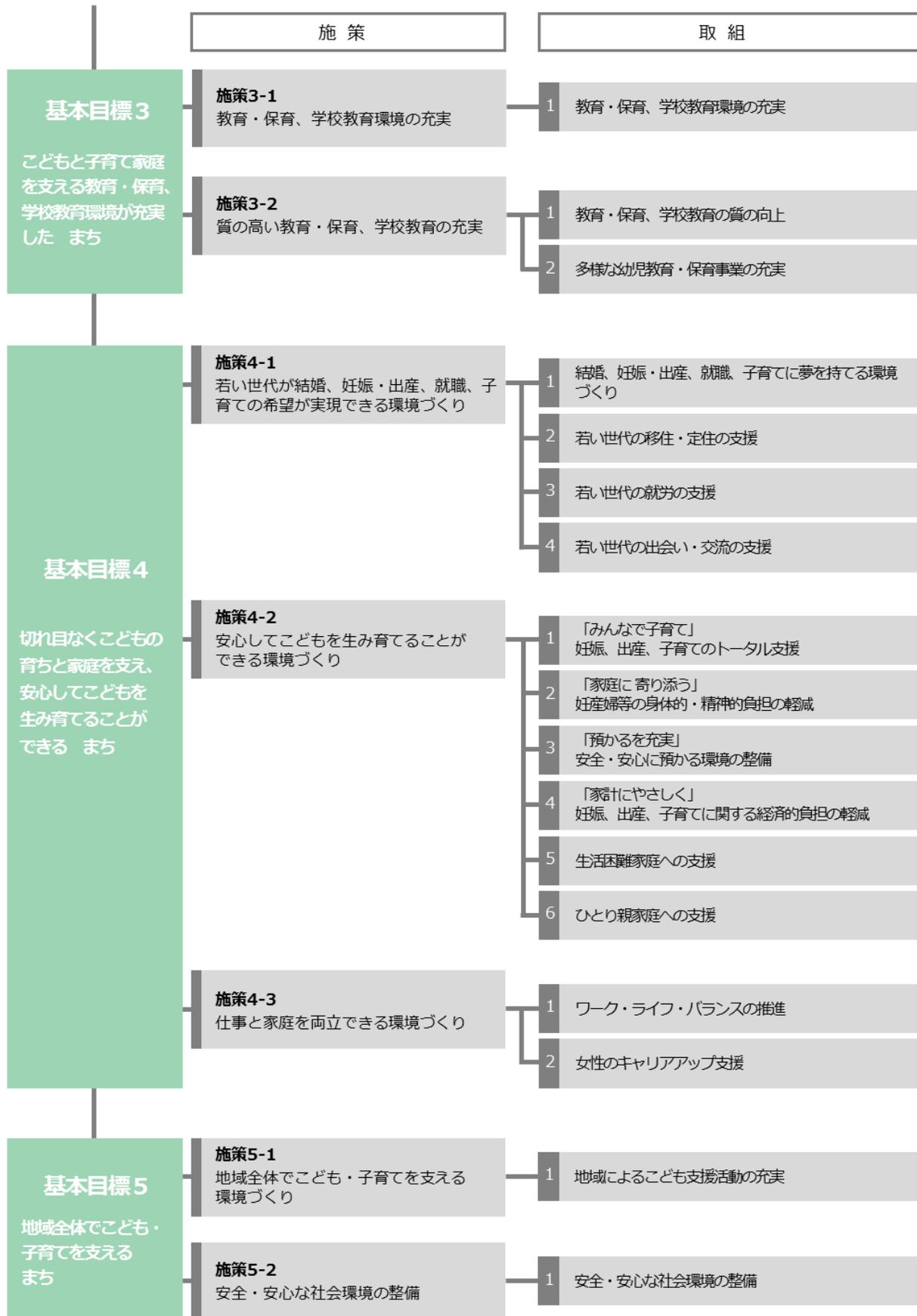
- 施策 5-1 地域全体でこども・子育てを支える環境づくり
- 施策 5-2 安全・安心な社会環境の整備

【第六次富士市総合計画】

基本目標2 基本目標 「次代を担うひとを育むまち」

「こどもまんなか」みんなではぐくむ やさしいまち ふじ





第3章

計画の基本的な考え方



5 施策を推進するための考え方

めざす姿（基本理念）の実現に向け、次の考え方を軸にして施策を推進していきます。

こども基本法や富士市子どもの権利条例の理念にのっとり、従来のこども施策に加えて、こども自身が権利の主体として自分らしく成長できるよう、こども自身の考え方を大切にしながら、こどもの育ちを直接支えていく施策を実施していく必要があります。

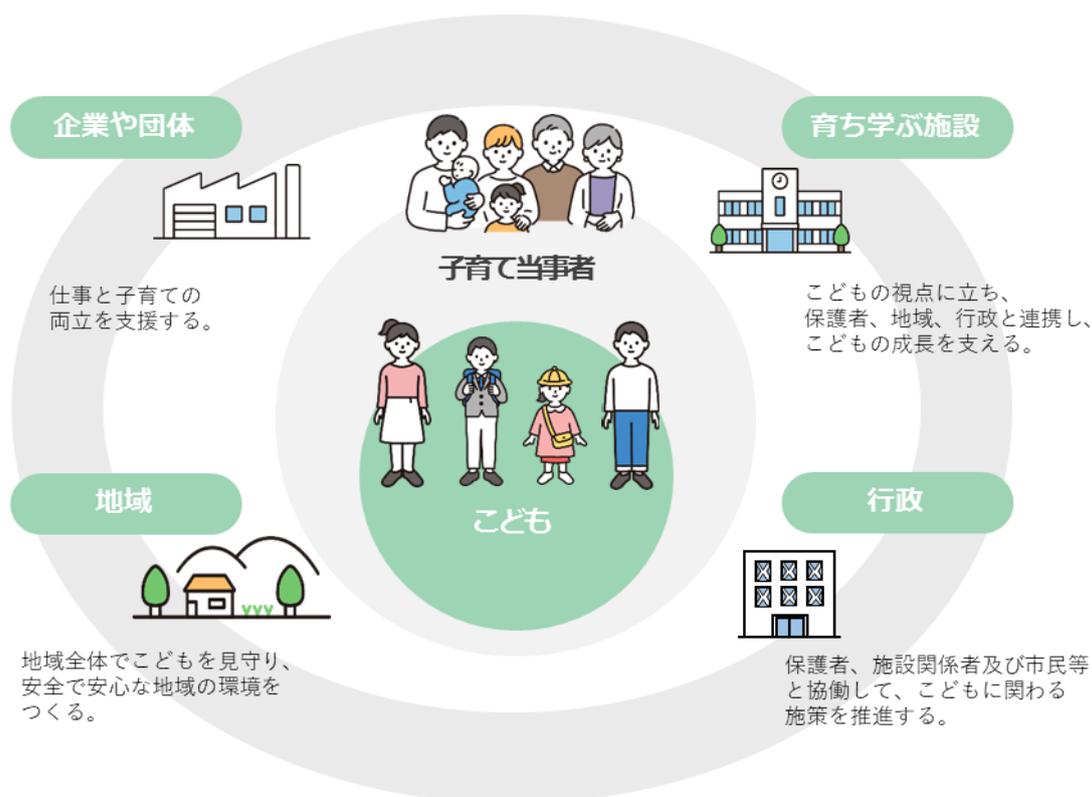
権利の主体であるこどもをまんなかに据えて、次の事項を基本としてこども施策の展開を図ります。

- 富士市子どもの権利条例の理念を具現化し、実践します。
- こどもの権利を保障する、こどもにやさしいまちの実現に取り組みます。
- 児童憲章、富士市民憲章の理念を実践します。
- 法律・組織の縦割りによらず、こどもという存在を一体的に捉え、こどもの権利保障の観点から総合的かつ計画的に「こどもに届く」施策を展開します。
- こどもとともに社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーとして、地域、市民等、育ち学ぶ施設、行政が一丸となってこども施策を展開します。
- 若い世代が結婚、妊娠・出産、就職、子育ての希望を実現でき、全ての人がいきいきと安心してこどもを生き育てることができるよう支援します。
※ 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう十分留意します。
- 全てのこどもをライフステージをとおして切れ目なく支援します。

めざす姿（基本理念）

「こどもまんなか」 みんなではぐくむ やさしいまち ふじ

イメージ



全てのこどもが、どのような困難な状況にあっても、健やかな育ちが等しく保障される「こどもにやさしいまち」の実現に向けて、地域、育ち学ぶ施設、企業や団体、行政等が一丸となってこども施策を展開します。

富士市子どもの権利条例について

本市では、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年4月1日に「富士市子どもの権利条例」を施行しています。

条例では、子どもが健やかに成長し、発達できるよう、国連で採択された「子どもの権利条約」の理念に基づき、次の4つの権利を特に大切なものとして規定しています。

1 生命・生存・発達の権利

子どもは、かけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢や発達にふさわしい環境の下、一人一人の個性が尊重され、安心して成長し、発達することができること。

2 意見表明権

子どもは、自分の意見などを自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長・発達に応じて受け止められ、尊重されること。

3 子どもの最善の利益

子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいことは何か）が第一に考慮されること。

4 差別の禁止

子どもは、人種、性別、障害そのほかの子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別や不利益を受けることがないこと。

富士市子どもの権利条例（前文）

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のようが高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない又は行かないことによって取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にすることが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にするとともにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

本計画では、めざす姿（基本理念）の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、13の施策に各事業を位置付け、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

施策や事業の展開に当たっては、子ども・子育て支援事業計画、はぐくむFUJI少子化対策プラン、及び、富士市子ども・若者育成支援計画、富士市子どもの未来サポートプラン（こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画）を一体的に実施していくため、制度上の枠組みによらず、本計画の基本目標に沿って整理しています。

各施策の見方

基本目標

めざす姿（基本理念）を具現化するための5つの基本目標を表しています。

施策

基本目標につながる施策を表しています。

現状と課題

施策を推進する理由となる、本市の現状と、課題等を表しています。

市民の声

アンケート調査や意見聴取の結果得られた市民の声を表しています。

SDGs アイコン

当該施策が寄与するSDGsの17のゴールを表しています。

成果指標と目標値

施策分野の成果を示す指標と、令和13(2031)年度の目標値を表しています。(本市の関連計画の改定により変更する場合があります。)

代表的な取組

施策の代表的な取組内容を表しています。

コラム

施策の概要を紹介しています。

取組の方向性について

現状と課題を踏まえ、課題を解決するための基本的な考えと取組の方向性を表しています。

成果指標と目標値

指標名	現 状	目標値(令和13年度)
「富士市子どもの権利条約」の認知度	小学生	70.0%
	中学生	70.0%
	高校生	70.0%
	若 者	70.0%
	子育て支援者	70.0%

代表的な取組

- 子どもの権利の普及・啓発事業
- 子どもの権利に関する学習機会の充実
- 子どもの権利救済事業 など

009 子どもの権利救済委員

本市では、「富士市子どもの権利条約」第18条の規定に基づき、富士市子どもの権利救済委員を2名配置しています。

子どもの権利救済委員は、いじめや虐待、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害について迅速に対応し、解決方法を一緒に考え、必要に応じて助言や支援を行っています。

子ども（市内に居住し、通学し、通所する市内で活動する18歳未満の方）自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談することができます。

今後、子どもが安心して相談できる環境の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組みます。

1 こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

基本目標1 こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

施策 1-1 こどもの権利の理解促進



現状と課題

- 本市は、こどもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年4月に「富士市子どもの権利条例」を施行しましたが、条例の認知度は3割以下にとどまっています。
- こどものどんな困りごとや悩みごとでも相談できる窓口である「子どもなんでも相談」を設置し、こどもの最善の利益を考慮するため、相談者の話をじっくりと聴き、解決策をともに考えています。また、こどもの権利侵害に迅速に対応するため、必要に応じて「子どもの権利救済委員」につなぎ、権利の回復を支援する体制を整備しています。
- 全国学力・学習状況調査では、「自分には良いところがあると思う」と回答した児童・生徒の割合が、全国や県の割合と比較して低く、本市のこどもの自己肯定感が低い傾向にあります。
- アンケート調査によると、困っているときや悩んでいるときに、小学生の6.7%、中高生の8.7%が相談できる人が「いない」と回答しており、1人で悩みを抱えているこどもがいることが推察されます。

関係図表

15・16・17 (21 ページ)
19・20 (22 ページ)

こどもの声



- ✓ 友達や地域の人などと助け合ったり仲良くしたりしていけば、もっと楽しくなると思います。(小学5年生)
- ✓ 偏見とか決めつけとか、まじでなくならないかなって毎日思っています。(中学1年生)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 全てのこどもと市民等に対して、「富士市子どもの権利条例」の趣旨や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こどもが権利の主体であることを地域全体に周知することを通して、「富士市子どもの権利条例」の認知度を高めます。
- こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進の取組を推進します。
- 「子どもの権利救済委員」の活動を推進し、権利侵害を受けたこどもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図るとともに、関係機関との連携を深めながら、活動の周知や相談体制の充実に取り組めます。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「富士市子どもの権利条例」 の認知度	小学生 32.0%	小学生 70.0%
	中学生 46.7%	中学生 70.0%
	高校生 41.3%	高校生 70.0%
	若 者 35.0%	若 者 70.0%
	子育て当事者 32.9%	子育て当事者 70.0%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- こどもの権利の普及・啓発事業
- こどもの権利に関する学習機会の充実
- こどもの権利救済事業 など

(事業一覧：124・125 ページ)

子どもの権利救済委員

本市では、「富士市子どもの権利条例」第18条の規定に基づき、富士市子どもの権利救済委員を2名配置しています。

子どもの権利救済委員は、いじめや体罰、虐待など、あらゆるこどもの権利の侵害についての相談に応じ、解決方法を一緒に考え、必要に応じて助言や支援を行っています。

こども（市内に居住し、通学し、通所する方や市内で活動する18歳未満の方）自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談することができます。

今後も、こどもが安心して相談できる環境の充実を図るとともに、周知・啓発に取り組めます。



小学生向け
パンフレット



小学校での出前講座の様子



周知啓発活動の様子

施策 1-2 こどもの多様な声を反映させる仕組みづくり

現状と課題



- 富士市子どもの権利条例では、「子どもが自分の思い、考え又は意見を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること」を子どもの大切な権利と定めています。
- こども基本法第3条では、こどもの年齢や発達に応じた意見表明や、社会的活動に参画する機会の確保、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念として掲げています。
- アンケート調査によると、毎日の生活の中で「自分の意見をきちんと言えること」や、「自分の意見を聞いてもらえること」が「守られていない」と感じているこどもがいます。
- こどもにとって、自分の意見が十分に聴かれ、自分たちの声によって自らの生活や社会に何らかの影響や変化をもたらす経験を得ることは大切です。社会の一員としての主体性や自己肯定感を高めるためにも、こどもの意見を表明できる機会を設けていく必要があります。
- こども施策がより実効性のあるものになるよう、こどもの状況やニーズをよりの確に捉えるとともに、意見等を聴き、施策に反映することが求められています。

関係図表

18 (22 ページ)、21 (23 ページ)
22・23 (24 ページ)

こどもの声



- ✓ 自分の意見が素直に出せて、友達との交流が増えれば楽しくなると思う。(小学6年生)
- ✓ 自分だけではなく、友達の見解も大切にしたいです。(小学6年生)
- ✓ 校則について見直してほしい。(理由)校則ではあまり意図の見えないものがあると思うときがあるから。(中学2年生)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- こどもは、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立する意見表明と自己決定の主体であることを社会全体で認識し、こどもの意見表明やあらゆる場面への参加の機会の充実を図ります。
- こどもが市政やまちづくりについて考え、主体的な参加を促進する機会を設けるとともに、こどもの意見を施策に取り入れることにより、こども視点でのまちづくりを進めます。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「自分の意見を言うことや聞いてもらえることができている」と思うこどもの割合	小学生 81.4%	小学生 90.0%
	中学生 73.1%	中学生 80.0%
	高校生 73.9%	高校生 80.0%
「自分のことが好きだ」と思うこどもの割合	小学生 70.8%	小学生 80.0%
	中学生 62.0%	中学生 70.0%
	高校生 55.4%	高校生 60.0%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- 施策や施設の運営に当たってのこどもの意見を聴取する仕組みづくりの検討
- 高校生議会
- 地域活動の担い手養成事業 など

(事業一覧：126 ページ)

🗣️👂👤 こどもの多様な声を聴き、対話する取組

こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画する環境づくりは大切です。

本市では、高校生が市政について考え、地域の魅力や課題について意見を交換する場として「富士市高校生議会」を開催しています。

この取組は、高校生が、自己に関する意見を表明し、社会的活動に参画する機会を確保するとともに、本市における「こども施策」の実施につながるものです。

また、高校生議会を通して高校生が本市の魅力や課題を知ることにより、まちへの誇りや愛着を感じることもつながります。

この他にも、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもが、安心して意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、こどもとともに地域の課題を解決していきます。



高校生議会の様子

2 誰一人取り残さずに子どもを支える まち

基本目標 2 誰一人取り残さずに子どもを支える まち

施策 2-1 こどもの居場所づくりの推進



現状と課題

- アンケート調査では、家庭や学校など子どもにとって身近な居場所において、「安心できる」と思う子どもが多くいる一方で、「安心できない」と思う子どもがいます。全ての子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりが求められています。
- どのような環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全ての子どもが自分の居場所を持ち、「いたい」、「行きたい」、「やってみたい」という思いに応じた多様な居場所づくりを進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少していることから、成長や発達に応じて、こどもの主体性を大切にした様々な体験や遊びの機会を設けることが求められています。

関係図表

24 (26 ページ)

子ども、子育て当事者の声



- ✓ 地域に、もっと遊ぶ場所があれば楽しくなると思う！
(小学6年生)
- ✓ こどもがイライラしたときや、敏感な子たちが休めるスペースを作って欲しい。(中学1年生)
- ✓ 就学後のこどもの居場所（特に低学年）の不足を感じます。(小学生の保護者)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを、こどもの視点に立って、社会全体で推進します。
- こどもが健やかに成長し、自分らしく社会生活を営み活躍することができるよう、主体性を大切にした多様な学びや遊び、体験活動や交流の場づくりを推進するとともに、その実践の場の拡充に努めます。
- こどもが自分らしく過ごし、また、子育て当事者が安心して子育てができるよう、「こども施策」を推進するための施設等の環境整備を進めます。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「安心できる居場所がある」と思う こどもの割合	小学生 99.8%	小学生 100%
	中学生 99.4%	中学生 100%
	高校生 99.5%	高校生 100%
	若 者 97.5%	若 者 100%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- こどもの居場所創出事業
- 青少年体験交流事業
- 放課後の児童の居場所に関する事業 など

(事業一覧：127～129 ページ)

コラム こどもの居場所

こどもが過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こどもにとっての居場所になり得ます。居場所は、ありのままの自分であること、休息をして自分を取り戻すこと、自由に遊んだり、安心して過ごすことのできる場所であり、こどもが安心して対話ができる人間関係の構築などの環境づくりも含まれます。

居場所と感じるかどうかはこども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすかなど、こどもが自ら決め、行動するなど、こどもの主体性を大切にすることが求められます。

本市は、安全に安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを、こどもの視点に立って、社会全体で推進していきます。



こども食堂の様子



若者相談窓口
「ココ☆カラ」の様子



青少年体験交流事業の様子

施策 2-2 多様な境遇にあるこどもや、その家庭への支援

現状と課題



- 児童虐待相談件数、いじめ認知件数、不登校児童・生徒数が増加傾向にあります。
- こどもの自殺者がいることから、未然防止対策と個別の支援が必要です。
- 静岡県ヤングケアラー実態調査によると、4.6%のこどもが、「家族の中に自分が面倒をみている人がいる」と回答しています。ヤングケアラーのこどもたちは、家事や家族の世話などを日常的に行い、年齢や成長に見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が及ぶ等、こどもの権利が侵害されているおそれがあることから、見逃すことなく必要な支援につなぐことが必要です。
- アンケート調査によると、困っているときや悩んでいるときに相談できる人が「いない」と回答したこどもがいます。生活困難層、ひとり親家庭、外国人世帯等、こどもを取り巻くあらゆる状況や家庭環境に応じた相談支援体制を整備し、悩みや不安を抱えるこどもに必要な支援につなぐことが求められています。

関係図表

20 (22 ページ)、25 (27 ページ)
33 (28 ページ)、34・35・36 (29 ページ)
37・38・39 (30 ページ)、40 (31 ページ)

こどもの声

- ✓ お母さんと一緒に寝たい。一緒にご飯を食べたい。一緒に遊びたい。(3歳(保育者聴き取り))
- ✓ 学校は今のままでも十分楽しい。家はちょっと不安。(小学5年生)
- ✓ みんなが無理して生活するよりも悩みをちゃんと人に打ち明けて解決してくれる、味方になってくれる仲間を持ったらいと思う。(中学1年生)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 社会的養護が必要なこどもや、生活困難層、ひとり親家庭、外国人世帯等、あらゆる環境のこどもについて、状況に応じた必要な支援につなぎます。
- 福祉・保健・教育・医療等の関係機関と連携し、児童虐待の防止やヤングケアラーへの支援に取り組みます。
- 個別教育相談などを通じて、困りごとや心配ごとを把握しながら、いじめの防止に取り組むとともに、こどもが困難を抱えるときに助けを求めることができるよう、相談体制の充実を図ります。

- 困難を抱える児童・生徒に対する「チーム学校」による早期支援を推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談、関係機関の連携を図ります。
- 自殺者を出さぬよう、困難を抱えながらもSOSを出しにくいこどもにも寄り添った相談支援や、必要な支援につなげる体制を強化します。
- ヤングケアラーや社会的養護のもとで暮らすこども、社会的養護経験者や外国人のこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもの健やかな成長を支え、必要となる支援へつなげる取組を推進します。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこどもの割合	小学生 98.6%	小学生 100%
	中学生 95.5%	中学生 100%
	高校生 97.6%	高校生 100%
	若 者 96.3%	若 者 100%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- こども家庭センターの運営
- 不登校支援事業
- ヤングケアラーの把握と支援 など

(事業一覧：129～132 ページ)

コラム こども家庭センター

こども家庭センター（こども家庭課・地域保健課）では、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行っています。こども家庭課では、母子健康手帳交付で出会う初めての出産に期待と不安を抱える妊婦さんの気持ちに寄り添った相談支援を行うとともに、妊娠中から利用できる家事育児サポートや産後ケアなどのサービスをご案内しています。

また、子育て家庭やこどもの悩みを相談員がお聞きし、一緒により手立てを考えているほか、ひとり親の相談や、児童虐待、ヤングケアラーへの対応も行っています。

地域保健課では、乳幼児の健康・栄養についての相談を受けているほか、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などを実施しています。また、産前産後のからだ・こころのこと、育児のこと、こどものことなどなんでも気軽に相談できる窓口として、子育て支援機関とも連携しながら、市民のみなさんの子育てを応援しています。



こども家庭センターの様子

施策 2-3 こどもの発達・成長に応じた支援



現状と課題

- 障害や発達に特性のある子ども、医療的ケアの必要な子どもについて、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進し、健全な発達、将来の自立や社会参加の実現が求められます。
- 本市は、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、子ども発達センター及び特別支援教育センターを拠点に、発達支援・家庭支援・専門的な指導や助言を行っています。
- 個々の特性や課題に応じた支援の充実に向けた取組が求められています。
- 特別支援学級の児童・生徒及び特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることから、個々の特性に応じた就学環境の提供が求められています。

関係図表

26・27・28・29 (27 ページ)

子育て当事者等の声



- ✓ 発達障害の子を年齢で区切るのではなく、長くサポートしてほしい。(小学生の保護者)
- ✓ 通級やことばの教室に限られた学校しかないので、通うのが大変だし、やろうと思っても制約が多く諦めている人もいます。(小学生の保護者)
- ✓ インクルーシブ教育の取組をしてほしいです。(保護者以外の 18 歳以上の市民)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 発達に課題や障害がある子どもへの支援として、子ども発達センターの運営や医療的ケア児への支援体制整備の継続、こどもの発達に関する相談支援を推進します。
- 特別支援教育センターを中心に特別支援教育の充実を進めるとともに、巡回相談員や特別支援サポート員等による個々の特性や課題に応じたきめ細かな相談支援を推進します。
- 障害や発達の特性の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに成長できるようインクルージョンを推進し、こどもの将来的な自立と社会参加の支援に取り組みます。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「障害や発達に特性のあるこどもが、学校や地域社会等へ参加できる環境が整っている」と思う子育て当事者の割合	57.1%	70.0%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- ことばの教室事業
- 医療的ケア児への支援事業
- 特別支援サポート員、巡回相談員及び特別支援教育センター等専門職員の活用事業 など

(事業一覧：132～134 ページ)

🗺️ 子どもと若者のための相談機関マップ

本市では、平成 27 年からニートやひきこもり、不登校等の困難を抱えるこどもと若者の支援に関わっている機関や団体を紹介する『子ども・若者のための相談機関マップ』を作成しています。

「外にでることが苦手」、「学校に行くことができない」、「将来に対する不安」といったことについて、相談等ができる団体を掲載しており、様々な困難を抱えるこどもと若者やその保護者の皆様などに活用していただいています。

また、掲載機関・団体との意見・情報交換を図り、毎年内容を更新して発行しています。



ことばの教室の様子



特別支援サポート員研修の様子

施策 2-4 あらゆる若者の自立と社会参加の支援



現状と課題

- 核家族化や地域のつながりの希薄化など様々な要因により、ニートやひきこもり等、社会生活を営む上で困難を抱えている若者がいます。
- 本市は、若者相談窓口「ココ☆カラ」の運営等、悩みや困りごとを抱えている若者や、その家族を支える取組を実施しています。しかし、相談機関等に相談できずに悩みや困りごとを抱え込み、問題が長期化・深刻化しているケースも考えられることから、相談窓口の認知度の向上や、相談しやすい方法の実施等により早期に相談につなげ、支援していく体制づくりが必要です。
- 困難を抱える状態であっても、SOSを出すことができない若者に配慮し、プッシュ型で支援を提供する取組や、高校中退者等に対する学校教育からの切れ目のない支援も求められています。

関係図表

32 (28 ページ)

若者の声



- ✓ ひきこもりがあって、ようやく仕事ができ社会の事を学んだ。
- ✓ 文句を言いたくなる世の中だし、あきらめたくなるかもしれないけれど、自分の事を認めてくれる人がいるから、あきらめず、楽しく、その人達の事を大切に生きている。



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

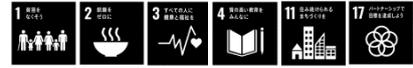
取組の方向性について

- ニートやひきこもり等の困難な状況に置かれた若者やその家族が気軽に相談できる場や、つながりを持てる機会を継続して提供します。
- 関係機関と連携し、若者の思いや意向に寄り添いながら、相談体制の更なる充実を図り、早期に適切な支援につなげます。
- 若者の心身の状態に応じた支援や、同じ経験をしている人同士が支え合えるような支援等、一人ひとりの特性や得意分野に着目した支援により、社会的・経済的自立を促すとともに、進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域で継続して見守る体制をつくります。

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実したまち

施策3-1 教育・保育、学校教育環境の充実

現状と課題



- 「富士市公立教育・保育施設再配置計画」に基づく教育・保育施設の再配置は、計画どおり進捗しています。引き続き、地域の保育ニーズを適切に把握し、需要に応じた定員数を確保していく必要があります。
- 学校施設は、昭和40年代から60年代にかけて多く建設され、建築後30年以上が経過した建物が多く、老朽化が顕著となっています。
- 学校施設は、多くの児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、誰もが安心して利用することができるよう学校の施設・設備の環境整備を進めていくことが必要です。

関係図表

43・44 (34 ページ)

45 (35 ページ)

こどもの声



- ✓ 学校にもっと沢山の遊具があったらより楽しくより遊びたいと思う。(小学6年生)
- ✓ 遊具が増えることと、トイレがきれいになってほしい。(小学5年生)
- ✓ 教室がうるさいと思ったときに入ることができる静かな空間があるといい。(中学1年生)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 第5章「子ども・子育て支援の量の見込と確保方策」に基づき、地域の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園・幼稚園等の適切な量的確保を行うとともに、子ども・子育て支援の充実を図ります。
- こどもが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、「富士市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設の整備や長寿命化を進め、学校施設の適切な状態を保ちます。
- 全てのこどもと施設利用者が快適に過ごし利用できるよう、保育園等や学校施設、放課後児童クラブの整備を計画的に進めます。

- 「子ども・子育て支援機能」を強化するための施設整備や、子育て関連施設の環境改善を計画的に進めます。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
保育園・幼稚園等の年度当初の待機児童の数	0人 (令和6年4月)	維持
学校の施設・設備の環境に満足している児童・生徒の割合	小学生 82.4% 中学生 79.7%	維持・向上

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- 幼稚園・保育園等の施設の確保
- 計画的な学校施設、保育園等の維持・整備

(事業一覧：135 ページ)



待機児童対策の取組

本市では、待機児童対策の取組として、民間の保育園や認定こども園の開設支援、公立保育園の施設改修、小規模保育事業所や家庭の保育事業の新規開設及び開設支援、企業主導型保育施設の開設支援などを行い、平成26年度から10年間で1,000人以上、受入枠を拡大してきました。

特に、待機児童の大半を占める0歳から2歳までを保育する小規模保育事業所については、公立2か所を開設、私立14か所を認可するなど、ニーズに対応した取組に注力してきました。

併せて、保護者の皆様が保育園等を適切に選択し、円滑に利用できるよう、保育幼稚園課に保育コンシェルジュを配置し、個々の事情を伺いながら、入園手続や各施設の情報等についてきめ細かな相談対応を行っています。

こうした取組により、平成31年4月1日時点の待機児童ゼロを達成しましたが、保育のニーズは時期を問わず発生することや地域ごとで異なることを踏まえ、今後もニーズに適切に対応し、待機児童ゼロの維持に向けて取り組んでいきます。

施策3-2 質の高い教育・保育、学校教育の充実



現状と課題

- こどもが学びの主人公として、自ら問いを持ち、主体的に課題の解決に向かう経験を積み重ねることが必要です。
- 学校はこどもにとって大事な場所ですが、不登校児童・生徒の数は増加の一途をたどっており、誰もが安心して学びに向かうことのできる教育環境の整備が必要となっています。
- 就学前児童を対象とした子ども・子育て支援事業について、様々なニーズがあることから、さらに取組を充実し継続していくことが必要です。
- 保育園・幼稚園等と小学校の連携を引き続き推進し、学びの連続性の確保に取り組んでいく必要があります。

関係図表

41・42 (33 ページ)

こどもの声

- ✓ 好きなことを調べて発表できたら楽しそう。(小学6年生)
- ✓ いつも教室で勉強して、つまらないと思うことがあるから、学習室とかでゆったり外に出たり少し違う環境で授業をしたら楽しくなると思う。(小学5年生)
- ✓ もっと学校行事が多かったり色々なイベントがあれば、もっと楽しくなると思います。(小学6年生)



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 育ち学ぶ施設において、全てのこどもが楽しく過ごし学ぶことができるよう、教員、保育士、支援員等の資質の向上を図る取組を強化します。
- 質の高い教育・保育、学校教育の確実な提供に向けて、研修やDX化を推進するとともに、人材の確保について継続的に取り組みます。
- 一人ひとりの多様性に配慮した上で、こどもの発達と学びの連続性や生活の基盤を育むことができるよう、保育園等と小学校が連携して、「園小」接続を推進します。
- 保護者の多様な働き方に対応するため、延長保育事業や一時預かり事業を継続して実施します。

- 認定を受けていない家庭でも使えるこども誰でも通園制度や、こどもや保護者の病気や病後での病児・病後児保育、こどもの預かりの多様性を広めるファミリーサポートセンター事業など、多様な幼児教育・保育事業の一層の充実に取り組みます。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づくことができている」と思う児童・生徒の割合	小学生 79.9% 中学生 77.2%	小学生 90.0% 中学生 85.0%
「学校に通うのは楽しい」と思う児童・生徒の割合	小学生 92.4% 中学生 84.8% 高校生 84.7%	維持・向上
就学前児童を対象とした子ども・子育て支援事業の内容に満足している子育て当事者の割合	74.1%	80.0%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- 園小接続の推進
- 教員等育成基本研修及び専門研修
- 乳幼児教育・保育等の質の確保及び向上 など

(事業一覧：135～137 ページ)

コラム 園小接続の推進

こどもの連続した育ちと学びを支援する一環として、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校がお互いに教育・保育の実態を理解するため、教職員がそれぞれのこどもの様子を参観したり、ともに研修を行ったりすることを通して、こどもの表れと授業実践の情報共有をしています。

また、園児と児童の交流活動を積極的に取り入れ、入学前のこども同士の関わりを深めたり、カリキュラムを作成して園から小学校への生活に進める活動の設定をしたりすることで、滑らかな園小接続をめざしています。



授業実践の情報共有の様子

基本目標 4 切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、安心してこどもを育てることができるまち

施策 4-1 若い世代が結婚、妊娠・出産、就職、子育ての希望が実現できる環境づくり



現状と課題

- これから結婚、妊娠・出産、子育てを迎える若い世代が、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識を身に付ける取組を行うことが重要です。
- 国際化や情報化の進展等により変化する社会において、こどもが幅広い知識・教養や柔軟な思考力で生き抜いていけるよう、他者との関わり合いや様々な分野の体験等の活動の充実を図り、勤労観・職業観を形成することが必要です。
- こどもの頃から男女共同参画への理解を深め、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において多様な選択を可能にする取組の推進が必要です。
- 若い世代の転出が多い一方で、富士市出身者の転入率が比較的高いことから、市内定住・回帰を促す取組が求められています。
- アンケート調査によると、今すぐの結婚を考えていない理由として、「出会いがない」と回答した人が42.3%であることから、出会いのきっかけづくりの提供が必要です。

関係図表

46・47 (36 ページ)

若者の声



- ✓ 結婚を前提に交際している相手があり、5年以内を目処に第一子が欲しいという話をパートナーとしています。しかし、私自身の現在の収入やパートナーの状況から、金銭的に難しいのではないかとすることが多々あります。
- ✓ 結婚をして幸せになる未来が想像できていない。



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、こどもが、結婚、出産、子育てに夢を持ち、将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするため、ライフプランニングやキャリア形成の支援を推進します。

- 固定的性別役割分担や性差に関する偏見・固定観念や無意識の思い込みにとらわれず、こどもの可能性を広げていくため、ジェンダーアイデンティティの多様性に関する学習機会の充実や、理解を深める取組を推進します。
- 若者に選ばれるまちの実現に向けて、Iターン・Uターンなどのふるさと回帰や若者同士の交流を促進するなど、若者の移住・定住につながる取組を推進します。
- 未来の担い手となる若者が、結婚、出産、子育てについての将来にわたる展望を描けるよう、安定的な雇用環境や経済的基盤の確保につながる取組を推進します。
- 出会いや結婚を望む若者に対して、官民連携のもと、出会いの機会・場を創出するとともに、結婚を後押しする支援を推進します。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「結婚、妊娠・出産、就職、子育てに温かい社会の実現に向かっていく」と思う若者や子育て当事者の割合	若 者 38.2% 子育て当事者 51.6%	若 者 60.0% 子育て当事者 70.0%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- キャリア教育支援
- 出会い応援事業
- 子育て世代Uターン支援 など

(事業一覧：138～141 ページ)

コラム 出会いを応援

本市では、出会いや結婚を望む若い世代に対して、官民連携のもと、出会いの機会・場を創出するとともに、結婚を後押しする事業を推進しています。

また、出会いの場を提供する団体等が、出会いや結婚を希望する若い世代を対象としたイベントを開催するに当たっての情報発信等を行っています。

今後も、多様な価値観・考え方を尊重しながら、若い世代の視点に立った取組を進めていきます。



Fuji marriage information

施策 4-2 安心してこどもを生き育てることができる環境づくり



現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加等により、こどもや子育て当事者を取り巻く環境が変化している中、子育て家庭の抱える不安に寄り添い、医療、保健、教育、福祉等が連携して切れ目のない包括的な子育て支援の提供が必要となっています。
- 健康面の心配や経済的負担、孤立感といった子育て当事者の不安を取り除き、安心してこどもを生き育てるための施策の実施が必要となっています。
- 生活困難層（困窮層・貧困層）や、ひとり親家庭が増加しており、経済的に課題を抱えている家庭に必要な支援を提供することが必要です。

関係図表

30・31 (28 ページ) 35・36 (29 ページ)、
37 (30 ページ)
48・49・50・51 (37 ページ)
52 (38 ページ)

子育て当事者の声

- ✓ こどもは2人欲しいと前々から思っていたが、こども1人の現状でいっぱいだと感じている。仕事を休業していることで金銭的に不安があるが、これから復職しようにも預け先があるか、仕事と家庭の両立ができるか、常に不安が付きまとう。
- ✓ 低年齢への支援だけでなく、大きくなってからのほうが経済的負担が圧倒的に多いので中高生に対しての支援を早急に拡充させてほしい。



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で妊娠・出産、子育てを応援する機運を醸成するとともに、子育て家庭の抱える不安や悩みに寄り添い、当事者の声を聴きながら、切れ目のない包括的な子育て支援を推進します。
- 妊産婦等の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を、こども家庭センターを拠点として包括的に取り組みます。
- 子育て当事者の身体的・精神的な負担の軽減や、安心して働くことができるよう、こどもを安全に預かる支援の充実を図ります。
- 経済的な負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、国の動向に注視し、子育ての経済的な負担の軽減を図る支援の拡充に努めます。

- 困窮の家庭やひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化を図ります。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「子育てが楽しい」と思える子育て当事者の割合	89.1%	維持・向上
「今後も富士市で子育てをしたい」と思う子育て当事者の割合	96.1%	維持・向上

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- 子育て支援センター事業
- 産後ケア事業
- 不妊・不育治療費補助事業 など

(事業一覧：141～147 ページ)

こども誰でも通園制度

本市では令和6年度から試行的事業として、「こども誰でも通園制度」を実施しています。この事業は令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新しい給付（乳児等支援給付）として本格的に実施します。

利用を始める前には、必ずこどもと保護者が一緒に保育士と面談を行います。面談では、こどもの成長や困っていることについて話し合い、こどもの様子を理解します。

また、保護者の方には本制度の趣旨を理解してから利用していただいています。



こども誰でも通園制度事業の様子



子育て支援センター



産後ケア事業の様子

施策 4-3 仕事と家庭を両立できる環境づくり



現状と課題

- 男性の育児休業の取得率が依然として低く、子育て中の保護者の働き方にギャップがあることから、男女がともに協力して子育てできる環境づくりが必要となっています。
- 子育て世代の女性の就業率は高い状態が続く一方で、依然として男性と比較して非正規雇用の割合が高い状況にあることから、女性が無理をすることなく働ける環境づくりが必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、テレワーク等の柔軟で多様な働き方が推進されています。また、フルタイムやパート・アルバイト等の就業形態に加え、働く場所や時間の多様化など、仕事と子育てを両立できる様々な働き方のニーズに対応できるように、子育て当事者の希望を踏まえた環境づくりが求められています。

関係図表

53 (38 ページ)、54・55・56・57 (39 ページ)
58 (40 ページ)

子育て当事者の声



- ✓ 家事育児のために女性が時短勤務にしたり転職したり、子どもが風邪をひいたら女性が仕事を休むなど、女性への負担が多いと感じています。
- ✓ 年齢や仕事など総合的に考えたときに母親にも働いてもらわなければならないが、妊娠、出産、子育てと仕事の両立が難しいと思った。



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 結婚や出産、子育てを理由に離職することなく、柔軟で多様な働き方において継続して就労することができるよう、企業等へのワーク・ライフ・バランスに関する取組を支援するとともに、職場意識の改革等への働きかけを行います。
- 男性が家事や子育てに主体的に参画できるよう、官民一体となって後押しする機運の醸成を図ります。
- 働く場面で活躍したいという希望を持った女性が、その希望に応じて、仕事と家庭を両立し、個性と能力を十分に発揮できる職場環境づくりを支援します。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「自分の希望する働き方で子育てができている」と思う子育て当事者の割合	62.6%	70.0%

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- ワーク・ライフ・バランス等の普及・啓発
- テレワーク等の多様な働き方の促進
- 女性の就労、キャリア形成・継続の啓発 など

(事業一覧：147・148 ページ)

コラム はぐくむ FUJI について

本市が実施する様々な「こども施策」については、市民の皆様親しみを感じていただけるよう、「はぐくむFUJI」を冠して展開しています。

「はぐ(hug)＝抱きしめる」と「育む」という言葉を合わせて、「みんなで愛を持って抱きしめる」という意味を込めています。

シンボルマークを育むの「H」と、富士市の「F」を組み合わせて、全体のシルエットがハートになるようにデザインしています。

4色の色は多様性を意味し、こども、家族、地域、企業が重なり合うように表現しています。



見守り託児の様子



ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの様子

基本目標 5 地域全体で子ども・子育てを支える まち

施策 5-1 地域全体で子ども・子育てを支える環境づくり



現状と課題

- 保護者には、こどもの成長・発達について第一義的責任がありますが、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、地域全体で子どもや子育て当事者を支援する重要性がより一層高まっています。
- 地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係において、様々な体験や居場所の提供等を通じてこどもの健やかな成長に重要な役割が期待されています。一方、持続可能な活動を行うため、地域社会への支援も求められています。
- 子どもや子育て当事者の孤立感・負担感を解消するため、地域で見守るネットワークの強化が求められています。

関係図表

59・60・61 (42 ページ)

子育て当事者の声



- ✓ 困ったときにそっとフォローをしてくれる人が、家族以外にもいて、見守ってもらえる環境で子育てができていることを幸せに思う。
- ✓ こどもが安心して外でも過ごせるように見守ってくれる人を増やしてほしい。



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- 地域の人に見守られながらこどもが健やかに成長できる社会が形成されるよう、社会全体で子どもや子育て当事者に寄り添い支える意識の醸成を図ります。
- 地域の様々な主体との連携・協働を通じ、地域でのこどもへの支援活動や子育て当事者への支援活動の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員や地域のボランティア団体など、地域で子どもや子育て当事者のために活動している団体等の支援や、地域人材の育成に取り組みます。
- 様々な地域事業の取組を通じて、地域における連携・協働を進め、子どもや子育て当事者を支援するネットワークの強化を継続します。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「地域の大人や社会に支えられている」と思う子どもや子育て当事者の割合	小学生 90.0% 中学生 83.4% 高校生 66.5% 若 者 40.3% 子育て当事者 73.5%	維持・向上

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- コミュニティ・スクール推進事業
- 青少年活動助成事業
- 地域で活動する団体等のネットワークづくりの支援 など

(事業一覧：148・149 ページ)

コラム コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、育てたい子ども像やめざすべき教育ビジョンを保護者、地域と共有し、目標の実現に向かってともに協働していく仕組みのある学校のことです。

本市では、令和6年度から全ての小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。

これからは、学校と保護者や地域の皆さんが連携・協働し、ともに知恵を出し合い、学校運営にその意見を反映させていくことで、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。



地域の方との避難所運営学習会の様子

施策 5-2 安全・安心な社会環境の整備



現状と課題

- 本市は、地区や町内会・区を単位とした、防災、交通安全、防犯などの安全・安心分野や、青少年育成、子育て支援などの福祉分野などで団体を組織し、地域全体で安全・安心なまちづくりを推進しています。
 - 近年、こどものスマートフォン利用を中心として、生活バランスの乱れが課題となっています。富士市のこどものスマートフォンでのSNSや動画視聴時間は、全国や静岡県に比べて長いという傾向が出ています。利用時間が長いと、それに伴って睡眠不足、学習時間の減少、朝食をとらないなど、こどもの健やかな成長に弊害を及ぼします。
- また、インターネットを介して、誤った使い方によってこどもが犯罪や事件に巻き込まれるケースが目立ってきています。

関係図表

62・63・64（43ページ）

こども、子育て当事者等の声



- ✓ もっと地域の人との関わりを増やせばこの地域に住んでいる人とも仲良くなるし、富士市のことが好きになる人が増えると思います。（小学6年生）
- ✓ 子育てを地域ぐるみで手助けし、見守っていきたい。（保護者以外の18歳以上の市民）
- ✓ 大人が地域のこどもに関心を向けることが大事（保護者以外の18歳以上の市民）



アンケート調査・意見聴取結果から抜粋

取組の方向性について

- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することができるよう、地域住民や地区団体等と協力・連携しながら、地域が一体となって、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等に取り組む環境の整備に努めます。
- こどもの非行・犯罪防止に向け、関係機関と連携した活動の充実を図ります。
- こどもの安全について、こどもや子育て当事者等に対する周知・啓発を推進します。

成果指標と目標値

指 標 名	現 状	目標値(令和13年度)
「安心して生活できるまちである」と思うこどもや子育て当事者の割合	小学生 94.1% 中学生 88.4% 高校生 87.1% 若 者 72.2% 子育て当事者 77.9%	維持・向上

※ 成果指標と目標値の詳細は、115～117 ページに掲載しています。



代表的な取組

- 防犯活動の推進
- 交通安全への取組の推進
- スマートフォン等の情報通信機器の安全利用の啓発 など

(事業一覧：149 ページ)



富士市交通安全指導員街頭指導の様子



子育て世帯への防災セミナーの様子



本章は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めます。

なお、「子ども・子育て支援事業計画」は、5年を1期とすることから、本章は令和12年度に改定を行うこととします。

1 圏域の設定について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域（以下「圏域」という。）を設定するものとしています。

(1) 教育・保育施設の圏域設定

教育・保育施設の圏域は、第二期富士市子ども・子育て支援事業計画と同様に、小学校区を基本単位として、施設の配置状況や通園状況を踏まえながら、隣接する複数の小学校区を組み合わせ、「吉原西部」、「吉原東部」、「富士北部」、「富士南部」、「鷹岡・大淵」、「富士川」の6圏域に設定します。

【教育・保育施設の圏域】

圏域	小学校区
吉原西部	吉原小、伝法小、今泉小、青葉台小、広見小
吉原東部	吉永第一小、吉永第二小、原田小、神戸小、富士見台小、須津小、東小、元吉原小
富士北部	富士第一小、富士中央小、岩松小、岩松北小
富士南部	富士第二小、富士南小、田子浦小
鷹岡・大淵	鷹岡小、大淵第一小、丘小、天間小
富士川	富士川第一小、富士川第二小

(2) 地域子ども・子育て支援事業の圏域設定

地域子ども・子育て支援事業のうち、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）は、教育・保育施設の圏域と同じ6圏域に設定します。その他の事業は、定員や利用率といった考え方がなじまないことや、教育・保育施設のように地域性を考慮する必要性が低いことから、市全域を一つの圏域として設定します。

2 こども数の推計

令和11年度までのこども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、こども数は減少していくものと推計されます。

令和元年度～令和6年度（各4月1日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引に沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計しています。コーホート変化率は過去4区間の中央値を使用し、0歳人口は、出生率を経年変化(平成30年度～令和4年度のトレンド)等で推計し、計算しています。

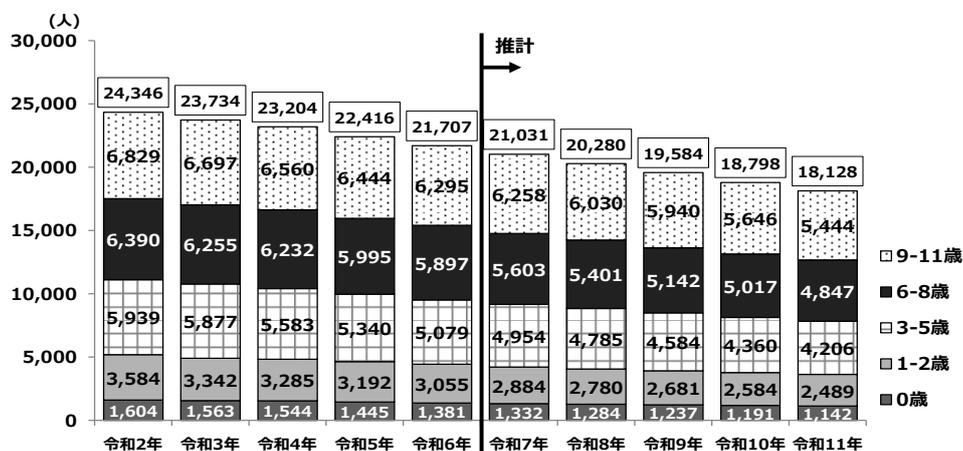
なお、圏域別の人口推計は圏域ごとに算出しているため、合計は市全域の値と一致しません。

■ 富士市全域の推計結果

(単位：人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	1,604	1,563	1,544	1,445	1,381	1,332	1,284	1,237	1,191	1,142	-17.3%
1歳	1,687	1,651	1,610	1,581	1,466	1,412	1,362	1,313	1,265	1,218	-16.9%
2歳	1,897	1,691	1,675	1,611	1,589	1,472	1,418	1,368	1,319	1,271	-20.0%
3歳	1,893	1,923	1,737	1,660	1,642	1,615	1,496	1,441	1,391	1,342	-18.3%
4歳	2,033	1,905	1,924	1,752	1,675	1,652	1,625	1,506	1,451	1,401	-16.4%
5歳	2,013	2,049	1,922	1,928	1,762	1,687	1,664	1,637	1,518	1,463	-17.0%
6歳	2,096	2,025	2,066	1,899	1,928	1,767	1,692	1,669	1,642	1,522	-21.1%
7歳	2,118	2,106	2,043	2,064	1,899	1,933	1,772	1,697	1,674	1,647	-13.3%
8歳	2,176	2,124	2,123	2,032	2,070	1,903	1,937	1,776	1,701	1,678	-18.9%
9歳	2,224	2,182	2,135	2,127	2,033	2,076	1,909	1,943	1,782	1,707	-16.0%
10歳	2,285	2,227	2,189	2,126	2,142	2,038	2,081	1,914	1,948	1,787	-16.6%
11歳	2,320	2,288	2,236	2,191	2,120	2,144	2,040	2,083	1,916	1,950	-8.0%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	1,604	1,563	1,544	1,445	1,381	1,332	1,284	1,237	1,191	1,142	-17.3%
1-2歳	3,584	3,342	3,285	3,192	3,055	2,884	2,780	2,681	2,584	2,489	-18.5%
3-5歳	5,939	5,877	5,583	5,340	5,079	4,954	4,785	4,584	4,360	4,206	-17.2%
小計	11,127	10,782	10,412	9,977	9,515	9,170	8,849	8,502	8,135	7,837	-17.6%
6-8歳	6,390	6,255	6,232	5,995	5,897	5,603	5,401	5,142	5,017	4,847	-17.8%
9-11歳	6,829	6,697	6,560	6,444	6,295	6,258	6,030	5,940	5,646	5,444	-13.5%
合計	24,346	23,734	23,204	22,416	21,707	21,031	20,280	19,584	18,798	18,128	-16.5%

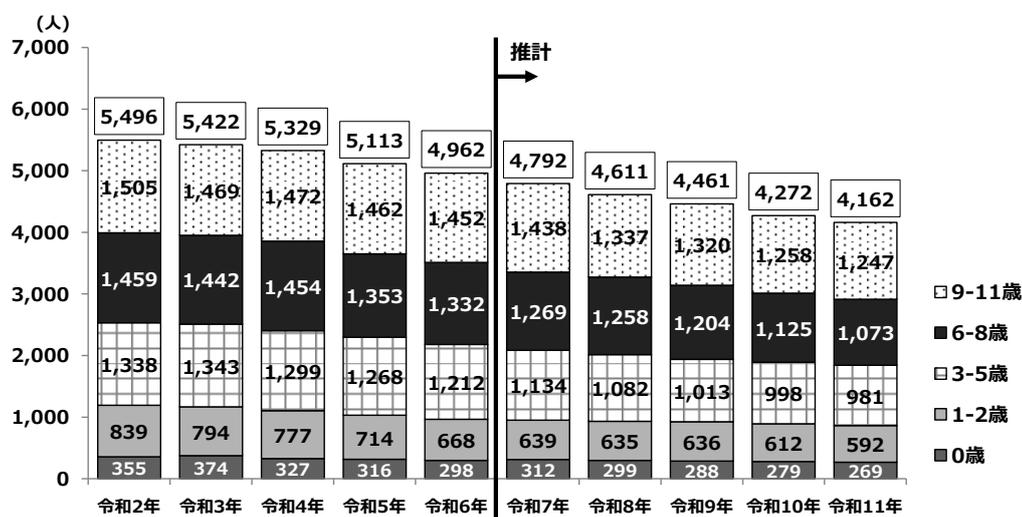


■ 吉原西部地区の参考推計結果

(単位：人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	355	374	327	316	298	312	299	288	279	269	-9.7%
1歳	408	375	384	334	325	307	321	308	297	288	-11.4%
2歳	431	419	393	380	343	332	314	328	315	304	-11.4%
3歳	403	440	433	388	388	349	338	320	334	321	-17.3%
4歳	483	406	457	430	392	391	351	340	322	336	-14.3%
5歳	452	497	409	450	432	394	393	353	342	324	-25.0%
6歳	486	454	502	401	443	428	390	389	349	338	-23.7%
7歳	501	488	455	496	400	442	427	389	388	348	-13.0%
8歳	472	500	497	456	489	399	441	426	388	387	-20.9%
9歳	498	467	504	496	457	487	398	440	425	387	-15.3%
10歳	503	500	464	499	496	454	484	395	437	422	-14.9%
11歳	504	502	504	467	499	497	455	485	396	438	-12.2%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	355	374	327	316	298	312	299	288	279	269	-9.7%
1-2歳	839	794	777	714	668	639	635	636	612	592	-11.4%
3-5歳	1,338	1,343	1,299	1,268	1,212	1,134	1,082	1,013	998	981	-19.1%
小計	2,532	2,511	2,403	2,298	2,178	2,085	2,016	1,937	1,889	1,842	-15.4%
6-8歳	1,459	1,442	1,454	1,353	1,332	1,269	1,258	1,204	1,125	1,073	-19.4%
9-11歳	1,505	1,469	1,472	1,462	1,452	1,438	1,337	1,320	1,258	1,247	-14.1%
合計	5,496	5,422	5,329	5,113	4,962	4,792	4,611	4,461	4,272	4,162	-16.1%

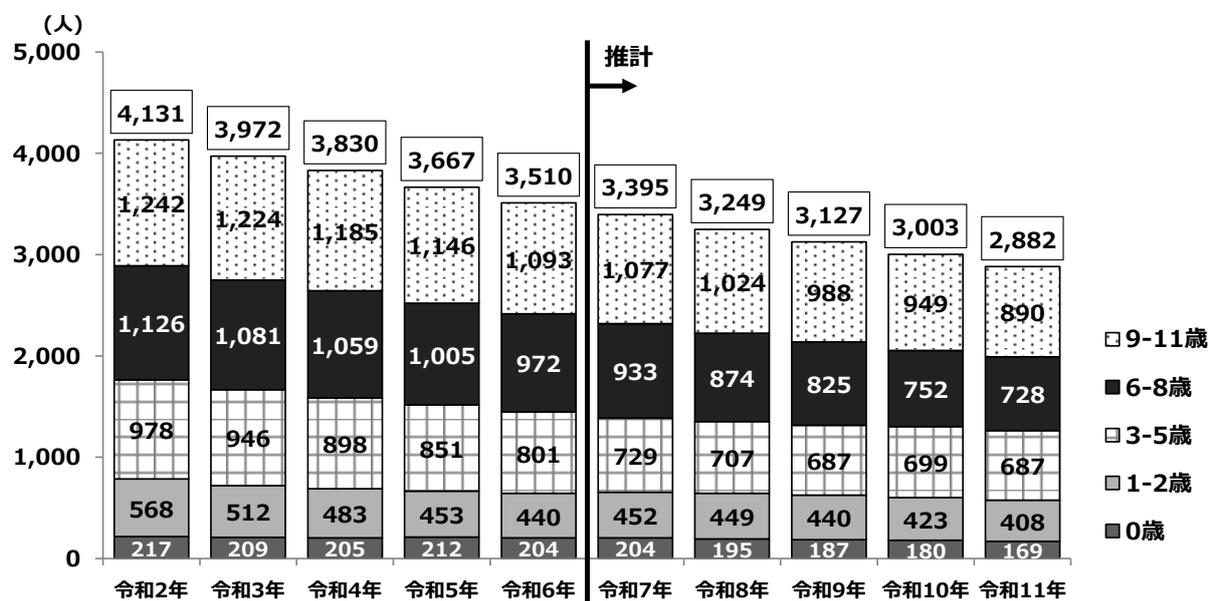


■ 吉原東部地区の参考推計結果

(単位：人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	217	209	205	212	204	204	195	187	180	169	-17.2%
1歳	264	243	229	212	223	220	220	211	203	196	-12.1%
2歳	304	269	254	241	217	232	229	229	220	212	-2.3%
3歳	309	304	282	252	249	218	233	230	230	221	-11.2%
4歳	333	307	298	295	257	251	220	235	232	232	-9.7%
5歳	336	335	318	304	295	260	254	222	237	234	-20.7%
6歳	371	343	332	323	305	297	262	256	224	239	-21.6%
7歳	362	377	348	337	326	310	302	267	261	228	-30.1%
8歳	393	361	379	345	341	326	310	302	267	261	-23.5%
9歳	426	397	358	382	348	343	328	312	304	269	-22.7%
10歳	398	429	400	365	384	351	346	331	315	307	-20.1%
11歳	418	398	427	399	361	383	350	345	330	314	-13.0%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	217	209	205	212	204	204	195	187	180	169	-17.2%
1-2歳	568	512	483	453	440	452	449	440	423	408	-7.3%
3-5歳	978	946	898	851	801	729	707	687	699	687	-14.2%
小計	1,763	1,667	1,586	1,516	1,445	1,385	1,351	1,314	1,302	1,264	-12.5%
6-8歳	1,126	1,081	1,059	1,005	972	933	874	825	752	728	-25.1%
9-11歳	1,242	1,224	1,185	1,146	1,093	1,077	1,024	988	949	890	-18.6%
合計	4,131	3,972	3,830	3,667	3,510	3,395	3,249	3,127	3,003	2,882	-17.9%

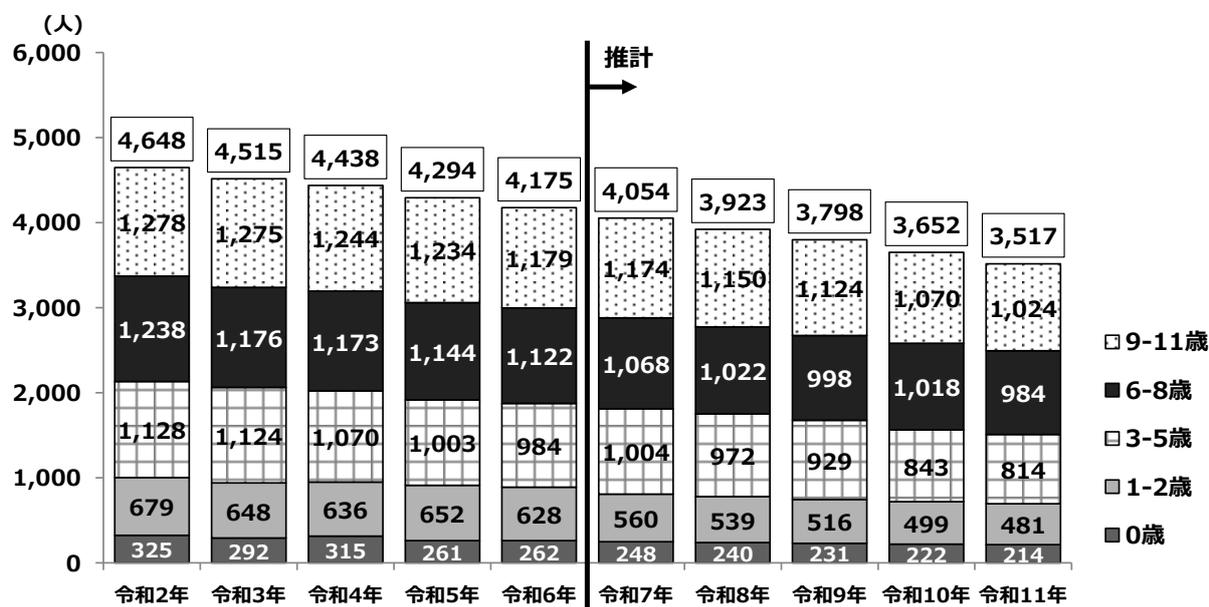


■ 富士北部地区の参考推計結果

(単位：人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	325	292	315	261	262	248	240	231	222	214	-18.3%
1歳	317	330	310	339	282	276	261	253	244	235	-16.7%
2歳	362	318	326	313	346	284	278	263	255	246	-28.9%
3歳	369	359	331	318	325	352	288	282	267	259	-20.3%
4歳	384	380	356	334	323	328	355	291	285	270	-16.4%
5歳	375	385	383	351	336	324	329	356	291	285	-15.2%
6歳	402	377	394	373	356	339	327	332	359	293	-17.7%
7歳	404	396	379	389	372	355	338	326	331	358	-3.8%
8歳	432	403	400	382	394	374	357	340	328	333	-15.5%
9歳	404	437	401	395	382	393	373	356	339	327	-14.4%
10歳	436	401	442	401	399	384	395	375	358	341	-14.5%
11歳	438	437	401	438	398	397	382	393	373	356	-10.6%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	325	292	315	261	262	248	240	231	222	214	-18.3%
1-2歳	679	648	636	652	628	560	539	516	499	481	-23.4%
3-5歳	1,128	1,124	1,070	1,003	984	1,004	972	929	843	814	-17.3%
小計	2,132	2,064	2,021	1,916	1,874	1,812	1,751	1,676	1,564	1,509	-19.5%
6-8歳	1,238	1,176	1,173	1,144	1,122	1,068	1,022	998	1,018	984	-12.3%
9-11歳	1,278	1,275	1,244	1,234	1,179	1,174	1,150	1,124	1,070	1,024	-13.1%
合計	4,648	4,515	4,438	4,294	4,175	4,054	3,923	3,798	3,652	3,517	-15.8%

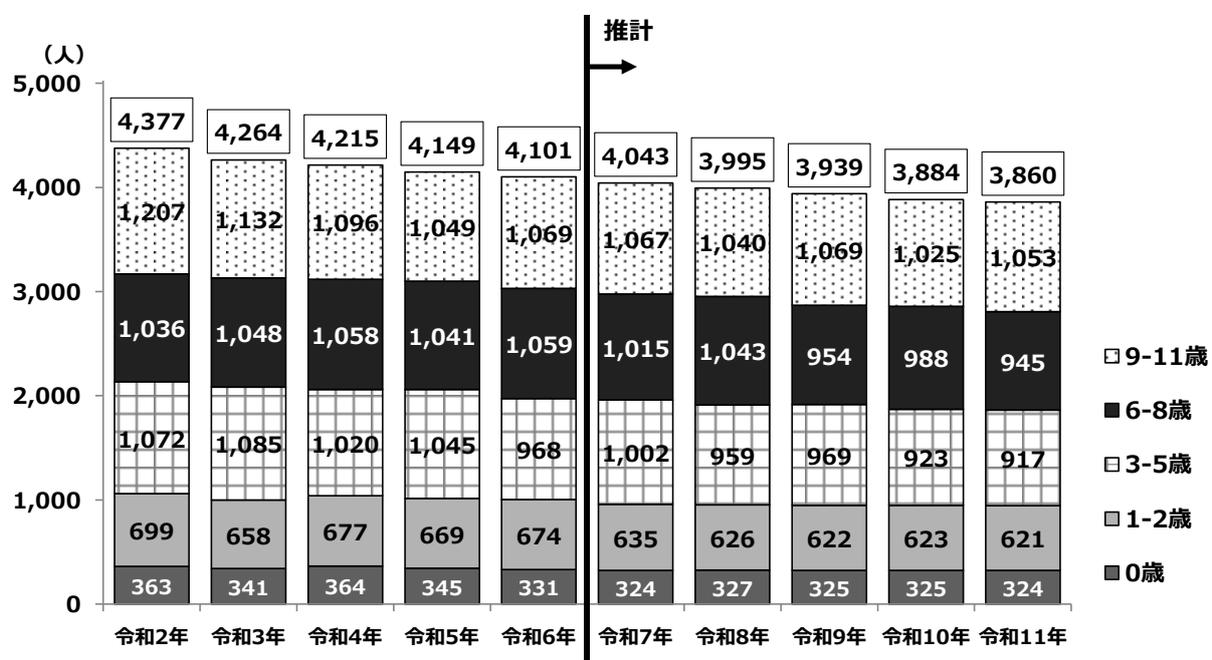


■ 富士南部地区の参考推計結果

(単位：人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	363	341	364	345	331	324	327	325	325	324	-2.2%
1歳	311	355	325	359	323	321	314	317	315	315	-2.5%
2歳	388	303	352	310	351	314	312	305	308	306	-12.8%
3歳	339	390	303	355	300	349	312	310	303	306	2.0%
4歳	367	333	388	305	355	300	349	312	310	303	-14.6%
5歳	366	362	329	385	313	353	298	347	310	308	-1.6%
6歳	348	355	353	326	384	310	350	295	344	307	-20.1%
7歳	348	345	364	354	322	384	310	350	295	344	6.8%
8歳	340	348	341	361	353	321	383	309	349	294	-16.7%
9歳	397	337	358	350	357	356	324	386	312	352	-1.4%
10歳	402	395	339	357	352	358	357	325	387	313	-11.1%
11歳	408	400	399	342	360	353	359	358	326	388	7.8%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	363	341	364	345	331	324	327	325	325	324	-2.2%
1-2歳	699	658	677	669	674	635	626	622	623	621	-7.9%
3-5歳	1,072	1,085	1,020	1,045	968	1,002	959	969	923	917	-5.3%
小計	2,134	2,084	2,061	2,059	1,973	1,961	1,912	1,916	1,871	1,862	-5.6%
6-8歳	1,036	1,048	1,058	1,041	1,059	1,015	1,043	954	988	945	-10.8%
9-11歳	1,207	1,132	1,096	1,049	1,069	1,067	1,040	1,069	1,025	1,053	-1.5%
合計	4,377	4,264	4,215	4,149	4,101	4,043	3,995	3,939	3,884	3,860	-5.9%

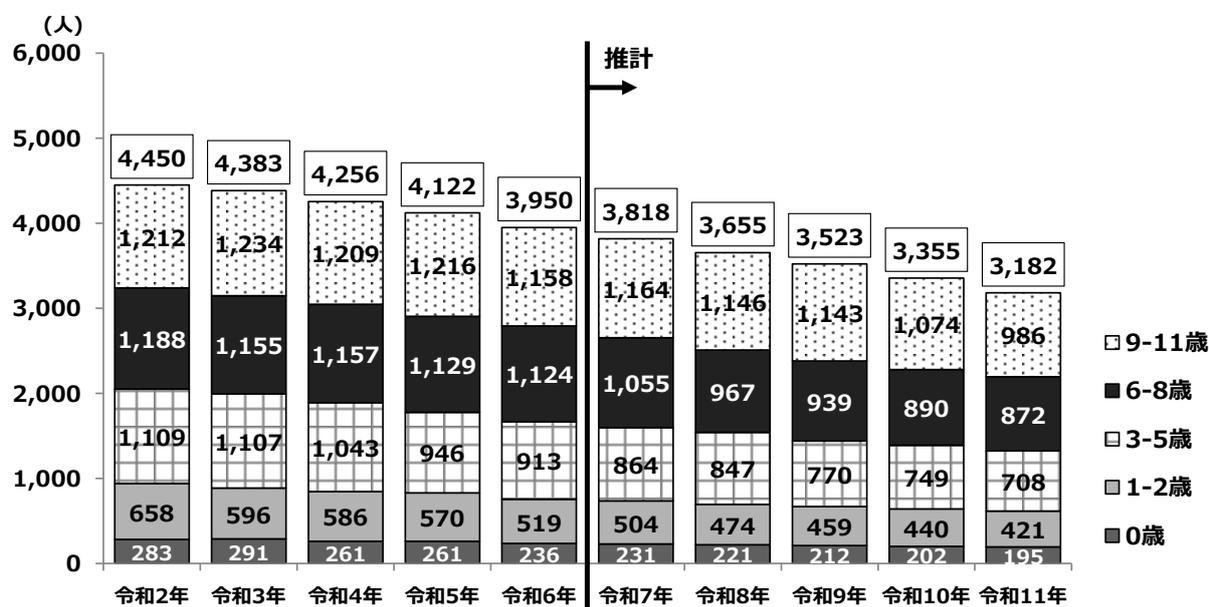


■ 鷹岡・大淵地区の参考推計結果

(単位:人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	283	291	261	261	236	231	221	212	202	195	-17.4%
1歳	314	288	299	261	265	240	235	225	216	206	-22.3%
2歳	344	308	287	309	254	264	239	234	224	215	-15.4%
3歳	378	352	313	282	320	259	269	243	238	228	-28.8%
4歳	369	382	346	312	285	319	258	268	242	237	-16.8%
5歳	362	373	384	352	308	286	320	259	269	243	-21.1%
6歳	382	373	384	380	355	314	292	327	265	275	-22.5%
7歳	382	392	374	384	381	356	315	293	328	265	-30.4%
8歳	424	390	399	365	388	385	360	319	297	332	-14.4%
9歳	379	428	394	400	365	390	387	362	321	299	-18.1%
10歳	420	383	429	389	407	367	392	389	364	323	-20.6%
11歳	413	423	386	427	386	407	367	392	389	364	-5.7%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	283	291	261	261	236	231	221	212	202	195	-17.4%
1-2歳	658	596	586	570	519	504	474	459	440	421	-18.9%
3-5歳	1,109	1,107	1,043	946	913	864	847	770	749	708	-22.5%
小計	2,050	1,994	1,890	1,777	1,668	1,599	1,542	1,441	1,391	1,324	-20.6%
6-8歳	1,188	1,155	1,157	1,129	1,124	1,055	967	939	890	872	-22.4%
9-11歳	1,212	1,234	1,209	1,216	1,158	1,164	1,146	1,143	1,074	986	-14.9%
合計	4,450	4,383	4,256	4,122	3,950	3,818	3,655	3,523	3,355	3,182	-19.4%

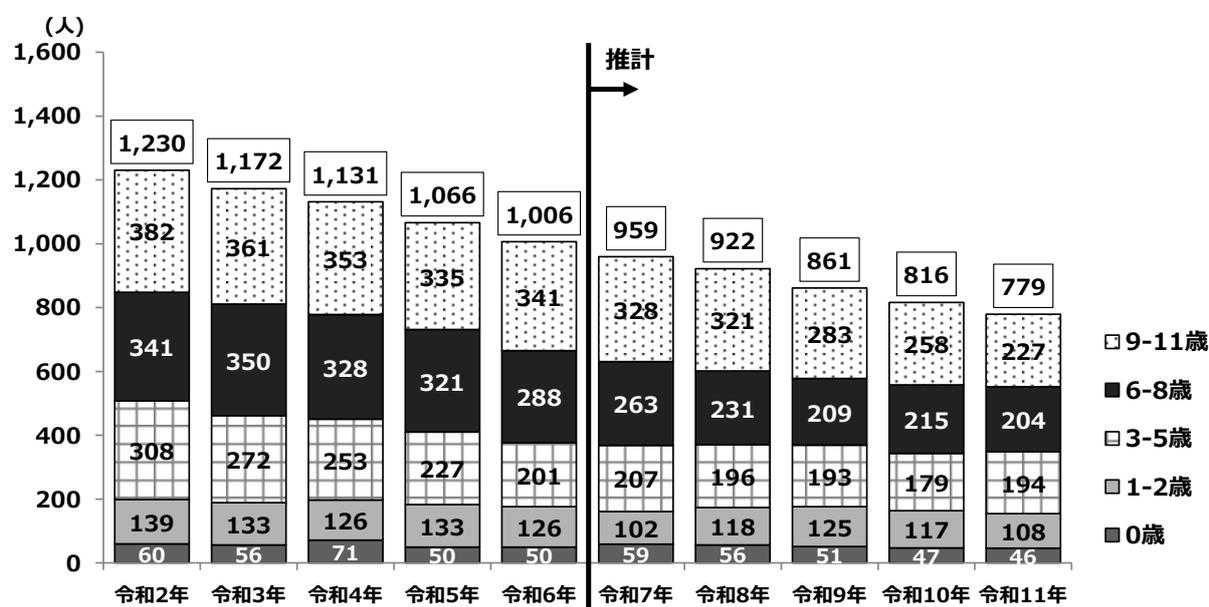


■ 富士川地区の参考推計結果

(単位：人)

	実績(各年4月1日)					推計(各年4月1日)					伸び率 (R6-R11)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	
0歳	60	56	71	50	50	59	56	51	47	46	-8.0%
1歳	72	60	63	75	48	53	63	60	55	51	6.3%
2歳	67	73	63	58	78	49	55	65	62	57	-26.9%
3歳	94	78	75	65	60	81	51	56	67	64	6.7%
4歳	96	97	79	76	63	61	82	52	58	69	9.5%
5歳	118	97	99	86	78	65	63	85	54	61	-21.8%
6歳	106	121	101	96	85	79	65	63	85	54	-36.5%
7歳	121	107	121	104	98	86	80	66	64	86	-12.2%
8歳	114	122	106	121	105	98	86	80	66	64	-39.0%
9歳	119	115	120	103	122	103	96	84	78	65	-46.7%
10歳	125	119	114	115	103	122	103	96	84	78	-24.3%
11歳	138	127	119	117	116	103	122	103	96	84	-27.6%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	伸び率 (R6-R11)
0歳	60	56	71	50	50	59	56	51	47	46	-8.0%
1-2歳	139	133	126	133	126	102	118	125	117	108	-14.3%
3-5歳	308	272	253	227	201	207	196	193	179	194	-3.5%
小計	507	461	450	410	377	368	370	369	343	348	-7.7%
6-8歳	341	350	328	321	288	263	231	209	215	204	-29.2%
9-11歳	382	361	353	335	341	328	321	283	258	227	-33.4%
合計	1,230	1,172	1,131	1,066	1,006	959	922	861	816	779	-22.6%



3 教育・保育の充実について

■ 量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設等の利用状況及びニーズ調査結果等により把握した利用希望や利用実績を踏まえ、圏域ごとに均衡の取れた教育・保育施設等の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

■ 教育・保育施設等の需要量及び確保の方策

国の基本指針等や利用実績も踏まえ、圏域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育施設等の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は、次ページ以降のとおりとします。

■ 認定区分と利用可能施設等

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育園・認定こども園などの利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。また、保育園などの利用に当たり、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

認定区分		利用区分	利用できる 主な施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望するこども	教育標準時間	幼稚園※ 認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とするこども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とするこども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園（保育園部） 家庭的保育・小規模保育※ など

※ 従来制度の私立幼稚園の利用に当たっては、教育・保育給付認定は必要ありませんが、教育・保育の無償化のための施設等利用給付認定を受ける必要があります。

(1) 1号認定及び2号認定のうち教育ニーズが高い子ども(幼稚園・認定こども園(幼稚園部))

量の見込みと確保の内容・実施時期

吉原西部

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	462	431	411	384	376	370
②量の見込み(2号認定教育ニーズ)	250	233	223	208	203	200
③計	712	664	634	592	579	570
確保の内容	④特定教育・保育施設	645	713	713	713	713
	⑤従来制度の私立幼稚園	240	0	0	0	0
	⑥計	885	713	713	713	713
差(⑥-③)	173	49	79	121	134	143

吉原東部

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	250	208	201	194	199	195
②量の見込み(2号認定教育ニーズ)	81	68	65	63	64	63
③計	331	276	266	257	263	258
確保の内容	④特定教育・保育施設	493	363	363	363	363
	⑤従来制度の私立幼稚園	0	0	0	0	0
	⑥計	493	363	363	363	363
差(⑥-③)	162	87	97	106	100	105

富士北部

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	330	313	303	289	262	254
②量の見込み(2号認定教育ニーズ)	107	101	98	94	85	82
③計	437	414	401	383	347	336
確保の内容	④特定教育・保育施設	474	444	444	444	444
	⑤従来制度の私立幼稚園	0	0	0	0	0
	⑥計	474	444	444	444	444
差(⑥-③)	37	30	43	61	97	108

富士南部

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(1号認定)	362	318	310	309	296	293
②量の見込み(2号認定教育ニーズ)	87	76	75	74	71	71
③計	449	394	385	383	367	364
確保の内容	④特定教育・保育施設	532	487	487	487	487
	⑤従来制度の私立幼稚園	0	0	0	0	0
	⑥計	532	487	487	487	487
差(⑥-③)	83	93	102	104	120	123

鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (1号認定)		262	243	240	217	212	200
②量の見込み (2号認定教育ニーズ)		121	112	111	100	98	92
③計		383	355	351	317	310	292
確保の 内容	④特定教育・保育施設	488	416	416	416	416	416
	⑤従来制度の私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
	⑥計	488	416	416	416	416	416
差 (⑥－③)		105	61	65	99	106	124

富士川

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (1号認定)		73	65	59	59	56	59
②量の見込み (2号認定教育ニーズ)		8	7	7	7	6	7
③計		81	72	66	66	62	66
確保の 内容	④特定教育・保育施設	218	120	120	120	120	120
	⑤従来制度の私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
	⑥計	218	120	120	120	120	120
差 (⑥－③)		137	48	54	54	58	54

市内全域

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (1号認定)		1,739	1,578	1,524	1,452	1,401	1,371
②量の見込み (2号認定教育ニーズ)		654	597	579	546	527	515
③計		2,393	2,175	2,103	1,998	1,928	1,886
確保の 内容	④特定教育・保育施設	2,850	2,543	2,543	2,543	2,543	2,543
	⑤従来制度の私立幼稚園	240	0	0	0	0	0
	⑥計	3,090	2,543	2,543	2,543	2,543	2,543
差 (⑥－③)		697	368	440	545	615	657

量の確保方策

1号認定及び2号認定のうち教育ニーズが高い子どもについては、既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部）の定員が、十分に確保できていることから、現状の園にて対応します。

ただし、教育ニーズが減少傾向にあることから、地域の実情や子どもの発達に与える影響等を考慮した上で、公立施設の再編や定員の適正化などを図ります。

(2) 2号認定のこども（保育園・認定こども園（保育園部））

量の見込みと確保の内容・実施時期

吉原西部

（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	725	639	611	571	564	553
確保の内容	②特定教育・保育施設	766	833	833	833	833
	③企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	④計	766	833	833	833	833
差（④－①）	41	194	222	262	269	280

吉原東部

（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	559	526	512	498	506	497
確保の内容	②特定教育・保育施設	609	616	616	616	616
	③企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	④計	609	616	616	616	616
差（④－①）	50	90	104	118	110	119

富士北部

（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	578	591	569	543	494	477
確保の内容	②特定教育・保育施設	611	594	594	594	594
	③企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	④計	611	594	594	594	594
差（④－①）	33	3	25	51	100	117

富士南部

（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	387	394	385	383	367	364
確保の内容	②特定教育・保育施設	461	335	380	380	380
	③企業主導型保育施設	6	6	6	6	6
	④計	467	341	386	386	386
差（④－①）	80	-53	1	3	19	22

鷹岡・大淵

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	374	373	366	333	324	306
確保の 内容	②特定教育・保育施設	423	398	398	398	398
	③企業主導型保育施設	17	17	17	17	17
	④計	440	415	415	415	415
差（④－①）	66	42	49	82	91	109

富士川

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	128	134	128	121	117	126
確保の 内容	②特定教育・保育施設	164	164	164	164	164
	③企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
	④計	164	164	164	164	164
差（④－①）	36	30	36	43	47	38

市内全域

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	2,751	2,657	2,571	2,449	2,372	2,323
確保の 内容	②特定教育・保育施設	3,034	2,940	2,985	2,985	2,985
	③企業主導型保育施設	23	23	23	23	23
	④計	3,057	2,963	3,008	3,008	3,008
差（④－①）	306	306	437	559	636	685

量の確保方策

2号認定のこどもについては、市全体では既存の保育園及び認定こども園保育園部の定員が量の見込みをおおむね上回ることから、現状の園にて対応します。

ただし、長期的には利用児童の減少が見込まれるため、効率的な施設運営を行うため、他施設との複合化を検討します。

(3) 3号認定のうち0歳児のこども（保育園・認定こども園（保育園部）・地域型保育事業）

量の見込みと確保の内容・実施時期

吉原西部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		76	75	72	70	67	65
確保の 内容	②特定教育・保育施設	66	63	63	63	63	63
	③地域型保育事業	27	27	27	27	27	27
	④認可外保育施設	3	13	13	13	13	13
	⑤企業主導型保育施設	19	19	19	19	19	19
	⑥計	115	122	122	122	122	122
差（⑥－①）		39	47	50	52	55	57

吉原東部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		62	60	57	55	53	50
確保の 内容	②特定教育・保育施設	62	59	59	59	59	59
	③地域型保育事業	0	0	3	3	3	3
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	14	14	14	14	14	14
	⑥計	76	73	76	76	76	76
差（⑥－①）		14	13	19	21	23	26

富士北部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		74	69	67	64	62	60
確保の 内容	②特定教育・保育施設	74	73	73	73	73	73
	③地域型保育事業	10	10	10	10	10	10
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	18	18	18	18	18	18
	⑥計	102	101	101	101	101	101
差（⑥－①）		28	32	34	37	39	41

富士南部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		42	44	44	44	44	44
確保の 内容	②特定教育・保育施設	34	25	25	25	25	25
	③地域型保育事業	14	20	20	20	20	20
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	12	12	12	12	12	12
	⑥計	60	57	57	57	57	57
差（⑥－①）		18	13	13	13	13	13

鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		52	45	43	41	39	38
確保の 内容	②特定教育・保育施設	36	36	36	36	36	36
	③地域型保育事業	12	11	11	11	11	11
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	18	18	18	18	18	18
	⑥計	66	65	65	65	65	65
差（⑥－①）		14	20	22	24	26	27

富士川

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		9	12	12	11	10	10
確保の 内容	②特定教育・保育施設	15	15	15	15	15	15
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑥計	15	15	15	15	15	15
差（⑥－①）		6	3	3	4	5	5

市内全域

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		315	305	295	285	275	267
確保の 内容	②特定教育・保育施設	287	271	271	271	271	271
	③地域型保育事業	63	68	71	71	71	71
	④認可外保育施設	3	13	13	13	13	13
	⑤企業主導型保育施設	81	81	81	81	81	81
	⑥計	434	433	436	436	436	436
差（⑥－①）		119	128	141	151	161	169

量の確保方策

0歳児は出生や、育児休業復帰により、年度の後半に向けて利用希望者が増加する傾向にあるため、保育士の確保及び公立保育施設（1園）の整備を行い、必要な受入れ枠の確保を図ります。

また、保護者の多様な就労形態に対応するため、一時預かり事業や企業主導型保育施設等、ニーズに応じた適切な事業の周知を図ります。

(4) 3号認定のうち1歳児のこども（保育園・認定こども園（保育園部）・地域型保育事業）

量の見込みと確保の内容・実施時期

吉原西部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		178	174	182	175	169	163
確保の 内容	②特定教育・保育施設	116	121	121	121	121	121
	③地域型保育事業	33	33	33	33	33	33
	④認可外保育施設	7	13	13	13	13	13
	⑤企業主導型保育施設	22	22	22	22	22	22
	⑥計	178	189	189	189	189	189
差（⑥－①）		0	15	7	14	20	26

吉原東部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		134	140	140	135	129	125
確保の 内容	②特定教育・保育施設	112	115	115	115	115	115
	③地域型保育事業	0	0	8	8	8	8
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	14	14	14	14	14	14
	⑥計	126	129	137	137	137	137
差（⑥－①）		-8	-11	-3	2	8	12

富士北部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		168	160	152	147	142	137
確保の 内容	②特定教育・保育施設	134	139	139	139	139	139
	③地域型保育事業	27	27	27	27	27	27
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	26	25	25	25	25	25
	⑥計	187	191	191	191	191	191
差（⑥－①）		19	31	39	44	49	54

富士南部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		111	106	104	105	104	104
確保の 内容	②特定教育・保育施設	71	55	55	55	55	55
	③地域型保育事業	26	40	40	40	40	40
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	15	15	15	15	15	15
	⑥計	112	110	110	110	110	110
差（⑥－①）		1	4	6	5	6	6

鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		102	95	93	89	86	82
確保の 内容	②特定教育・保育施設	71	69	69	69	69	69
	③地域型保育事業	25	23	23	23	23	23
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	21	21	21	21	21	21
	⑥計	117	113	113	113	113	113
差（⑥－①）		15	18	20	24	27	31

富士川

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		29	33	39	37	34	32
確保の 内容	②特定教育・保育施設	26	26	26	26	26	26
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑥計	26	26	26	26	26	26
差（⑥－①）		-3	-7	-13	-11	-8	-6

市内全域

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		722	708	710	688	664	643
確保の 内容	②特定教育・保育施設	530	525	525	525	525	525
	③地域型保育事業	111	123	131	131	131	131
	④認可外保育施設	7	13	13	13	13	13
	⑤企業主導型保育施設	98	97	97	97	97	97
	⑥計	746	758	766	766	766	766
差（⑥－①）		24	50	56	78	102	123

量の確保方策

1歳児は、育児休業復帰や保護者の就労により、年度途中から利用希望者が増加する傾向にあるため、保育士の確保及び公立保育施設（1園）の整備を行い、必要な受入れ枠の確保を図ります。

また、保護者の多様な就労形態に対応するため、一時預かり事業や企業主導型保育施設等、ニーズに応じた適切な事業の周知を図ります。

(5) 3号認定のうち2歳児のこども（保育園・認定こども園（保育園部）・地域型保育事業）

量の見込みと確保の内容・実施時期

吉原西部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		215	213	202	211	202	195
確保の 内容	②特定教育・保育施設	155	163	163	163	163	163
	③地域型保育事業	34	34	34	34	34	34
	④認可外保育施設	7	9	9	9	9	9
	⑤企業主導型保育施設	25	25	25	25	25	25
	⑥計	221	231	231	231	231	231
差（⑥－①）		6	18	29	20	29	36

吉原東部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		158	146	144	144	138	133
確保の 内容	②特定教育・保育施設	151	150	150	150	150	150
	③地域型保育事業	0	0	8	8	8	8
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	10	10	10	10	10	10
	⑥計	161	160	168	168	168	168
差（⑥－①）		3	14	24	24	30	35

富士北部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		175	200	195	185	179	173
確保の 内容	②特定教育・保育施設	170	173	173	173	173	173
	③地域型保育事業	39	39	39	39	39	39
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	18	19	19	19	19	19
	⑥計	227	231	231	231	231	231
差（⑥－①）		52	31	36	46	52	58

富士南部

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		115	114	113	111	112	111
確保の 内容	②特定教育・保育施設	94	75	75	75	75	75
	③地域型保育事業	34	51	51	51	51	51
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	16	16	16	16	16	16
	⑥計	144	142	142	142	142	142
差（⑥－①）		29	28	29	31	30	31

鷹岡・大淵

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		125	122	110	108	103	99
確保の 内容	②特定教育・保育施設	100	94	94	94	94	94
	③地域型保育事業	33	31	31	31	31	31
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	24	24	24	24	24	24
	⑥計	157	149	149	149	149	149
差（⑥－①）		32	27	39	41	46	50

富士川

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		30	31	34	41	39	36
確保の 内容	②特定教育・保育施設	36	36	36	36	36	36
	③地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑤企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0
	⑥計	36	36	36	36	36	36
差（⑥－①）		6	5	2	-5	-3	0

市内全域

(単位：人)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		818	826	798	800	773	747
確保の 内容	②特定教育・保育施設	706	691	691	691	691	691
	③地域型保育事業	140	155	163	163	163	163
	④認可外保育施設	7	9	9	9	9	9
	⑤企業主導型保育施設	93	94	94	94	94	94
	⑥計	946	949	957	957	957	957
差（⑥－①）		128	123	159	157	184	210

量の確保方策

2歳児は保育士の確保及び受入れ枠の弾力的な運用により、必要な受入れ枠の確保を図ります。また、保護者の多様な就労形態に対応するため、一時預かり事業や企業主導型保育施設等、ニーズに応じた適切な事業の周知を図ります。

地域子ども・子育て支援事業の充実について

国の改定基本指針等を踏まえ、圏域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は、以下のとおりとします。

事業名称	事業概要
(1) 時間外保育事業 (延長保育事業)	保育園等の開所時間を超えて保育を行う事業
(2) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
(3) 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	就学前児童及びその保護者を対象に、遊びの場や保護者同士のふれあいの場を提供し、子育てや育児不安等についての相談や情報提供等の育児支援を行う事業
(4) 一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園又は認定こども園幼稚園部に通園する満3歳から5歳の幼児を通常の教育時間外に預かる事業（幼稚園型Ⅰ）
(5) 一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	主に保育園、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児を一時的に預かる事業
(6) 病児・病後児保育事業	病気回復期又は回復期に至らない場合の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる社会環境を築くとともに、地域の子育て支援を行うための制度で、援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「提供会員」がセンターに会員登録し、アドバイザーの仲立ちにより、一時的に有料で育児を行う事業
利用者支援事業	こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
(8) 基本型	こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業
特定型 (保育コンシェルジュ)	子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育園や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
こども家庭センター型	母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目ない対応を行う事業
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業

(9)	妊婦健康診査	妊婦が定期的に公費負担による妊婦健診を医療機関で受診し、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業
(10)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、育児についての相談等を行う事業
(11)	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭が適切な養育ができるよう支援を行う事業
(12)	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業
(13)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業
(14)	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業
(15)	産後ケア事業	富士市内及び富士宮市の産婦人科医院や助産所にて、赤ちゃんとお母さんで宿泊、日帰り及び訪問を利用し、次のケアを受けることが可能な事業 1 お母さんの心と体のケア、生活・栄養面の話 2 授乳の仕方（乳房ケアを含みます）や育児の仕方についての具体的な指導や相談など
(16)	乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度)	保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
(17)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
(18)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	認定を受けた子どもが教育・保育等を受けた際にかかる、日用品や文房具などの物品購入に要する費用や、行事への参加に要する費用、副食の提供に要する費用のうち、市町村が定めるものの全部又は一部の費用を助成する事業
(19)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業） 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

実利用人数（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,505	1,456	1,405	1,350	1,292	1,245
②確保の内容	1,505	1,456	1,405	1,350	1,292	1,245
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

第二期計画では、量の見込みを減少傾向と見込んでいましたが、利用者のニーズが高く、利用者数が増加しています。

事業の性質上、定員の設定はないため、保育園等において事業を継続的に実施し、必要な体制の確保に努めます。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

ショートステイ

延利用日数（単位：日）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,064	910	910	910	910	910
②確保の内容	1,064	910	910	910	910	910
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

トワイライトステイ

延利用日数（単位：日）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84	90	90	90	90	90
②確保の内容	84	90	90	90	90	90
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

第二期計画では、利用日数はひとり親家庭のレスパイトケアなどで年間 800～1,000 日程度でした。本事業は、児童養護施設3施設と乳児院1施設、里親において実施しており、供給量は充足していると考えられることから、引き続き提供体制の確保に努めます。また、平日の夜間又は休日に保護者が不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童を預かるトワイライト事業を実施しています。

(3) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

量の見込みと確保の内容・実施時期

吉原西部

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	2,105	1,765	1,734	1,715	1,654	1,598
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2
①量の見込み	4,210	3,530	3,467	3,430	3,308	3,196
②確保の内容	4,210	3,530	3,467	3,430	3,308	3,196
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

吉原東部

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	1,751	1,436	1,410	1,373	1,320	1,263
施設数(箇所)	5	5	5	5	5	5
①量の見込み	8,756	7,181	7,049	6,863	6,600	6,316
②確保の内容	8,756	7,181	7,049	6,863	6,600	6,316
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

富士北部

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	3,059	2,335	2,251	2,159	2,083	2,008
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3
①量の見込み	9,177	7,004	6,753	6,476	6,250	6,025
②確保の内容	9,177	7,004	6,753	6,476	6,250	6,025
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

富士南部

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	831	897	892	886	887	884
施設数(箇所)	3	3	3	3	3	3
①量の見込み	2,492	2,692	2,676	2,659	2,662	2,653
②確保の内容	2,492	2,692	2,676	2,659	2,662	2,653
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

鷹岡・大淵

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	2,794	2,480	2,345	2,264	2,166	2,078
施設数(箇所)	2	2	2	2	2	2
①量の見込み	5,587	4,960	4,690	4,528	4,332	4,157
②確保の内容	5,587	4,960	4,690	4,528	4,332	4,157
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

富士川

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	1,279	1,171	1,266	1,280	1,193	1,120
施設数(箇所)	1	1	1	1	1	1
①量の見込み	1,279	1,171	1,266	1,280	1,193	1,120
②確保の内容	1,279	1,171	1,266	1,280	1,193	1,120
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

市内全域

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1 施設当たり利用人数	1,969	1,659	1,619	1,577	1,522	1,467
施設数(箇所)	16	16	16	16	16	16
①量の見込み	31,501	26,538	25,901	25,236	24,345	23,467
②確保の内容	31,501	26,538	25,901	25,236	24,345	23,467
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

令和6年4月1日現在、公立5施設、民間11施設において事業を実施しています。少子化や核家族化の進行、地域社会の変化といった、こどもや子育てをめぐる環境の変化に対応するため、令和6年度から重層的支援体制に移行し、こどもや子育て当事者の交流の場や相談窓口といった子育て支援拠点としての機能の一層の充実を図ります。

(4) 一時預かり事業（幼稚園型） 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

延利用人数（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	78,221	72,470	69,426	66,034	63,701	61,475
1号認定*	12,117	10,777	10,324	9,820	9,473	9,142
2号認定教育ニーズ*	66,104	61,693	59,102	56,214	54,228	52,333
上記以外	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	78,221	72,470	69,426	66,034	63,701	61,475
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

※ 1号認定：リフレッシュ等の目的で預かり保育を不定期に利用することも
2号認定教育ニーズ：保護者の就労等により預かり保育を定期的に利用することも

量の確保方策

第二期計画では、量の見込みを少子化の影響により減少すると見込んでいましたが、利用者のニーズが高く、実績値が計画値を上回っています。

令和6年度は幼稚園型Ⅰを私立幼稚園及び認定こども園全園で実施しています。

今後も利用ニーズが見込まれるため、引き続き提供体制の確保に努めます。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

延利用人数（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8,269	9,445	9,075	8,683	8,365	8,051
②確保の内容	8,269	9,445	9,075	8,683	8,365	8,051
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

第二期計画では、量の見込みを計画期間内で減少傾向が始まると見込んでいましたが、利用者数の増加が続いています。

令和6年度は就労等による一時預かりは14施設、緊急的利用による一時預かりは全ての公私立保育園及び認定こども園、小規模保育事業所で実施しています。

今後も多様な就労形態によるニーズに対応した量の確保に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

延利用人数（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,352	4,570	4,616	4,662	4,708	4,756
②確保の内容	4,352	4,570	4,616	4,662	4,708	4,756
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

利用実績はここ数年、増加傾向にあります。

今後も利用ニーズが見込まれるため、供給量の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

延利用人数（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,402	6,898	6,795	6,459	6,228	5,932
②確保の内容	6,402	6,898	6,795	6,459	6,228	5,932
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

令和6年4月1日現在、提供会員（両方会員を含む）は432人の登録があり、現状維持により対応可能と見込まれます。引き続き、事業の周知を図るとともに、提供会員の資質向上や情報交換の機会を設けるなど、提供会員の拡充を図り、サービスの円滑な運営及び質の向上に努めます。

(8) 利用者支援事業 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

妊婦等包括相談支援事業は令和7年度新規事業

(単位：箇所、回)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	①量の見込み	1	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1	1
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
特定型(保育コンシェルジュ)	①量の見込み	1	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1	1
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1	1
	差(②-①)	0	0	0	0	0	0
妊婦等包括相談支援事業(回)	①量の見込み	-	4,140	3,990	3,840	3,690	3,540
	②確保の内容	-	4,140	3,990	3,840	3,690	3,540
	差(②-①)	-	0	0	0	0	0

量の確保方策

妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行い、子育てを応援していきます。

(9) 妊婦健康診査 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

(単位：人回)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実人数(人)	1,391	1,380	1,330	1,280	1,230	1,180
1人当たりの健診回数	14	14	14	14	14	14
①量の見込み	19,474	19,320	18,620	17,920	17,220	16,520
②確保の内容	19,474	19,320	18,620	17,920	17,220	16,520
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

母子健康手帳交付者数の減少により妊婦健診受診者数は減少していますが、安心して子どもを生むことができるよう、適正受診へ向けて未受診者への受診勧奨等進めていきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

実利用人数（単位：人）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,399	1,332	1,284	1,237	1,191	1,142
②確保の内容	1,399	1,332	1,284	1,237	1,191	1,142
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

育児に不安や悩みを抱える等、支援の必要な母親が増加していることから、訪問率 100%をめざし、関係機関と連携しながら、個別の支援を充実させていきます。

(11) 養育支援訪問事業

圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

対象乳幼児数（単位：人）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	520	520	520	520	520	520
②確保の内容	520	520	520	520	520	520
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

子育て世帯の背景が多様化・複雑化しており、支援対象児の割合は増加傾向にあります。今後も、関係機関と連携しながら養育に不安を抱える保護者の個別の状況に合わせた支援を実施し、安定した養育ができるよう支援します。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

延利用日数（単位：日）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	600	600	600	600	600
②確保の内容	-	600	600	600	600	600
差(②-①)	-	0	0	0	0	0

※ 令和6年度から実施事業

量の確保方策

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう家事・育児等の支援を行います。

(13) 児童育成支援拠点事業

本事業については、量の見込みと確保の内容の設定はありませんが、改正児童福祉法により新たに創設された家庭支援事業ですので、関係機関と連携しながら、今後の対応について検討をしていきます。

(14) 親子関係形成支援事業

本事業については、量の見込みと確保の内容の設定はありませんが、改正児童福祉法により新たに創設された家庭支援事業ですので、関係機関と連携しながら、今後の対応について検討をしていきます。

(15) 産後ケア事業 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

令和7年度新規事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日／年）	4,050	3,900	3,750	3,600	3,450
対象妊婦数（人）	1,350	1,300	1,250	1,200	1,150
平均利用日数（日）	3	3	3	3	3
②確保の方策（延べ人日／年）	4,050	3,900	3,750	3,600	3,450
宿泊型（ショートステイ）	270	260	250	240	230
デイサービス型（ショート）	1,080	1,040	1,000	960	920
デイサービス型（ロング）	1,350	1,300	1,250	1,200	1,150
訪問型	1,350	1,300	1,250	1,200	1,150
差（②－①）	0	0	0	0	0

量の確保方策

産後ケア事業を多くの母親が利用し、母親自身がセルフケア能力を高め、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援していきます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 圏域：市内全域

量の見込みと確保の内容・実施時期

令和7年度新規事業

必要定員数（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	107	99	94	91	86
0歳児	30	29	28	28	27
1歳児	39	36	34	33	31
2歳児	38	34	32	30	28
②確保の方策	66	99	94	91	86
0歳児	22	29	28	28	27
1歳児	22	36	34	33	31
2歳児	22	34	32	30	28
差（②－①）	-41	0	0	0	0

※ 量の見込み（A）

対象年齢（※1）の未就園児数×月一定時間（※2）÷定員1人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※1）各年度児童推計数

（※2）月10時間

（※3）月176時間（8時間×22日）

量の確保方策

令和6年度の試行的事業においては、事業実施の経過とともに利用登録者の数が増加しています。令和8年度から国の新たな給付制度が開始するため、市内全域で利用しやすい体制の確保をめざして、適正な供給量の確保に努めます。

(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

量の見込みと確保の内容・実施時期

実利用人数（単位：人）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1年生	815	878	891	904	914	848
	2年生	765	867	841	827	838	824
	3年生	607	615	645	601	584	576
	4年生	416	451	433	451	422	405
	5年生	221	236	262	251	265	243
	6年生	76	128	132	140	134	136
	計	2,900	3,175	3,204	3,174	3,157	3,032
②確保の内容		3,258	3,183	3,208	3,208	3,208	3,208
差（②－①）		358	8	4	34	51	176

量の確保方策

共働き世帯の増加等により、利用ニーズは高まっていることから、小学校の余裕教室等の既存の公共施設を活用しながら、引き続き育成支援のスペースの確保に努めます。

また、富士市放課後児童クラブ運営基本方針に基づき、提供する育成支援の平準化・統一化等を図ります。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

圏域：市内全域

施策の方向性

引き続き、国の制度により実費がかかる費用について、必要に応じて低所得世帯への支援を実施します。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

圏域：市内全域

施策の方向性

少子化による児童数の減少もあり、教育・保育施設はおおむね充足していると考えられるため、新規の地域型保育事業の認可については、原則行わないこととします。

今後、特定の圏域においてニーズの大幅な増加が見込まれる際などには、事業者の公募を行うなど、適切に対応していきます。



5 その他の基本的な取組について

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化など、こどもを取り巻く環境は変わってきています。

幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しており、幼稚園、保育園、認定こども園などにおける一時的な預かりや延長保育など、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能を活かしながら、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、滑らかな園小接続を図っていきます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画は、児童福祉分野だけでなく、教育、保健、医療、就労等、様々な分野にわたるこども施策を対象としていることから、市の関係部局がより一層、組織横断的に連携を図りながらこども施策を総合的に推進します。

また、職員一人ひとりがこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴いてこども施策を進める意識を高めながら、市全体でこどもの権利を基盤にした取組を推進します。

(2) こどもへの意見聴取及び意見反映

本計画の推進に当たっては、こども基本法第11条及び富士市子どもの権利条例の理念に基づき、幅広く、多様な背景を持つこどもから意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。

また、こども施策の決定や実施に当たり、可能な限りこどもが参加する機会を確保し、市政運営へのこどもの参加促進を図ります。

(3) 地域や関係機関等との連携・協働

計画の推進に当たっては、全ての市民がこどもの権利の重要性を認識し、こどもの権利保障を推進していくことが大切です。

このことから、保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業や認可外保育施設、企業主導型保育園事業者、学校、放課後児童クラブの事業者をはじめ、保護者会やPTA、医師会、民生委員・児童委員、NPO等の関係団体・機関、まちづくり協議会などの地域組織など、適切な役割分担のもと連携を強化し、協働によりこども施策の推進を図ります。

また、児童虐待防止の観点から児童相談所をはじめとする福祉関係者のみならず、教育、医療、保健、警察、町内会・区等の関係機関を含めた地域全体と連携を強化していきます。

さらに、子育て支援、若者施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国や県と連携し、各種施策の充実に努めていきます。

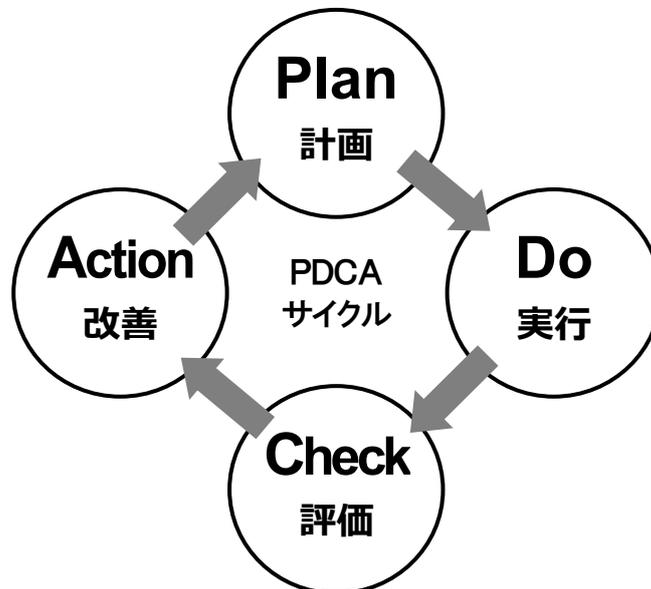
2 計画の評価

(1) 計画の評価

計画の推進に当たっては、こどもや子育て当事者等に対して、アンケート調査を行い、意見をいただくとともに、関係団体・機関と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況やモニタリング指標の把握、点検等を行い、富士市子ども・子育て会議等において評価を実施し、毎年度、公表をしていきます。

また、富士市総合計画で定めている子育ての評価項目に関しても、調和を図りながら進めていきます。

さらに、成果指標や個別事業の達成度把握を行うなど、富士市子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じ施策の見直し・改善を図ります。



(2) 成果指標一覧

本計画において次の成果指標と目標値を掲げます。(第4章「施策の展開について」の施策分野の成果を示す指標と令和13年度(2031年度)の目標値を再掲)

基本目標	施策	成果指標	現状値	目標値 (令和13年度)
基本目標1 子どもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支えるまち	施策1-1 子どもの権利の理解促進	「富士市子どもの権利条例」の認知度	小学生 32.0% 中学生 46.7% 高校生 41.3% 若者 35.0% 子育て当事者 32.9% ※1	小学生 70.0% 中学生 70.0% 高校生 70.0% 若者 70.0% 子育て当事者 70.0%
	施策1-2 子どもの多様な声を反映させる仕組みづくり	「自分の意見を言うことや聴いてもらえることができる」と思う子どもの割合	小学生 81.4% 中学生 73.1% 高校生 73.9% ※2	小学生 90.0% 中学生 80.0% 高校生 80.0%
		「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	小学生 70.8% 中学生 62.0% 高校生 55.4% ※2	小学生 80.0% 中学生 70.0% 高校生 60.0%
基本目標2 誰一人取り残さずに子どもを支えるまち	施策2-1 子どもの居場所づくりの推進	「安心できる居場所がある」と思う子どもの割合	小学生 99.8% 中学生 99.4% 高校生 99.5% 若者 97.5% ※1	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100% 若者 100%
	施策2-2 多様な境遇にある子どもや、その家庭への支援	「どこかに助けってくれる人がいる」と思う子どもの割合	小学生 98.6% 中学生 95.5% 高校生 97.6% 若者 96.3% ※1	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100% 若者 100%
	施策2-3 子どもの発達・成長に応じた支援	「障害や発達に特性のある子どもが、学校や地域社会等へ参加できる環境が整っている」と思う子育て当事者の割合	57.1% ※1	70.0%
	施策2-4 あらゆる若者の自立と社会参加の支援	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う子どもの割合	中学生 89.0% 高校生 87.9% 若者 78.5% ※1	維持・向上

基本目標	施策	成果指標	現状値	目標値 (令和13年度)
基本目標3 こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実したまち	施策3-1 教育・保育、学校教育環境の充実	保育園・幼稚園等の年度当初の待機児童の数	0人 (令和6年4月)	維持
		学校の施設・設備の環境に満足している児童・生徒の割合	小学生 82.4% 中学生 79.7% ※1	維持・向上
	施策3-2 質の高い教育・保育、学校教育の充実	「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づくことができる」と思う児童・生徒の割合	小学生 79.9% 中学生 77.2% ※3	小学生 90.0% 中学生 85.0%
		「学校に通うのは楽しい」と思う児童・生徒の割合	小学生 92.4% 中学生 84.8% 高校生 84.7% ※1	維持・向上
		就学前児童を対象とした子ども・子育て支援事業の内容に満足している子育て当事者の割合	74.1% ※1	80.0%
		「結婚、妊娠・出産、就職、子育てに温かい社会の実現に向かっていく」と思う若者や子育て当事者の割合	若者 38.2% 子育て当事者 51.6% ※1	若者 60.0% 子育て当事者 70.0%
基本目標4 切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、安心してこどもを生き育てることができるまち	施策4-2 安心してこどもを生き育てることができる環境づくり	「子育てが楽しい」と思える子育て当事者の割合	89.1% ※4	維持・向上
		「今後も富士市で子育てをしたい」と思う子育て当事者の割合	96.1% ※5	維持・向上
	施策4-3 仕事と家庭を両立できる環境づくり	「自分の希望する働き方で子育てができている」と思う子育て当事者の割合	62.6% ※6	70.0%

基本目標	施 策	成 果 指 標	現 状 値	目 標 値 (令和 13 年度)
基本目標 5 地域全体で こども・子 育てを支え る まち	施策 5-1 地域全体でこども・子育てを支える環境づくり	「地域の大人や社会に支えられている」と思うこどもや子育て当事者の割合	小学生 90.0% 中学生 83.4% 高校生 66.5% 若 者 40.3% 子育て当事者 73.5% ※1	維持・向上
	施策 5-2 安全・安心な社会環境の整備	「安心して生活できるまちである」と思うこどもや子育て当事者の割合	小学生 94.1% 中学生 88.4% 高校生 87.1% 若 者 72.2% 子育て当事者 77.9% ※1	維持・向上

※ 1 富士市こども計画の策定に係るアンケート調査（令和 6 年度）

※ 2 子どもの権利推進に関するアンケート調査（令和 5 年度）

※ 3 全国学力・学習状況調査（令和 5 年度）

※ 4 第六次富士市総合計画「子育てが楽しいと思える保護者の割合（令和 5 年度）」

※ 5 第六次富士市総合計画「この地域で、今後も子育てをしていきたい人の割合（令和 5 年度）」

※ 6 少子化対策に関するアンケート調査（令和 6 年度）

(3) モニタリング調査

次のモニタリング指標を注視し、施策の効果の検証につなげる指標として活用します。

関係する基本目標	成果指標(モニタリング指標)	単位	基準値	備考
全体	総人口 (富士市住民基本台帳 基準日4月1日)	富士市	247,121 人 (R6年)	関係図表1 (14ページ)
全体	転出者数 転入者数 (富士市住民基本台帳 1月~12月)	富士市	7,254 人 7,715 人 (R6年)	関係図表2 (14ページ)
全体	社会動態 (富士市住民基本台帳 1月~12月)	富士市	461 人 (R6年)	
全体	出生数 死亡数 (富士市住民基本台帳 1月~12月)	富士市	1,263 人 3,120 人 (R6年)	
全体	自然動態 (富士市住民基本台帳 1月~12月)	富士市	△1,857 人 (R6年)	
全体	第2子出生数 第3子以上出生数 (静岡県人口動態統計)	富士市	524 人 200 人 (R4年)	
全体	出生率 (富士市住民基本台帳)	富士市	5.87‰ (R4年)	関係図表6 (16ページ)
全体	合計特殊出生率 (富士市住民基本台帳)	富士市	1.36 (R4年)	関係図表6 (16ページ)
全体	婚姻数 離婚数 (静岡県人口動態統計)	富士市	991 人 401 人 (R4年)	関係図表7 (17ページ)
全体	平均初婚年齢 (静岡県人口動態統計)	富士市	男性 30.6 歳 女性 29.0 歳 (R3年)	関係図表8 (17ページ)

関係する基本目標	成果指標(モニタリング指標)	単位	基準値	備考
全体	未婚率(25歳～39歳) (まち・ひと・しごと創生本部「地域少子化・働き方指標(第5版)」)	富士市	男性 51.7% 女性 34.4% (R2年)	関係図表10 (18ページ)
全体	初産の平均妊娠届出年齢 (富士市子ども未来部子ども家庭課)	富士市	29.40歳 (R5年度)	
全体	有配偶率(25歳～39歳) (総務省「国勢調査」)	富士市	男性 44.7% 女性 58.8% (R2年)	
全体	有配偶出生率(15歳～49歳) (まち・ひと・しごと創生本部「地域少子化・働き方指標(第5版)」)	富士市	68.3% (R2年)	
全体	若い世代の人口(15歳～39歳) (富士市住民基本台帳 1月1日)	富士市	男性 32,398人 女性 29,135人 (R6年)	
基本目標1	「子どもの権利救済委員」の対応回数 (富士市子ども未来部子ども未来課)	富士市	9回 (R5年度)	
基本目標1	「子どもの権利救済委員」への申立て件数 (富士市子ども未来部子ども未来課)	富士市	0件 (R5年度)	
基本目標1	「自分には良いところがあると思う(とても思う・少し思う)」こどもの割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)	富士市	小学生 81.1% 中学生 80.6% (R6年)	関係図表16・17 (21ページ)
基本目標2	自殺者の数(20歳未満) (厚生労働省「自殺の統計」)	富士市	4人 (R5年)	関係図表25 (27ページ)
基本目標2	ニート(若年無業者)の推計値 (総務省「国勢調査」)	富士市	6,521人 (R2年)	関係図表32 (28ページ)
基本目標2	ヤングケアラーの割合 (静岡県「静岡県ヤングケアラー実態調査」)	県	小学生 1.3% 中学生 1.9% 高校生 1.4% (R4年)	関係図表33 (28ページ)

関係する基本目標	成果指標(モニタリング指標)	単位	基準値	備考
基本目標2	児童虐待に関する相談件数 (富士市こども未来部こども家庭課)	富士市	224件 (R5年)	関係図表34 (29ページ)
基本目標2	ひとり親世帯数 (総務省「国勢調査」)	富士市	1,838 世帯 (R2年)	関係図表37 (30ページ)
基本目標2	ひとり親世帯割合 (総務省「国勢調査」)	富士市	1.89% (R2年)	関係図表37 (30ページ)
基本目標2	いじめの認知件数 (富士市教育委員会学校教育課)	富士市	小学校 2,123件 中学校 536件 (R5年)	関係図表40 (31ページ)
基本目標2	いじめ重大事態の件数 (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)	全国	923件 (R4年)	
基本目標2	児童扶養手当受給対象児童割合 (18歳以下) (富士市こども未来部子育て給付課)	富士市	6.97% (R5年)	
基本目標2	被生活保護世帯割合(18歳未満) (富士市福祉部生活支援課)	富士市	0.59% (R5年)	
基本目標2	高等学校中途退学割合 (文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)	富士市	1.3% (R3年)	
基本目標3	不登校出現率 (富士市教育委員会学校教育課)	富士市	小学校 3.09% 中学校 7.83% (R5年)	関係図表41・42 (33ページ)
基本目標3	「こども誰でも通園制度」の登録者数 (富士市こども未来部保育幼稚園課)	富士市	50人 (R6年5月～12月)	

関係する基本目標	成果指標(モニタリング指標)	単位	基準値	備考
基本目標4	結婚したい(すぐにしたい・将来的にはしたい)と思う市民の割合 (18歳～44歳) (富士市少子化対策アンケート調査)	富士市	男性 65.3% 女性 68.4% (R6年)	関係図表46 (36ページ)
基本目標4	若年層の平均賃金 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)	富士市	～19歳 正社員 185.0千円 上記以外 170.1千円 20～24歳 正社員 221.0千円 上記以外 196.2千円 25～29歳 正社員 255.9千円 上記以外 212.3千円 (R4年)	
基本目標4	既婚者の実際のこども数 (18歳～44歳) (富士市少子化対策アンケート調査)	富士市	1.48人 (R6年)	関係図表49 (37ページ)
基本目標4	市民の平均理想こども数 (18歳～44歳) (富士市少子化対策アンケート調査)	富士市	2.05人 (R6年)	関係図表50 (37ページ)
基本目標4	夫婦の平均理想こども数 (18歳～44歳) (富士市少子化対策アンケート調査)	富士市	2.28人 (R6年)	
基本目標4	未婚者の平均理想こども数 (18歳～44歳) (富士市少子化対策アンケート調査)	富士市	1.72人 (R6年)	
基本目標4	富士市は子育てしやすいと思う (思う・どちらかといえばそう思う) 市民の割合(18歳～44歳) (富士市少子化対策アンケート調査)	富士市	40.6% (R6年)	関係図表52 (38ページ)
基本目標4	労働力率(15歳以上) (総務省「国勢調査」)	富士市	男性 72.6% 女性 52.7% (R2年)	

関係する基本目標	成果指標(モニタリング指標)	単位	基準値	備考
基本目標4	若い女性の就労率 (総務省「国勢調査」)	富士市	20歳～24歳 64.7% 25歳～29歳 72.0% 30歳～34歳 66.2% 35歳～39歳 69.0% (R2年)	
基本目標4	若者の非正規雇用割合 (15歳～34歳) (総務省「労働力調査」)	全国	男性 25.4% 女性 39.1% (R5年)	
基本目標4	就労形態別有配偶率(男性) (総務省「労働力調査」)	全国	正規雇用 64.8% 非正規雇用 46.7% (R5年)	
基本目標4	完全失業率(15歳以上) (総務省「国勢調査」)	富士市	男性 4.61% 女性 3.18% (R2年)	
基本目標4	高校卒業後の大学進学率 (文部科学省「学校基本調査」)	富士市	男性 62.5% 女性 64.2% (R5年)	
基本目標4	共働き世帯数 (厚生労働省「厚生労働経済白書」)	全国	1,262万世帯 (R4年)	
基本目標4	不妊・不育治療費補助件数 (富士市保健部地域保健課)	富士市	265件 (R5年)	
基本目標4	育児休業の取得割合 (富士市「男女共同参画に関する事業者調査」)	富士市	男性 27.8% 女性 96.5% (R5年)	関係図表58 (40ページ)

関係する基本目標	成果指標(モニタリング指標)	単位	基準値	備考
基本目標5	核家族の世帯数 (総務省「国勢調査」)	富士市	55,946 世帯 (R2年)	関係図表59 (42ページ)
基本目標5	刑法犯・特別法犯の少年(20歳未満)検挙・補導件数 (富士市防犯協会・富士警察署「我が街の生活安全」)	富士市	41 件 (R5年)	関係図表64 (43ページ)
基本目標5	SNSに起因する事犯の被害児童数 (警視庁「令和5年の犯罪情勢」)	全国	1,663 人 (R5年)	

1 事業一覧

基本目標 1 こどもの主体性を尊重し、自分らしい育ちを支える まち

施策 1 - 1 こどもの権利の理解促進

【取組 1-1-1】 こどもの権利の普及・啓発

	事業名	事業内容	担当課
①	こどもの権利の普及・啓発、理解促進	こども用、大人用のリーフレットや、こどもに分かりやすいウェブサイトの紹介ページの作成など、様々な媒体や手法を用いてこどもやこどもに関わる大人への普及・啓発を行います。	こども未来課
②	「子どもの権利の日」事業	条例で定める「富士市子どもの権利の日（11月20日）」を中心とした期間に、こどもの権利に関する広報・啓発事業を実施します。	こども未来課
③	こどもの権利に関わる学校での取組	こどもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組の充実を図ります。	学校教育課 こども未来課

【取組 1-1-2】 こどもの権利に関する学習機会の充実

	事業名	事業内容	担当課
①	こどもの権利に関するこども向け出前講座	児童・生徒に対して、こどもの権利について理解を深める出前講座を実施します。	こども未来課
②	こどもの権利に関する大人向け出前講座	市職員や教職員、施設職員等のこどもに関わる専門職、こども支援・子育て支援団体等に関わる大人等に対して、こどもの権利について理解を深める出前講座を実施します。	こども未来課 学校教育課
③	人権教育、道徳教育	教育・保育活動全体を通して、生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課
④	性的マイノリティを含む人権教育	多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、性的マイノリティのこどもへのきめ細かな対応に資する啓発などの取組を推進します。	学校教育課 市民活躍・男女共同参画課

【取組 1-1-3】 こどもの権利侵害の防止及び相談・救済

	事業名	事業内容	担当課
①	「子どもの権利救済委員」による活動	こどもの権利侵害について相談に応じ、調査・調整を行うとともに関係機関と連携をとりながら迅速かつ適切な対応を行い、こどもの救済や権利回復を図ります。	こども未来課
②	「子どもなんでも相談」の普及・啓発	相談窓口の普及・啓発を進めるとともに、こどもにとって親しみやすい相談窓口となるような雰囲気づくりや相談体制の充実を図ります。	こども未来課 こども家庭課
③	「ほっとデジタル相談・ふじ」の普及・啓発	G I G A タブレット端末を活用し、いじめや家庭、学校生活の悩みなどを気軽に相談できる窓口「ほっとデジタル相談・ふじ」の運用を通して、児童・生徒の思いに寄り添い悩みに対応します。	学校教育課 青少年相談センター こども未来課 こども家庭課
④	こどもの相談機関の周知	こどもの権利侵害やこどもの日常生活、進学、就職等に関する相談窓口や制度について、あらゆる媒体を活用して、こどもに対して周知啓発を行います。	こども未来課 こども家庭課 青少年相談センター
⑤	若者相談窓口「ココ☆カラ」のスタート世代への周知	高等学校に進学していない、あるいは進学後に不登校等になっているこどもを対象に相談支援を行います。また、高校生年代への支援を充実していくために、中学校、高等学校との連携体制の構築を行います。	青少年相談センター
⑥	いじめ防止等対策推進事業	いじめ問題対策委員会の開催やいじめ実態調査を通して、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	学校教育課
⑦	いじめ状況アンケート、教育相談アンケートの実施	いじめを把握するためのいじめ状況アンケートの実施や、生活実態を把握するための教育相談アンケートを実施し、こどもの権利侵害の把握に努め、迅速な対応を図ります。	学校教育課 市立高校
⑧	自殺対策事業	「第二次富士市自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業を実施します。SNS等を活用した相談対応など、こどもの自殺対策を更に強化します。また、こどもの自傷行為を防止するため、相談機能の充実を図ります。	健康政策課 学校教育課 こども家庭課
⑨	情報モラルや情報リテラシーについての授業の推進	こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。	学校教育課 市民安全課
⑩	体罰等不適切な指導の防止	体罰や不適切な指導は許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こどもに関わる全ての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。	学校教育課 こども未来課 保育幼稚園課 市立高校

施策 1 - 2 こどもの多様な声を反映させる仕組みづくり

【取組 1-2-1】 こどもの意見表明・参加の機会の充実

	事業名	事業内容	担当課
①	こどもの意見聴取の仕組みづくり	多様な背景を持つ子どもから意見を聴き、その意見が施策や施設の運営に反映されるような仕組みづくりについて検討します。	こども未来課
②	こどもの声を施策に反映させる、児童館におけるなんでも意見箱の活用	こどもが日常的に利用する児童館や放課後児童クラブなどのこども施設において、活動に関してこどもが様々な方法で意見を出せる機会づくりを推進するための周知・啓発を行います。	こども未来課
③	高校生議会	市内の高校生が市政への関心を高めるとともに、本市の魅力や課題に触れることで、地域への誇りや愛着を醸成することを目的に、「いただきへの、はじまり 富士市高校生議会」を開催します。	シティプロモーション課
④	こどもへの情報発信	こどもに関する情報について、こども向けの掲示物を作成したり、市のホームページで分かりやすく発信したりするなど、こども向けの情報提供・情報発信を行いこども参加を促進します。	こども未来課
⑤	校則の見直し	校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校の状況に応じて合理的な範囲内でこどもの主体的な参画を通して定め、見直しを行うことが望ましいとの認識について周知を行います。	学校教育課 市立高校 こども未来課
⑥	青年教養講座の実施・利用者会活動の促進	青年を対象に、余暇を利用して仲間づくりや豊かな教養と社会性を身に付けるために、青年教養講座を実施します。 また、青少年教育センターにおいて、青年教養講座、サークル活動をしている青年が、利用者会を組織して交流会や体験学習等の活動を通し、相互の親睦と活動の一層の推進を図り、市民のニーズに対応した社会貢献活動を幅広く行っていきます。	青少年教育センター
⑦	青少年指導者養成事業	市の青少年健全育成事業等にリーダーとして参画できる人材や、積極的に地域へ参画することができる人材を育成し、青少年活動をしている地域団体のプログラムに参加し、様々な魅力的な人に出会い、つながることができる機会を提供します。静岡県が実施する青少年指導者級別認定事業の上級位認定を支援します。	社会教育課

施策 2 - 1 こどもの居場所づくりの推進

【取組 2-1-1】 安心して過ごせる居場所づくり

	事業名	事業内容	担当課
①	こどもの居場所の普及・啓発	全てのこどもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所の意義や必要性について、普及・啓発を行います。居場所づくりに当たっては、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こどもの声を聴きながら居場所づくりを推進します。また、居場所づくりについての関心と理解を深め、自ら参画する担い手を育成する取組を推進します。	こども未来課
②	自由に立ち寄れるフリースペースの推進	こどもが自らの意思で自由に立ち寄れる室内フリースペースの居場所づくりを推進するため、民間団体が行う活動を支援します。	こども未来課
③	こども食堂への支援	市内にあるこども食堂の状況を把握し、必要な情報提供や活動支援、横のつながりをつくるための交流会等を実施します。また、新たにこども食堂を開催しようとする市民活動団体に補助金を交付します。	こども家庭課
④	児童館の運営	地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、中・高校生世代等の居場所機能の強化について検討します。	こども未来課
⑤	放課後のこどもの安全な居場所の確保	放課後のこどもの安全な居場所を確保するため、児童館などの公共施設や民間の児童福祉施設を活用した居場所・遊び場の確保について検討します。	こども未来課
⑥	放課後児童クラブの運営	放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。	こども未来課
⑦	放課後子ども教室・少年教育講座	地域の様々な大人や団体が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に「こどもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所」と「多様な体験活動の機会」を提供します。	社会教育課
⑧	放課後学習支援ボランティア事業	放課後に地域住民ボランティアにより、小学校3年生と中学生のうち希望児童・生徒を対象に補足的な学習支援を行います。	学校教育課
⑨	富士駅北口駅前公益施設整備事業	富士駅北口に、こどもや子育て世代等を含めたあらゆる世代が利用可能な、ブック&カフェ、ものづくりSTEAMラボ、スタディ&ワークスペース、キッズスペース等の機能を備えた交流施設を整備し、市民交流を促進するとともに、地域ぐるみで次世代人材を育成する機運を醸成します。	市街地整備課
⑩	アウトリーチ型の居場所づくり	屋外の様々な空間で遊び場を創出し、外遊びの活動を全市的に展開していくため、アウトリーチ型の居場所づくりの実施手法について検討します。	こども未来課

⑪	若者相談窓口「ココ☆カラ」の運営	ニートやひきこもり、不登校など困難を抱える若者やその家族の支援を行います。	青少年相談センター
⑫	虐待等により家庭から孤立したこどもの居場所の整備	親からの虐待等に苦しみ、安心・安全な居場所や様々な支援を求める10代~20代のこどもが、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられる居場所づくりを推進します。	こども未来課 生活支援課 こども家庭課
⑬	民間団体との連携、支援	不登校の状態にあるこどもや生きづらさを抱えたこどもを支援する民間団体の活動を支援し、相互連携を図りながら多様な居場所づくりを推進するとともに、居場所の周知を図ります。	学校教育課 こども未来課 こども家庭課

【取組 2-1-2】 多様な学び、遊び、体験、活躍する機会づくりの推進

	事業名	事業内容	担当課
①	親子への保育園、幼稚園の開放による遊び場提供（園庭開放）	保育園等にて未就園児を対象として園庭を開放して、絵本の読み聞かせ・手遊びわらべうたなどを通して同じ世代のこどもと関わりながら子育ての話や情報交換ができる場を提供します。	保育幼稚園課
②	児童館での体験・交流機会の提供	乳幼児から18歳までのこどもの居場所や交流等の機会を提供します。	こども未来課
③	自然体験学習の実施（ししどて学級、まるび★ちびっこ森の探検隊等）	こどもたちが地域の自然を理解し、自然の中で生きる力を育めるよう、自然体験等の体験の機会の確保や充実に向けた取組を推進します。	社会教育課
④	青少年体験交流事業の実施	こどもたち自身が社会の変化に柔軟に対応できる「生きる力」を育むため、富士市・粟石町少年交流事業や青少年体験交流事業「無限∞のキズナ」などさまざまな体験・交流の場を提供します。	社会教育課
⑤	文化芸術体験機会の提供	こどもたちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保し、こどもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養います。	文化スポーツ課
⑥	スポーツの推進	将来にわたりこどもがスポーツに継続して親しむことができるよう、スポーツに触れる機会を提供するとともに、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。	文化スポーツ課
⑦	学びの場である博物館の充実	博物館や博物館付属施設等を安全に利用できるよう適正に管理し、すべての世代が学びの場として訪れ、豊かな心をはぐくむことができる魅力ある博物館として整備します。	博物館
⑧	STEAM教育の推進	こどもの探究的な学びをサポートするSTEAM教育コンテンツの普及促進等を通じて、STEAM教育を推進します。	学校教育課
⑨	食育の推進	食を通して、こどもの健やかな成長を支援するため、学校給食の充実を図り、全ライフステージを対象とした食育の推進に取り組みます。	地域保健課 学務課

⑩	プレーパークの活動支援	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できる仕組みについて検討し、持続可能な活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。 また、こどもの能動的な遊びを促し、遊びを通して創造性や自発性等を育むことができる、大型遊具等を備えた全天候型の遊び場の整備について検討します。	こども未来課
⑪	都市公園等の整備	こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園等の整備に努めます。	みどりの課
⑫	教育・保育現場での高校生ボランティアの受入れ	公立保育園、放課後児童クラブにおいて、職業体験の一環として高校生ボランティアを受け入れます。	保育幼稚園課 こども未来課

施策 2 - 2 多様な境遇にあるこどもや、その家庭への支援

【取組 2-2-1】 虐待の未然防止

	事業名	事業内容	担当課
①	こども家庭センターの運営	虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを運営します。	こども家庭課
②	児童虐待の防止の普及・啓発	虐待は決して許されるものではなく、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識のもと、まちづくり協議会等の地域のネットワークと一体となって虐待防止の取組を強化します。また、保育士や幼稚園教諭、小中学校の教員等を対象に、虐待を受けたこどもに対してどのように支援をしていったらよいかを学ぶ機会を設けます。	こども家庭課 学校教育課 保育幼稚園課
③	虐待を受けたこどもへの支援	児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであるとの認識のもと、虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや相談支援を強化します。	こども家庭課
④	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援に関する協議や進行管理などを行います。	こども家庭課
⑤	支援ネットワークの形成	困難を抱えるこどもの問題は、教育や医療、福祉、雇用などの様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、様々な機関でネットワークを形成することにより、早期の問題発見や、個々の課題に応じた支援につなぐ取組を推進します。	こども家庭課 青少年相談センター

【取組 2-2-2】 養育支援体制の整備

	事業名	事業内容	担当課
①	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭が適切な養育を行えるよう支援を行います。	地域保健課 こども家庭課
②	ふじやま学園の運営	個々の発達段階に応じたプログラムを組み、きめ細かい支援を通して、社会適応できるよう、18歳未満の知的に障害を持つ児童を援護するふじやま学園を運営します。	障害福祉課
③	児童養護施設の入所者への就学支援補助	児童養護施設に入所する高校生や大学生等に対して就学支援補助を行い、平等な進学機会の提供に努めます。	福祉総務課
④	里親制度の啓発及び里親との連携	児童家庭支援センターパラソルと協働し市民に里親制度の理解・協力の促進を図るとともに、登録された里親家庭と連携し子育て支援事業を進めます。	こども家庭課
⑤	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の就労や疾病、レスパイトなどの理由で一時的にこどもの養育が困難になった場合、市内の乳児院・児童養護施設等でこどもを預かります。利用料は保護者の所得に応じた金額とし、宿泊または日帰りの預かり支援を行います。	こども家庭課

【取組 2-2-3】 いじめ、不登校に直面するこどもへの支援

	事業名	事業内容	担当課
①	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣し、児童・生徒や保護者及び学校が抱えている課題を解決するための面談を実施します。必要に応じて医療・福祉サービス等、関係機関との連携・調整を行います。	学校教育課
②	スクールカウンセラーの配置	県教育委員会から派遣されたスクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童・生徒及び保護者の悩みや不安、ストレスなどの緩和のための面接相談等を実施します。	学校教育課
③	不登校対策支援事業	いじめや不登校等を未然に防止するとともに、問題が起こった際に、スクールソーシャルワーカー及び生徒指導アドバイザー等を有効に活用し、不登校や問題行動等のケースに応じた組織的かつ迅速・丁寧な対応ができる体制を整えます。	学校教育課
④	「ステップスクール・ふじ」の運営	不登校の状態にある小中学校の児童・生徒に対して、居場所を提供し、社会的に自立することを目指し、個に寄り添った相談や支援を行います。	青少年相談センター
⑤	不登校の児童・生徒の保護者教室の開催	不登校の児童・生徒の保護者同士で悩みを共有し、安心感が育まれるよう、地域団体等と連携を図りながら保護者教室を開催します。	青少年相談センター
⑥	不登校等児童生徒対策連絡会・不登校等児童生徒対策研修会の開催	不登校の児童・生徒に対して適切な対応ができるよう、不登校等児童生徒対策連絡会・不登校等児童生徒対策研修会を開催します。	青少年相談センター 学校教育課

⑦	いじめ防止等対策推進事業	【再掲】(取組 1-1-3⑥)	学校教育課
⑧	いじめ状況アンケート、教育相談アンケートの実施	【再掲】(取組 1-1-3⑦)	学校教育課 市立高校
⑨	民間団体との連携、支援	【再掲】(取組 2-1-1⑬)	学校教育課 こども未来課 こども家庭課

【取組 2-2-4】 悩みや不安を抱えるこどもへの支援

	事業名	事業内容	担当課
①	学習支援事業	生活困窮世帯のこどもに対し、高校進学を促進するため、学習の支援や進学の相談を行うとともに、進学したこどもに対しても、高校中退防止のため、学習支援や相談支援を行います。また、発達障害により、不登校などの問題を抱えているこどもに対しても、学習支援や保護者への養育相談を実施し、こどもの自立促進を図ります。	生活支援課
②	ヤングケアラーの把握と支援	ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくい構造であること等を踏まえ、実態把握に向けた対応及び支援に加え、ヤングケアラーについて理解を深めるための啓発活動を行います。	こども家庭課 学校教育課 市民活躍・男女共同参画課
③	困窮児童・生徒の早期発見	児童・生徒対象のアンケートや教育相談等を通して、困窮家庭の早期発見に努めます。また、発見した場合の校内での情報共有の仕方や、幼児教育施設や福祉関係機関との円滑な連携方法など、支援方法等の検討を行います。	学校教育課 こども家庭課 市民活躍・男女共同参画課
④	社会的養護との連携	乳児院、児童養護施設、里親、自立援助ホーム等の社会的養護と連携してこどもへの支援を行います。	こども家庭課
⑤	妊娠 SOS 相談	思いがけない妊娠でお悩みの方へ LINE、電話、来所にて保健師による相談を行います。	こども家庭課
⑥	高校中退の予防、高校中退後の支援	高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実を図るとともに、高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進します。	市立高校
⑦	個別教育相談の実施	年 2 回以上の個別教育相談を実施し、児童・生徒の困りごとや心配ごとなどの状況の把握に努めます。	学校教育課
⑧	高校における学習・生活の支援	高等学校に通う生徒及び保護者が抱える悩みや不安、ストレスなどを緩和するために、スクールカウンセラーによる面接相談等を行います。また、家庭訪問や対応する担当教員へのアドバイスをを行います。	市立高校

⑨	アウトリーチ支援の実施	困難を抱えながらもSOSを発信できていない若者に対し必要な支援に繋げることができるアウトリーチ支援の体制を整備します。	青少年相談センター
⑩	外国人等の児童・生徒への支援	小中学校に在籍している外国人児童・生徒を対象に、日本語指導や学習指導、日常生活への適応指導等を行い、学校生活への円滑な適応を図ります。また、母語の保持指導や学校と保護者との連絡、相談を支援します。	学校教育課 市民活躍・男女共同参画課
⑪	外国人児童・生徒の就学に向けた支援	外国人児童・生徒を対象にした宿題、書き取り、算数ドリル等の学習支援や外国人児童・生徒と保護者を対象にした進学ガイダンス及び保護者懇談会、ひらがなたまごクラス（5～6歳の外国人のこどもを対象にした平仮名の読み書き支援）などを開催します。	市民活躍・男女共同参画課 学校教育課

施策 2 - 3 こどもの発達・成長に応じた支援

【取組 2-3-1】 発達に課題や障害があるこどもや、その家庭への支援

	事業名	事業内容	担当課
①	児童発達支援センターの運営	地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援、障害児支援事業所に対する助言・援助、インクルージョンの推進、障害児の発達支援の入口としての相談支援等を行います。	こども発達センター
②	関係機関と連携した地域支援体制の確立	関係機関と連携を図り、乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問等を通して疾病や特性を持つこどもの早期発見に努め早期療育につなげます。	地域保健課
③	こどもの発達に関する相談支援の充実	発達の遅れや障害のある就学前のこどもを対象に、こどもの発達状況に応じて専門職が発達相談、発達検査、言語相談及び指導、摂食指導、運動機能訓練、保健指導、計画相談支援を実施します。	こども発達センター
④	児童発達支援の提供	発達の遅れや障害のある就学前のこどもを対象に、事業所に通所することにより、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの発達支援を提供します。	障害福祉課 こども発達センター
⑤	「ことばの教室」事業の充実	はなしことばが気になる、市内在住の3歳から小学校入学前の全ての幼児（公立・私立幼稚園児・保育園児・在宅児）を対象に、相談や支援を行います。小学校の通常の学級に在籍している言語障害がある児童を対象に、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、言語障害に応じた「特別の指導」を特別に設置された教室で行います。	保育幼稚園課 特別支援教育センター
⑥	相談支援事業	特別支援が必要なこどものいる保護者等に対して、放課後等デイサービス等の福祉サービス等に関する情報提供を行うとともに、学校や市の関係機関等と連携して支援を行います。	障害福祉課 学校教育課

⑦	放課後等デイサービス	学校や関係機関等と連携し、障害のある児童に対して、放課後や夏休み等長期休業日に、通所により生活能力向上のための療育や、社会との交流促進等の支援を継続的に行います。	障害福祉課 学校教育課
⑧	障害児日中一時支援	見守り等の支援が必要な障害児(者)が日中に活動できる場を確保し、家族の就労を支援するとともに、家族に対して一時的な休息時間を支援します。	障害福祉課
⑨	医療的ケア児への支援	医療的ケア児が安全・安心に保育園等や学校で過ごすことができる環境を整備するとともに、相談支援や関係機関の相互の連携など支援体制の整備を進めます。	障害福祉課 保育幼稚園課 こども発達センター 学校教育課
⑩	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	富士市に住所を有し、静岡県が発行する「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けていて日常生活を営むのに支障のあるこどもに、車椅子や特殊寝台等の日常生活用具を給付します(児童福祉法及び障害者総合支援法による日常生活用具給付の対象者を除きます)。対象となるこどもの保護者は、所得に応じた自己負担金があります。	保健医療課
⑪	小児慢性特定疾病児童等療養扶助費の支給	富士市に住所を有し、静岡県が発行する「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けているこどもに対し、扶助費を支給します(一律支給分・入院支給分)。	保健医療課
⑫	難病患者介護家族リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している、気管切開により頻繁に吸引を必要とする、または学校への登下校時や在校時に医療的ケア(家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為)を必要とする患者に対して、訪問看護などを実施するための費用の一部を助成して、介護に従事している家族の負担軽減を図ります。	保健医療課

【取組 2-3-2】 特別な支援を要するこどもへの教育の充実

	事業名	事業内容	担当課
①	地域支援及び保育園等訪問支援の実施	保育園等や学校に通う、発達に課題のあるこどもや障害のあるこどもを対象に、支援員が園や学校を訪問し、保育士や教員等に対し、こどもの集団生活への適応のための助言や援助などを行います。	障害福祉課 こども発達センター
②	特別支援教育の充実	教職員の特別支援教育に関する理解を深め、その技量を向上させるために、特別支援教育センターによる研修を充実します。	学校教育課 特別支援教育センター
③	特別支援サポート員、巡回相談員及び特別支援教育センター専門職員の活用	特別支援教育センター所属の専門職員が、保護者や学校からの発達に関する相談を受け、児童・生徒の見方や対応、支援の仕方についてアドバイスをします。また、特別支援サポート員や生徒指導サポート員を学校の規模や児童・生徒の状況を考慮して配置するとともに、巡回相談員を派遣し、こどもや保護者の困り感に寄り添った早期支援、早期対応を行います。	学校教育課 特別支援教育センター
④	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、家庭の経済状況の困難度合により学用品費や給食費等の援助を行います。	学務課

⑤	特別な配慮が必要なこどもの保育園等への受入れ体制整備	各園への巡回指導や研修を実施します。公立園では発達センターなどと連携して特別支援保育連絡会を開催して配慮が必要なこどもの意見交換を行います。私立園においては加配保育士への補助金を交付します。	保育幼稚園課
⑥	インクルージョンの推進	こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども、発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、その他の子育て支援施策と合わせ、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。	障害福祉課 こども発達センター 特別支援教育センター 生活支援課

施策 2 - 4 あらゆる若者の自立と社会参加の支援

【取組 2-4-1】 若者に関する相談・自立支援

	事業名	事業内容	担当課
①	ニート・ひきこもり支援事業	ニートやひきこもり、不登校、発達障害などさまざまな悩みや困りごとを抱えている若者やその家族に対して個別に応じる合同相談会を開催します。	青少年相談センター
②	社会生活を営む上で困難を抱える若者の家族会の開催	社会生活を営む上で困難を抱える若者とその家族の悩みや困りごとを共有するため、若者の家族会を開催します。	青少年相談センター
③	精神障害者相談員による支援	富士市精神障害者相談員が、こころの病を抱えているこどもの家族からの悩み等についての相談に応じ、支援します。	障害福祉課
④	知的障害者相談員による訪問支援	富士市知的障害者相談員が、訪問相談を行います。	障害福祉課
⑤	ストレス相談の実施	公認心理師が仕事や人間関係、家族関係等によるストレスなどで悩む若者およびその家族等の相談を行います。	健康政策課

基本目標 3

こどもと子育て家庭を支える教育・保育、学校教育環境が充実した まち

施策 3 - 1 教育・保育、学校教育環境の充実

【取組 3-1-1】 教育・保育、学校教育環境の充実

	事業名	事業内容	担当課
①	幼稚園・保育園等の施設の確保	地域の保育ニーズに合わせて幼稚園・保育園等の施設を確保し、待機児童ゼロを維持します。また、地域の実情やこどもの発達に与える影響等を考慮した上で、公立施設の再編や定員の適正化などを図ります。	保育幼稚園課
②	計画的な学校施設の維持・整備	富士市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の整備や長寿命化の推進を図ります。	教育総務課
③	子育て関連施設の計画的な環境整備・維持・施設整備	保育園等の子育て関連施設における空調整備や照明設備等の環境改善・維持・施設整備を図ります。	こども未来課 保育幼稚園課

施策 3 - 2 質の高い教育・保育、学校教育の充実

【取組 3-2-1】 教育・保育、学校教育の質の向上

	事業名	事業内容	担当課
①	保育の質の向上のための研修事業	保育の専門性や資質向上を図るため、研修を実施します。	保育幼稚園課
②	キャリアアップ研修	保育士の処遇改善に必要なキャリアアップ研修を県から承認を受けて市主催で実施します。	保育幼稚園課
③	教育保育施設等への巡回支援事業	教育保育施設等に対し、公立保育園長経験者等が助言・相談などの巡回支援を行います。	保育幼稚園課
④	保育補助者雇上強化事業	保育園等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援します。	保育幼稚園課
⑤	教育保育施設における外部評価の受審の促進	教育保育施設における外部評価の受審促進を通じて、質の高い教育保育を提供し、その質の確保向上のための取組を推進します。	保育幼稚園課
⑥	保育 DX の推進	園児の登降園管理や指導計画・児童票の作成等の業務を ICT で効率化するとともに、園と保護者の情報をオンライン化し、施設型給付費等の算定・申請・請求・受付業務などの利便性の向上を図る取組や必要な情報収集・施設見学予約・窓口申請などの一連の手續のオンライン化、就労証明書のデジタル化など国の全国システムの運用に合わせて取組を実施します。	保育幼稚園課

⑦	ICT機器を活用した教育活動の推進	ICT機器を効果的に用いて教育効果を高めることができるようにするために、教職員への研修を充実します。	学校教育課
⑧	保育園の職員の配置基準の見直し	国の動向に注視し、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、6対1から5対1への改善を進めます。	保育幼稚園課
⑨	園小接続の推進	小学校入学に向けて、1年生へのスムーズな接続ができるように園から小学校への学びの連続性を考えた取組を実施します。	学校教育課 保育幼稚園課
⑩	保育士・幼稚園教諭等の人材確保事業	富士市内の幼稚園、保育園、認定こども園等に就職を希望する養成校の学生や、すでに免許・資格を持っている方を対象に、各園との就職相談を実施します。また、保育士等を目指す高校生を対象にした進学相談を実施します。	保育幼稚園課
⑪	教員等育成基本研修	教職員の資質の向上を目指すため、各年代や職における課題を踏まえた研修を実施します。	学校教育課 教育研修センター
⑫	学校訪問及び授業づくり・生徒指導支援研修	主体的に学習に取り組む授業づくりを推進するため、指導主事による全小中学校への訪問研修や、教職員相互の主体的な研修支援を行います。また、希望者を対象とした希望研修や、勤務時間外の研修講座（アフター5講座）を開設し、教職員の自己研鑽等、主体的な学びを支援します。	学校教育課 教育研修センター
⑬	教員等専門研修	養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び栄養職員、調理員、用務員、ALT、学校司書、特別支援教育等各種サポート員の資質向上を目的とした専門的な研修を実施します。	学校教育課 学務課 教育総務課
⑭	体育の授業や部活動指導の工夫、外部人材の活用	こどもたちが日常的に体を動かす楽しさを感じられるよう体育の授業や部活動指導など工夫するとともに、外部の専門的指導者などを活用し、スポーツの魅力を感じたり、体の動かし方を学んだりできる体育（保健体育）の授業改善を推進します。	学校教育課
⑮	一人一人が学びの実感を得られる授業づくりの推進	授業づくりにおいて、教員は、こどもたちの思いや願いと教材の価値を適切にかかわらせ、夢中になって取り組める授業を構想します。授業においては、教員は、こどもたちが見せる表情、しぐさ、つぶやき等の表れを見取り、目標に迫る仕掛けをしていきます。授業の終わりには、こどもたちが学習活動を振り返る時間を設け、学びの実感を得ることができるようにします。	学校教育課
⑯	放課後児童クラブ巡回支援	放課後児童クラブ巡回支援員が児童クラブを巡回して、配慮が必要な児童に対する育成支援、事故や怪我の防止、防犯・防災対策などの安全管理体制等に関する助言等を行います。	こども未来課
⑰	放課後児童クラブ支援員研修	放課後児童クラブの支援員を対象に研修を実施し、質の高い育成支援を提供します。	こども未来課

【取組 3-2-2】 多様な幼児教育・保育事業の充実

	事業名	事業内容	担当課
①	延長保育事業	保護者の状況に応じ、必要なときに安心してこどもを預けられるようにするため、利用できる事業の充実を図ります。	保育幼稚園課
②	一時預かり事業	保育園等で、通常の入園以外に一時的にこどもの保育が必要な時や緊急時に保護者に代わって預かります。	保育幼稚園課
③	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）	就労要件を問わず、時間単位でこどもを預けられるこども誰でも通園事業を実施します。	保育幼稚園課
④	私立幼稚園等での各園の特色を活かした子育て支援事業の充実（未就園児保育等）	私立幼稚園等において実施されている、未就園児を対象とした親子教室や2歳未満児教室などにより、子育て支援の充実を図ります。	保育幼稚園課
⑤	病児・病後児保育の実施	小学生までの児童が病気の際に自宅での保育が困難なときに、病院、保育園等の専用スペースで看護師・保育士が協力して、一時的に保育します。	保育幼稚園課
⑥	ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行います。	こども未来課

基本目標 4

切れ目なくこどもの育ちと家庭を支え、安心してこどもを生み育てることのできる まち

施策 4 - 1

若い世代が結婚、妊娠・出産、就職、子育ての希望が実現できる環境づくり

【取組 4-1-1】 結婚、妊娠・出産、就職、子育てに夢を持てる環境づくり

	事業名	事業内容	担当課
①	思春期講座	中学生を対象に性に関する正しい知識と生命の尊さを学ぶ講座を実施します。	地域保健課
②	プレコンセプションケアの取組を推進	男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、適切な健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。	地域保健課
③	DV・デートDV防止	中学生に対して自分や相手の人権について考え、DVを決して許さないという意識啓発や相談機関の周知を目的として、中学生を対象としたデートDVワークショップを実施します。	生活支援課
④	小中学校における男女共同参画の視点からのキャリア教育授業	小中学生を対象に、男女共同参画に関する授業（キャリア教育）を実施します。	市民活躍・男女共同参画課
⑤	ジェンダーギャップの解消	こどもが、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、男女平等の理念を推進する学習の充実を図るとともに、ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深める取組を推進します。	学校教育課 市民活躍・男女共同参画課
⑥	未来のものづくりを担う人材創出・育成	市内のものづくり人材による職業講話、研究所や工場での体験事業等を通じて、若年層世代に対するものづくりへの興味・関心を喚起し、本市のものづくり産業に携わる人材の流入・確保を促進します。	産業政策課
⑦	ものづくり教室、マイスターものづくり教室	富士市技能職団体連絡協議会に所属している高い技能を持つ方や、“ふじマイスター「匠人」”を講師として招き、こどもたちにもものづくりの良さ・楽しさを体験できる、ものづくり教室・マイスターものづくり教室を開催します。	商業労政課
⑧	キャリア教育支援	市内小中高等学校のキャリア教育に関する授業のコーディネートを行います。また、こどもたちの職業観・勤労観形成のための職業体験イベントとしてキッズジョブを開催します。	商業労政課

【取組 4-1-2】 若い世代の移住・定住の支援

	事業名	事業内容	担当課
①	富士駅北口専門学校誘致事業	市内における高等教育機会の充実化と、市内への通学者や就職者の増加を目的に、富士駅北口の再開発事業区域内に専門学校を誘致します。	市街地整備課

②	高等教育機関の誘致等検討及び大学との連携	若い世代の人口確保によるにぎわい創出や、地元企業への優れた人材の輩出による産業経済面での活性化など、地域の様々な課題解決を図るため、大学等高等教育機関の誘致等を推進します。 また、誘致等の促進を図るため、本市の地域課題に関する調査研究の機会やフィールドを提供するなど、大学との連携を深めます。	企画課
③	大学生等によるワークシェアの社会実装支援	大学生等に市内企業や地域と繋がる機会を提供することを目的に、大学生等がチームで市内企業等の課題解決を行う実証事業のほか、大学生と企業等の交流事業を実施します。	シティプロモーション課
④	若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援	10～20代の若者が新規事業の事業計画を立案する「若者ビジネスプラン作成チャレンジプログラム」を実施します。また、大学生等の若者と企業の交流会を開催します。	シティプロモーション課
⑤	フィールドワークセンターでの交流促進	令和6年度にオープンする学生コミュニティスペース「富士市フィールドワークセンター（FWC）」で、学生等が交流（学生×学生、学生×企業等）する機会を創出します。	企画課
⑥	地方就職学生支援	東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に住む大学生の静岡県での就職を後押しするため、都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される県内企業の採用活動（選考面接）に参加するための交通費の半額を補助します。	シティプロモーション課
⑦	移住就業支援	東京23区の在住者または東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）在住で23区への通勤者が市内に移住し、移住後に就業、起業した方、テレワークにより業務継続する方又は関係人口に該当する方を対象に、単身の場合60万円（移住後結婚した場合40万円加算）、世帯の場合100万円（18歳未満のこどもを帯同する場合の加算あり）を補助します。	シティプロモーション課
⑧	先導的テレワーク移住者支援	県外在住の被雇用者又は個人事業主が、テレワークの実施をきっかけに富士市へ転入した場合、住宅取得費、住宅賃借費、引越費用、通勤費用の合計を最大50万円補助します。	シティプロモーション課
⑨	子育て・若者世帯F-Uターン奨励金	13歳未満の子（胎児を含む）がいる子育て世帯又は夫婦等のいずれかが39歳以下で子のいない若者世帯を対象に、県外から再転入（Uターン）した場合、東京圏から新たに転入（JIターン）した場合、奨励金を交付します。 ・子育て世帯：Uターン最大50万円 JIターン最大30万円 ・若者世帯：Uターン30万円 JIターン10万円	シティプロモーション課

⑩	子育て世帯Uターン支援	子育て世帯(6歳未満の子及びその親がいる世帯、または、母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯)が富士市へ再転入した場合、自動車購入費(上限20万円)、運転免許取得費、ペーパードライバー講習費、子育て用品購入費、住宅賃貸の諸経費、住宅の移転費、電気機械器具の廃棄費の合計を最大50万円補助します。	シティプロモーション課
⑪	移住定住者の受け皿づくり等支援	女性によるワークシェア(複数人で仕事をシェアする働き方)を推進するとともに、移住者同士の交流事業を実施するなど移住定住者への応援・支援体制をつくるほか、首都圏に対する移住促進PRを実施します。	シティプロモーション課
⑫	移住プロモーションの実施	市ウェブサイトでの移住情報の発信、移住検討者向けの交流イベント等の開催等により移住促進PRを実施します。	シティプロモーション課
⑬	子育てシティプロモーション	本市が展開している少子化対策事業をアピールするため、様々な媒体を活用したイメージ戦略を実施する。	シティプロモーション課
⑭	多世代同居・近居支援	子育て世代の負担軽減を図るため、多世代で新たに同居・近居するための住宅取得又はリフォーム工事に対し補助を行います。	住宅政策課
⑮	複合型子育て拠点「みらいてらす」を活用した柔軟な働き方の推進	子連れコワーキングスペースを活用して、多様な働き方の選択肢の普及促進を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスに配慮した子育てしやすい環境づくりを進めます。	こども未来課

【取組 4-1-3】 若い世代の就労の支援

	事業名	事業内容	担当課
①	中小企業等奨学金返還支援補助金(人材アシストU-30)	従業員の奨学金の返還を支援する中小企業等に対して、その負担額の9割を補助します。	商業労政課
②	企業就職面接会等の開催	富士市合同企業ガイダンス実行委員会が主催する、就職を希望する学生等と人材を求める企業に、出会いの場を提供する合同企業ガイダンスを開催します。 また、富士市とハローワーク富士が主催する、市内企業の就職を希望する一般、新卒、若年者、シニアなどを対象とした企業就職面接会を開催します。 奨学金返還支援制度を定めている市内企業等に出展していただき、首都圏に通う学生等を対象に、首都圏の会場で合同企業説明会を開催します。	商業労政課
③	学生と企業の交流イベントの開催	学生と市内企業の若手社員が直接交流するイベントを開催することで、市内企業と学生の接点をつくり、学生に市内企業を知ってもらう機会を提供します。	商業労政課
④	ユニバーサル就労支援	様々な理由により働きたくても働くことができない状態の人を対象に、その人の個性や意欲に応じた就労ができるように、オーダーメイドの支援を行います。	生活支援課

⑤	魅力ある職場づくりによる若者等の人材確保支援	魅力ある職場づくりを促進するため、テレワークやフリーアドレス化等の多様な働き方に取り組む事業者を支援します。	産業支援課
---	------------------------	--	-------

【取組 4-1-4】 若い世代の出会い・交流の支援

	事業名	事業内容	担当課
①	出会い応援	独身男女に対して結婚への前向きな意識変革や出会いのきっかけづくりを支援します。	福祉総務課
②	婚活サイト情報発信	出会いの場の情報を広く周知するため、結婚を支援する民間団体等が実施するイベントの情報を発信します。	福祉総務課
③	結婚相談・縁結び事業「ハッピネス FUJI」への支援	社会福祉協議会が行う結婚相談・縁結び事業「ハッピネス FUJI」への支援を行います。	福祉総務課
④	マッチング支援システムの運用支援	「ハッピネス FUJI」登録会員のマッチングシステムの運用支援を行います。	福祉総務課
⑤	ふじのくに出会いサポートセンター登録料助成金	独身男女に対してふじのくに結婚応援協議会が運営する、ふじのくに出会いサポートセンターの会員登録を行った際の登録料を支援します。	福祉総務課
⑥	結婚新生活支援補助金	新婚世帯に対して新生活のスタートに必要な新居の家賃や引越し費用等を支援します。	福祉総務課
⑦	田子の浦港のにぎわいを創出	田子の浦港のにぎわい創出や若者等の交流の場を提供するため、ふじのくに田子の浦みなと公園においてイルミネーション事業を行います。	産業政策課
⑧	工場夜景を活用した出会い交流促進	富士山がある日本で唯一の工場夜景都市である本市の魅力を発信するために、若い世代をターゲットとした各種プロモーション事業や工場夜景見学・撮影ツアー事業を行います。	交流観光課

施策 4-2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

【取組 4-2-1】 「みんなで子育て」妊娠、出産、子育てのトータル支援

	事業名	事業内容	担当課
①	利用者支援事業（保育コンシェルジュの配置）	保護者が、幼稚園・保育園等での教育や保育、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切な施設、事業を選択し、円滑に利用できるよう保育コンシェルジュを配置し利用者支援の充実を図ります。	保育幼稚園課
②	子育て支援センター	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。	こども未来課
③	ふじ子育てほっとステーション事業	乳幼児連れの保護者が、授乳とおむつ替えのために、立ち寄ることができるスペースを整備し、子育て家庭が安心して外出できるための環境整備を行うとともに、子育てに温かい機運づくりを推進します。	こども未来課

④	子育て優待カードの普及・促進	市が協賛店舗等を募り、子育て家庭がこどもと一緒に協賛店舗を利用することを通して、割引等の様々なサービスを提供します。	こども未来課
⑤	こども向けイベント、子育て世帯向けイベント情報の発信	市内の子育て情報を集約した子育てガイド「はぐくむFUJI」の発行や市ウェブサイト、子育て応援アプリ「はぐくむFUJI」等の運用を通して、子育てに関する支援やイベント等の情報を発信します。	こども未来課
⑥	オフィシャルサポーター認定制度	はぐくむ FUJI オフィシャルサポーター認定法人との官民協働において、「従業員の仕事と子育ての両立」、「地域における子育て支援」、「独自の子育てに関する支援」についての機運の醸成を図ります。	こども未来課
⑦	「はぐくむFUJI」のブランディング	「はぐくむFUJI」を本市のこども・子育て支援の旗印とし、各種こども施策の横展開を図ります。	こども未来課
⑧	子育て支援団体交流会の開催	妊娠・出産・子育てに関わる専門職や団体のネットワーク作り・団体支援、妊娠や子育て中の家族に必要なサービスや情報を提供します。	こども未来課
⑨	子育て世代の社会参加応援事業	子育て世代のリアルな声を市政に反映できるように、託児サービスにより、子育て世代が社会参加しやすい環境を整えます。	市民活躍・男女共同参画課
⑩	お母さんお父さん教室	妊娠・出産・産褥及び育児に関する正しい知識を普及し、妊婦自身の健康管理が適切に行えるようにすると共に、夫婦で出産や育児に備えての心構えができるように支援します。	地域保健課
⑪	プレママ・プレパパ読み聞かせ講座	出産を控えた保護者に対して、絵本の読み聞かせを通じた親子のコミュニケーションを紹介することで、保護者の心の健康づくりと子育て支援を図ります。	中央図書館
⑫	国際交流ラウンジ (FILS) の運営	国際交流ラウンジ (FILS) を拠点として、外国人市民の生活上の悩みや言語に関わる相談対応などの支援を行い、多文化共生意識の高揚や相互理解の推進を図ります。	市民活躍・男女共同参画課
⑬	「やさしい日本語」による情報発信	全ての所属で「やさしい日本語」による外国人市民への情報提供が進むよう普及啓発に努め、外国人市民も安心して暮らせる環境づくりを推進します。	市民活躍・男女共同参画課

【取組 4-2-2】 「家庭に寄り添う」妊産婦等の身体的・精神的負担の軽減

	事業名	事業内容	担当課
①	利用者支援事業（基本型）	保健師や保育士の専門員が、妊娠、出産から子育てを切れ目なくサポートすることを目的として、様々なニーズに応じて総合的な相談や支援を行います。	こども家庭課
②	妊婦健康診査	全妊婦を対象に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を一部公費で負担します。	こども家庭課
③	産婦健康診査	全産婦を対象に産婦健康診査受診票を交付し、産婦健康診査の費用を一部公費で負担します。	こども家庭課
④	新生児等聴覚スクリーニング検査	全産婦を対象に新生児聴覚スクリーニング検査受診票を交付し、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を公費で負担します。	こども家庭課

⑤	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。妊娠8か月アンケートを実施しニーズに沿った支援を行います。	こども家庭課
⑥	産後ケア事業	母親と乳児が、富士管内の産婦人科医院や助産所にて宿泊、日帰り及び訪問を利用し、母親の心と体のケアや保健指導、育児指導といった具体的な指導や相談などを行います。	こども家庭課
⑦	産前・産後サポート事業	これから出産を控えている妊婦や母親の不安や悩みに寄り添うため、助産師と子育て経験のある先輩ママが悩みや体調についての相談を行います。	こども家庭課
⑧	家事育児サポート事業	妊婦又は乳幼児がいる家庭の家事育児の負担を軽減するため、家事育児のサポーターを派遣し、家事育児の援助を行います。	こども家庭課
⑨	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども家庭課
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握を行うとともに、保護者に対して子育てに関する情報提供や相談等を行います。	地域保健課
⑪	定期予防接種事業	感染症から子どもを守るとともに、社会全体に感染症がまん延することを防ぐため、各種予防接種を実施します。	健康政策課
⑫	乳幼児健康診査	出産後から就学前までの切れ目のない健康診査を通じて、その時期に応じた疾病、異常及び特性を早期に発見し、適切な指導や支援を行います。また、生活習慣やその他の育児に関する指導を行い、もって乳幼児の健康の保持および増進を図り、子育て家庭への支援を行います。	地域保健課
⑬	多胎妊婦交流会	多胎妊娠の妊婦が多胎育児をイメージしながら安心して出産し、育児を行うことができるよう、多胎育児経験者との交流や専門職による相談等を行います。	こども家庭課
⑭	流産・死産をされた方の相談	妊娠・出産に関わる職員がグリーフケアについての理解を深める取組を行うとともに、関係機関と連携、協力をしながら、死産、流産を経験した母親へのグリーフケアとサポートに取り組みます。	こども家庭課
⑮	離乳食講習会	離乳食や授乳について不安や悩みを抱える保護者に寄り添い、不安軽減のための支援を行います。	地域保健課

【取組 4-2-3】 「預かるを充実」安全・安心に預かる環境の整備

	事業名	事業内容	担当課
①	公立保育園での主食の提供	公立保育園で主食を提供することで、保護者の負担軽減を図ります。対象：3歳児～5歳児	保育幼稚園課
②	複合型子育て拠点「みらいてらす」での見守り託児	こどもを遊ばせながら、大人が安心してワークや交流ができる複合型子育て拠点「みらいてらす」において、みらいてらすを利用する間、保護者に代わってこどもの様子を見守るサービスを提供します。	こども未来課
③	図書館利用者への託児サービス	こども連れの保護者が気軽に図書館を利用できるよう、図書館内で託児サービスを実施します。	中央図書館
④	放課後のこどもの安全な居場所の確保	【再掲】(取組 2-1-1⑤)	こども未来課
⑤	放課後児童クラブの運営	【再掲】(取組 2-1-1⑥)	こども未来課
⑥	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	【再掲】(取組 2-2-2⑤)	こども家庭課
⑦	延長保育事業	【再掲】(取組 3-2-2①)	保育幼稚園課
⑧	一時預かり事業	【再掲】(取組 3-2-2②)	保育幼稚園課
⑨	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)	【再掲】(取組 3-2-2③)	保育幼稚園課
⑩	病児・病後児保育の実施	【再掲】(取組 3-2-2⑤)	保育幼稚園課
⑪	ファミリーサポートセンター事業	【再掲】(取組 3-2-2⑥)	こども未来課

【取組 4-2-4】 「家計にやさしく」妊娠、出産、子育てに関する経済的負担の軽減

	事業名	事業内容	担当課
①	不妊・不育治療費補助	不妊治療や不育治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を市が負担します。	地域保健課
②	妊婦のための支援給付	出産育児関連用品の購入費、妊娠期及び子育て期における支援サービスに係る利用者負担等の軽減を図るため、妊婦に対し、経済的支援として給付金を支給します。	こども家庭課
③	はぐくむ FUJI 出産特別お祝い金支給事業	出産した母親に感謝と祝福の意を伝え、健やかに育てていただきたいとの思いを込めるとともに、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減のため、はぐくむ FUJI 出産特別お祝い金を支給します。	こども家庭課

④	妊婦歯科健康診査	全妊婦を対象に妊婦歯科健康診査受診票を交付し、妊婦歯科健康診査の費用を公費で負担します。	こども家庭課
⑤	こどもインフルエンザ予防接種費の助成	安心して子育てができる環境を提供するため、保護者の経済的負担の軽減を目的に、インフルエンザ予防接種に係る費用助成を行います。	健康政策課
⑥	おたふくかぜ予防接種費の助成	安心して子育てができる環境を提供するため、保護者の経済的負担の軽減を目的に、おたふくかぜ予防接種に係る費用助成を行います。	健康政策課
⑦	市民税額等に応じた保育料軽減	保育園等に通うこどもがいる家庭に対して、保育園・認定こども園（0～2歳児）・小規模保育施設・事業所内保育施設・保育ママの保育料を世帯の所得に応じた額に軽減します。	保育幼稚園課
⑧	実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯の保護者が幼稚園・保育園等に対して支払う日用品、文具品その他必要な物品購入に関する費用等を助成します。	保育幼稚園課
⑨	保育園・幼稚園の主食費の支援	幼稚園・保育園・こども園の給食のうち、主食に係る費用を支援することで、子育て世帯の負担軽減を図ります。	保育幼稚園課
⑩	ファミリーサポートセンター利用料助成制度	ファミリーサポートセンターの依頼会員で、生活保護受給世帯または児童扶養手当受給者等を対象に、利用料の一部を助成することで保護者の就労や育児等の負担の軽減を支援します。	こども未来課
⑪	こども医療費助成制度	18歳到達後最初の年度末までのこどもの医療費を助成します。	子育て給付課
⑫	児童手当	18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している家庭を対象に手当を支給します。	子育て給付課
⑬	放課後児童クラブ利用料減免制度	利用児童のうち、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯、就学援助（準要保護）を受ける児童の保護者、並びにひとり親世帯の保護者より利用料の免除申請があった場合、年度内において減免を行います。また、多子世帯児童に対し、児童の人数に応じて減免を行います。	こども未来課

【取組 4-2-5】 生活困難家庭への支援

	事業名	事業内容	担当課
①	要保護・準要保護就学援助	経済的な理由から、就学等が困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助を行います。	学務課
②	育英奨学事業	市内に在住している生徒のうち、高等学校の就学に援助が必要となる者に対して、中学校長の推薦を受けた生徒を選考して奨学金を給付します。	学務課
③	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、自立に向けた自立支援計画を作成し、計画に沿って就労支援や家計相談など各種制度や事業につなげながら関係機関と連携し、必要な支援を行います。また、必要な場合に応じて地域への働きかけを行います。	生活支援課

④	助産施設への入所措置	生活保護世帯等出産一時金が給付されない家庭の妊婦を助産施設（富士市立中央病院）へ入所措置し、安全に出産できる環境を支援するため、入院にかかる費用を負担します。	こども家庭課
⑤	母子生活支援への入所措置	DV や生活困窮等により住居を失った母子家庭に対して、母子生活支援施設への入所措置を行い、母子の自立を支援します。	こども家庭課
⑥	市営住宅	所得が一定水準以下で住宅に困っている生活困窮者に対して、生活の安定に寄与するため、市が国の補助を受け、安い家賃で住宅の供給を行います。	住宅政策課
⑦	粉ミルク・紙おむつの支給	一時的に生活が困窮している乳幼児がいる家庭を対象に、乳幼児用の粉ミルクや紙おむつを支給します。	こども家庭課
⑧	学用品の支給	経済的な理由などから、学用品等を用意できない家庭の児童を支援するため、小中学校に対し必要な学用品等を支給します。	こども家庭課
⑨	高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度	高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づき、保護者に対して、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度の案内・周知を行うとともに、申請の受付を行います。	市立高校

【取組 4-2-6】 ひとり親家庭への支援

	事業名	事業内容	担当課
①	ひとり親世帯等の保育料軽減	保育園等に通うこどもがいるひとり親に対して、保育園等における保育料を世帯の所得に応じた額に軽減します。	保育幼稚園課
②	児童扶養手当	ひとり親家庭、両親のいない家庭、両親のどちらかが障害を持っている家庭のうち、支給要件を満たす人を対象に、児童扶養手当を支給します。	子育て給付課
③	ひとり親家庭等の家事育児サポート事業利用料の減免	ひとり親家庭等に対し、世帯の課税状況に応じて利用料を減免します。	こども家庭課
④	ひとり親家庭の産後ケア事業利用料の減免	ひとり親家庭に対し、世帯の課税状況に応じて利用料を減免します。	こども家庭課
⑤	ひとり親家庭等の子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）利用料の減免	ひとり親家庭等に対し、世帯の課税状況に応じて利用料を減免します。	こども家庭課
⑥	ひとり親家庭子育てサポート事業	保育園等に通うこどもがいるひとり親家庭に対して、保育園等における延長保育及び病児病後児の利用料の一部を補助します。	保育幼稚園課
⑦	ひとり親世帯等の放課後児童クラブ利用料減免制度	ひとり親世帯の保護者より利用料の免除申請があった場合、年度内において月額の利用料を減免します。	こども未来課

⑧	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭、両親のいない家庭、両親のどちらかが障害を持っている家庭で、所得税非課税世帯を対象に医療費の助成を行います。	子育て給付課
⑨	ひとり親家庭等児童入学祝金の支給	ひとり親家庭等児童のうち、小学校又は中学校に入学する児童の保護者に対して、入学祝金を支給します。	子育て給付課
⑩	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため養成機関で6月以上の教育課程を修業する場合の、生活費の負担を軽減するために訓練促進給付金及び修了支援給付金を支給します。	子育て給付課
⑪	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の就業を促進するため、パソコン・介護職員初任者研修・医療事務など、対象講座の受講のために支払った費用の一部を講座修了後に支給します。	子育て給付課
⑫	母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等が自立していくために必要な行政施策の周知や情報提供及び生活についての助言・指導を行います。	こども家庭課
⑬	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはそのこどもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講する場合の受講費用の一部を支給します。	子育て給付課
⑭	生活支援講習会事業・情報交換事業	ひとり親家庭等を対象に各種生活支援講習会や情報交換交流事業を開催します。また、個々のひとり親家庭の相談に応じるとともに、ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設けます。	こども家庭課

施策4-3 仕事と家庭を両立できる環境づくり

【取組4-3-1】 ワーク・ライフ・バランスの推進

	事業名	事業内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランス等の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報誌やSNSなど各種手段で情報発信し、市内事業所への普及・啓発に努めるとともに、職場環境づくりや人材育成のためのセミナー等を実施します。	商業労政課 市民活躍・男女共同参画課 こども未来課
②	DX・テレワークを活用した多様な働き方の促進	DX・テレワークを活用した多様な働き方を促進するため、市内事業所のDX化やテレワーク導入支援、テレワークを実施する企業の誘致及びテレワーカーの受入れ等に繋げるための施策を実施します。	産業支援課
③	内職相談事業	内職をしたい人、内職の求人を希望する事業所についての相談を行います。	商業労政課
④	複合型子育て拠点「みらいてらす」を活用した柔軟な働き方の推進	【再掲】(取組4-1-2⑮)	こども未来課

【取組 4-3-2】 女性のキャリアアップ支援

	事業名	事業内容	担当課
①	事業所における女性管理職登用の啓発	多様化する経済社会において、方針を決定する場に男女共同参画の視点が必要であることを、漸進的に取り組む事業所の紹介等を通じて啓発します。また、女性管理職雇用事業所の認定制度を設け、事業所における女性管理職登用の拡大（ポジティブ・アクション）を進めます。	市民活躍・男女共同参画課
②	女性の就労、キャリア形成・継続の啓発	働き方改革等を推進し、女性が働き続けられる環境改善のための啓発を行います。	市民活躍・男女共同参画課 産業支援課
③	移住定住者の受け皿づくり等支援	【再掲】(取組 4-1-2⑩)	シティプロモーション課

基本目標 5 地域全体で子ども・子育てを支える まち

施策 5 - 1 地域全体で子ども・子育てを支える環境づくり

【取組 5-1-1】 地域による子ども支援活動の充実

	事業名	事業内容	担当課
①	家庭教育支援事業	主に未就園児と保護者を対象に、育児やこどもの健康に関する学習をするとともに、保護者同士が交流を深める取組を推進します。また、地域で子ども・子育て家庭のために活動している団体のネットワークづくり等の支援に取り組みます。	社会教育課
②	子育て講演会	小中学校へ入学する子どもを持つ親が、こどもの心理や最近の動向、しつけや問題行動への対処方法などについて学習することを通して、家庭教育や子育てのあり方を見直す機会を提供します。	社会教育課
③	コミュニティ・スクール推進事業	学校や保護者、地域住民等が協働し、こどもたちの豊かな成長を支えていく、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、コミュニティ・スクールの拡充及び充実に図ります。	学校教育課
④	富士市ふれあい協力員制度	地域の人々の教育力を生かし、学校・家庭・地域社会が連携する中で、こどもの学びや遊びを支援し、学校や地域におけるこどもの安全を守ります。	学校教育課
⑤	青少年活動助成事業	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど、青少年健全育成を図る団体の活動を支援します。	社会教育課
⑥	思春期講座サポーター養成事業	こどもたちに性に関する正しい知識と生命の尊さを伝える思春期サポーターを育成します。	地域保健課
⑦	P T A 活動への支援	小中学校単位で活動する P T A に対して活動補助を交付するなどして、自主的な活動を支援します。	学務課

⑧	こどもエコクラブ活動の支援	幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブ（こどもエコクラブ）を支援し、こどもたちが人と環境との関わりについて幅広い理解を深め、地域の環境保全活動の環を広げる取組を推進します。	環境総務課
⑨	民生委員・児童委員の活動支援	地区のこどもの生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担う民生委員・児童委員による活動を支援します。	福祉総務課
⑩	放課後学習支援ボランティア事業	【再掲】（取組 2-1-1⑧）	学校教育課

施策 5 - 2 安全・安心な社会環境の整備

【取組 5-2-1】 安全・安心な社会環境の整備

	事業名	事業内容	担当課
①	各地区まちづくり協議会（安全部会等）の見守り活動の支援	補助金等により各地区まちづくり協議会の見守りや交通安全の活動を支援します。	まちづくり課
②	防犯活動の推進	「子どもの安全を守る市民行動の日」の呼びかけを行うなど、地域の防犯活動を推進します。	市民安全課
③	交通安全への取組の推進	新入学児童への入学おめでとうキャンペーンや「交通安全リーダーと語る会」、高校生自転車マナーアップキャンペーンなどを開催し、交通安全への取組を推進します。	市民安全課
④	青少年指導委員等による補導の実施	青少年の非行を防止するため、地区の青少年指導委員を中心に、声掛けをはじめとする補導活動や環境浄化活動を推進します。	青少年相談センター
⑤	薬物乱用防止啓発事業等の実施	麻薬や覚醒剤など薬物乱用の危険性や有害性についてこどもに対して周知・啓発を行います。	市民安全課 学校教育課
⑥	子育て世帯への防災セミナー	父親・母親の立場で家庭の防災・減災を考える等のセミナーを開催します。	市民活躍・男女共同参画課 防災危機管理課
⑦	スマートフォン等の情報通信機器の安全利用の啓発	スマートフォン等の情報通信機器の危険性を周知し、安全利用の啓発を行います。	学校教育課
⑧	消費者教育	こどもの消費者被害を防止するため、中学生を対象に消費者啓発講座（家庭科連携授業）を実施します。	市民安全課
⑨	有害図書販売店等への立ち入り調査による指導改善	こどもを取り巻く環境浄化活動の一環として、静岡県青少年のための良好な環境に関する条例などに規定された有害図書を販売する店舗等の立入調査を行い、指導します。	青少年相談センター

2 富士市子どもの権利条例

○富士市子どもの権利条例

令和4年3月30日
条例第17号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）

第3章 子どもの権利の保障（第5条－第8条）

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第9条－第11条）

第5章 子どもの居場所づくり（第12条）

第6章 子どもの権利の普及（第13条－第15条）

第7章 子どもの意見表明及び参加（第16条・第17条）

第8章 子どもの権利の侵害からの救済（第18条－第24条）

第9章 施策の推進（第25条）

第10章 雑則（第26条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことにより取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にすることが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にするとともにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であつて、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

(4) 市民等 次に掲げるものをいいます。

- ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- イ 市内に事務所を有する法人その他の団体

(5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

- (1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。
- (2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。
- (3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。
- (4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

(他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第3章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。
- 5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

(地域における権利の保障)

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。
- 3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。
- 5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

(市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

- 2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

(虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

(いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

第5章 子どもの居場所づくり

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分でいることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第6章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。

(富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。

2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

第7章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第8章 子どもの権利の侵害からの救済

(富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員の定数は、3人以内とします。

3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動

に関する相談員を置きます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
- (3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者には是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。
- (4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に居住する子どもに関するもの
- (2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

(救済委員の役割等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

(救済委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

(是正要請等の尊重)

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

(活動状況の報告)

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

第9章 施策の推進

(推進計画)

第25条 市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

第10章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

○富士市子ども・子育て会議条例

平成27年3月30日
条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、富士市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（一部改正〔令和5年条例1号〕）

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において処理する。

（一部改正〔平成30年条例6号・令和4年6号〕）

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月26日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(敬称略 令和7年3月時点)

区分	氏名	団体の名称等
子どもの保護者	成島 里美	保育園の保護者代表
	埴谷 加奈	幼稚園の保護者代表
	服部 英之	富士市PTA連絡協議会
事業者を代表する者	後藤 恭佑	富士市民間保育園連盟
	河合 辰哉	富士地区私立幼稚園協会
	中山 剛	富士市民間社会福祉施設連絡会 児童部会
	三上 聡	富士市校長会
労働者を代表する者	鈴木 敏大	富士地区労働者福祉協議会
子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者	渡部 達也	NPO法人ゆめ・まち・ねっと
	佐々木 善治	富士市人権擁護委員会
学識経験者	◎野村 武司	東京経済大学
	○田宮 縁	静岡大学
その他市長が必要と認める者	加藤 直子	公募委員
	田中 香織	公募委員
	榎本 博子	公募委員

◎：会長 ○：職務代理者

アルファベット●**DV**

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

●**DX**

Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。データとデジタル技術によって商品やビジネス、業務、企業文化等を変革すること。

●**ICT**

「情報通信技術」を意味する Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略。情報処理と情報通信に関する技術の総称で、日常生活からビジネスまで、様々な分野に活用される。

●**SNS**

Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略。多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイト等で、通信ゲームを含む。

●**STEAM 教育**

スティーム教育。Science(サイエンス/科学)、Technology(テクノロジー/技術)、Engineering(エンジニアリング/工学)、Art(アート/芸術)、Mathematics(マセマティクス/数学)の頭文字をとった造語で、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。

●**Uターン・Iターン**

Uターンは、都市部に出た人が出身地へ戻ること。Iターンは、出身地は都市部の人、地方へ移住すること。

あ行●**アウトリーチ**

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

●**医療的ケア児**

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

●**インクルージョン**

社会において多様な人材が尊重されながら共存していくという意味の言葉。持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」にも通じる考え方。

か行●**企業主導型保育施設**

企業が自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供する認可外保育施設。複数の企業が共同で設置し利用することができ、地域のこどもを受け入れることもできる。

●**キャリア教育**

社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を通して、自分らしい生き方の実現を促す教育。

●**教育・保育施設**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」及び児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」をいう。

●**合計特殊出生率**

15歳～49歳までの全女性の年齢別出生率を合計したもので1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときのこどもの数。

●**こども家庭センター**

令和4年6月の児童福祉法等の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため設置するよう努めることとされたもの。

●**子ども・子育て支援**

全てのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する、こども及びこどもの保護者に対する支援。

●**こども食堂**

こどもが一人でも行くことのできる無料または低額の食堂。地域団体、NPO法人等が独自に運営して、こどもたちに食事を提供する取組。

さ行●**ジェンダーアイデンティティ**

自身の性別についての、ある程度一貫性を持った認識。本人が自分のことを男性的、女性的、それ以外のどれに該当すると認識しているかを表す用語。

●**ジェンダーギャップ**

男女の性差によって生じる格差のこと。

●**自己肯定感**

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じること。

●市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援等の需要見込みや提供体制等を盛り込んだ計画をいい、策定に当たっては、「子ども・子育て会議」の意見等を聴くこととされている。

●市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定について意見を聴く場として、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例等で設置する機関をいう。本市では、保護者代表や学識経験者等が委員として参画している。

●事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業。

●児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。

●重層的支援体制

地域住民が抱える様々な課題に対し、包括的な支援をするための支援体制。従来の分野別の支援体制ではカバーしきれない複雑化・複合化した課題に対応するためのもの。

●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で、保育士等による保育を行う事業。

●ショートステイ

「子育て短期支援事業」においては、保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設等において宿泊を伴う保育を行うもの。

「産後ケア事業」においては、出産後の支援が必要な母子が宿泊により心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援が受けられるもの。

●情報リテラシー

情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力。

●スクールカウンセラー

学校において、児童・生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

●スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

●スクリーニング検査

症状が出ていない人に対して病気の可能性を調べるために行われる検査。

●性的マイノリティ

同性愛者（同性が好きの人）や性同一性障害（自分の性に違和感を覚える人）など、性のあり方が多数派と異なる人々のこと。

た行

●待機児童

希望する保育園等に入所申請したが定員等の関係で入所することができない児童。

●地域型保育事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業をいう。

●地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が実施する事業。時間外保育事業（延長保育事業）、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の事業をいう。

●デートDV

主に10～20代の交際中のカップルの間で起こる暴力。「殴る」「蹴る」などの身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離など様々な暴力がある。

●テレワーク

情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

●特定教育・保育施設

県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付を受ける対象となった教育・保育施設。

●トワイライトステイ

「子育て短期支援事業」においては、平日の夜間又は休日に保護者が不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童を預かるもの。

は行

●ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期（原則として6か月以上）にわたって失われている状態。

●不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因によって、児童・生徒が学校に登校しない、またはしたくてもできない状況。

●プレーパーク

子どもたちが自由に遊び、創造力を育むことができる遊び場。

●プレコンセプションケア

性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促す取組。

ま行

●マッチングシステム

そもそも「企業や個人（消費者）を結びつけるシステム」のこと。「ハピネスFuji」は、結婚を望む人の「縁結び」をサポートするマッチングシステム。

や行

●ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、成長や発達に必要な（勉強や遊び等の）時間を奪われたり、身体的・精神的な負担が重い状態になっていると認められるこども。

●ユニバーサル就労

心身の不調や長期のブランクなどにより働きたくても働きづらさをかかえた人が仕事に就き、「生きがい、働きがい」を感じられる社会をつくる取組。

●要保護児童・要支援児童

児童福祉法に基づく。要保護児童は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。要支援児童は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

ら行

●ライフステージ

乳幼児期、思春期、青年期等の人の生涯における各段階。

●量の見込み

ある事業をどれくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数をいい、「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握された「今後の利用希望」を踏まえ算出することが基本となる。

●レスパイトケア

医療的ケア児などの介助を行う人が、一時的に解放されて休息をとれるようにする支援。レスパイト（respite）は英語で「休息」や「息抜き」を意味する。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。



富士市こども計画

編集 子ども未来部子ども未来課
住所 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話 0545-55-2731
FAX 0545-55-2956

発行年月 令和7(2025)年3月
発行 富士市役所